

総合的環境指標のデータ集

目次

I. 「事象面で分けた各重点分野における個別指標群」及び「事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群」の動向	6
1. 地球温暖化に関する取組分野	7
温室効果ガスの排出量及び吸収量（代表指標）	7
国の機関の排出削減状況	9
中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合	10
冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況	11
森林吸収源対策の進捗状況	12
2. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組	13
2.1 生物多様性への理解・配慮の向上に関わる指標	13
「生物多様性」の認識状況及び生物多様性国家戦略認知度	14
生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数	15
エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数	17
多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標	18
にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイへの参加団体数等（補助指標）	20
2.2 持続可能な利用の促進に関わる指標	22
田園自然環境の創造に着手した地域の数	23
バイオマスの利用量及び新産業の規模	23
木材の供給量と需要量	24
都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数	26
市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数	26
森林経営計画の策定面積（作成面積）	27
森林認証面積（補助指標）	27
海洋管理協議会(MSC)ラベル付き製品数、マリン・エコ・ラベル(MEL)ジャパンの認証件数（補助指標）	28
2.3 生物多様性の保全・再生に関わる指標	30
自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）	31
都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標	32
海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）	33
保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数	34

特定外来生物及び要注外来生物の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数	35
河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」	35
河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」	36
脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標）	38
森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林	39
保安林面積	39
国有林の保護林面積	40
都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数	41
2.4 情報整備、参加型計画立案等の強化に関わる指標	42
1 / 25,000 植生図整備状況	43
生物多様性地域戦略の策定自治体数	44
地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数）	44
3. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組	45
資源生産性（代表指標）	45
循環利用率（代表指標）	47
最終処分量（代表指標）	47
1人1日当たりのごみ排出量	48
1人1日当たり家庭から排出されるごみの量	48
事業系ごみの総量	49
その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標	49
4. 水環境保全に関する取組	50
公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況（代表指標）	51
環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数	56
4.1 主に水質に関する補助的指標	57
水質等のモニタリング地点	58
主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量	60
廃棄物の海洋投入処分量	66
4.2 主に水量に関する補助的指標	67
再生水の利用量	67
湧水の把握件数	68
森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】	69
保安林面積【再掲】	69

弾力的管理を行うダム数（実施ダム数）	70
雨水貯留浸透施設の設置数	70
4.3 主に水生生物等・水辺地に関する補助的指標	71
水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積	71
主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積	72
生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】	76
里海の実施箇所数	76
地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積	77
都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	78
4.4 主に参画に関する補助的指標	79
全国水生生物調査の参加人数	79
ホタレンジャーへの応募数	80
4.5 新規追加分	81
有効率（＝年間有効水量／年間給水量）	81
原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率）	82
水道普及率	82
全国の地盤沈下地域の面積	83
地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数	83
5. 大気環境保全に関する取組	84
大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標）	84
有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率	88
幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況	89
新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況	90
騒音の一般地域における環境基準の達成状況	91
省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及率	92
都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	95
都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数	96
6. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組	99
環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】	99
各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）（代表指標）	103
POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向	105
PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標）	106
化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況（代表指標）	108

II. 「環境の各分野を横断的に捉えた指標群」の動向	110
a). 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標	111
環境効率性	111
資源生産性【再掲】	112
b). 環境と経済との統合的向上に係る指標	114
環境分野の市場規模	114
環境ビジネスの業況	118
グリーン購入実施率	121
環境報告書を作成・公表している企業の割合	125
c). 持続可能な資源利用に係る指標	126
再生可能資源投入割合	126
d). 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標	128
環境分野の特許登録件数	128
環境情報に関する国民の満足度	133
e). 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標	137
消費ベース（フットプリント）の指標	137
資源の自給率（食料）	140
資源の自給率（木材）	141
資源の自給率（エネルギー）	142
f). 日本の環境面での国際貢献度に係る指標	143
国：環境分野に関する ODA 拠出額	143
都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数	144
g). 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標	146
森林面積・森林蓄積量	146
藻場・干潟面積	148
h). 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標	151
生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	151
環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量	152
i). 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標	154
主体の力	155

主体間の連携.....	158
III. 「環境と社会経済の関係を端的に表す指標」の動向.....	160
環境効率性を示す指標【再掲】	161
資源生産性を示す指標【再掲】	163
環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標	164
環境に対する満足度を示す指標.....	164

Ⅰ. 「事象面で分けた各重点分野における個別指標群」及び「事象面で分けた各重点分野を代表的に表す指標の組み合わせによる指標群」の動向

事象面で分けた各重点分野 6 分野で設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

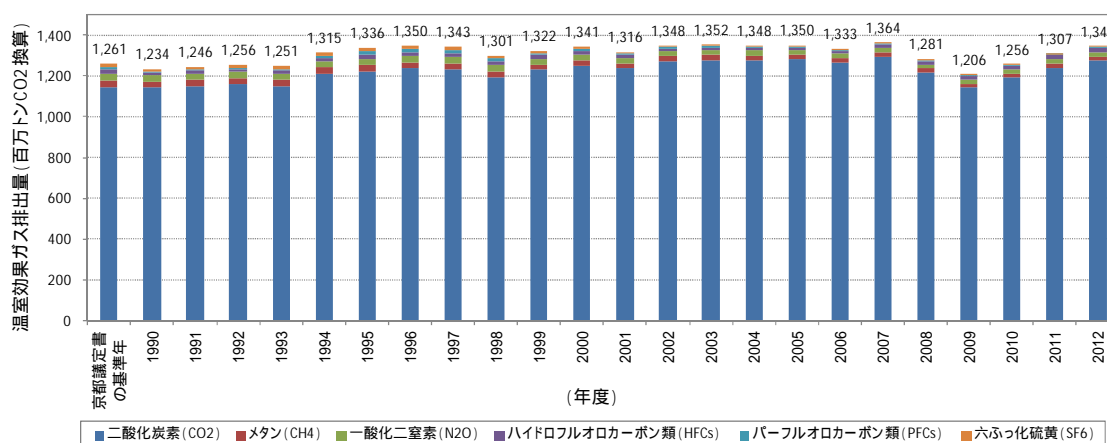
重点分野
1.地球温暖化に関する取組
2.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組
3.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組
4.水環境保全に関する取組
5.大気環境保全に関する取組
6.包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

1.地球温暖化に関する取組分野

指標一覧	
温室効果ガスの排出量及び吸収量 (代表指標)	-1.温室効果ガスの排出量
	-2.温室効果ガスの吸収量
国の機関の排出削減状況	
中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合	
冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況	
森林吸収源対策の進捗状況	

温室効果ガスの排出量及び吸収量 (代表指標)

-1.温室効果ガスの排出量



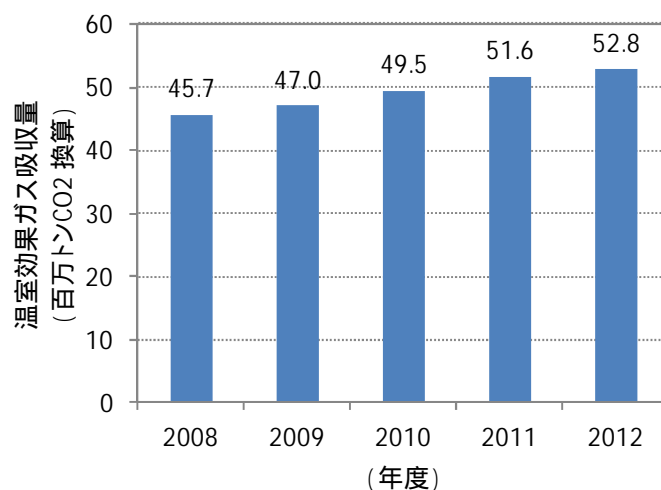
【出典】2012 年度（平成 24 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について（日本国温室効果ガスインベントリ報告書）

【注】LULUCF 分野の排出量は除く。

< 指標の動向 >

2012 年度の温室効果ガスの総排出量は、13 億 4,300 万トン（二酸化炭素換算）であり、京都議定書の規定による基準年（1990 年度。ただし、HFCs、PFCs 及び SF6 については 1995 年度）の総排出量（12 億 6,100 万トン）から 6.5%（8,180 万トン）の増加となっている。また、前年度と比べると 2.8%（3,660 万トン）の増加となっている。

-2.温室効果ガスの吸収量



【出典】2012 年度（平成 24 年度）の温室効果ガス排出量（確定値）について（日本国温室効果ガスインベントリ報告書）

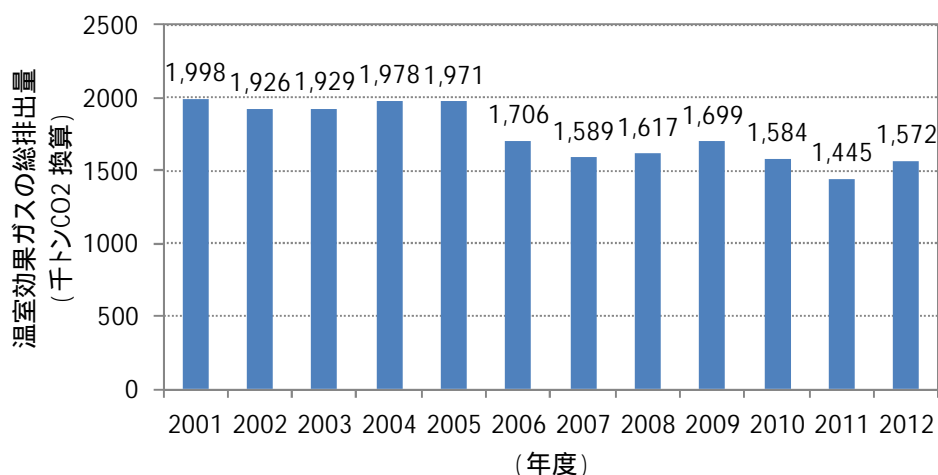
【注】

- 1) 数値は、新規植林・再植林及び森林減少活動（京都議定書 3 条 3）と、森林経営及び植生回復活動（京都議定書 3 条 4）の合計値。
- 2) 各活動の吸収量は、炭素プール別（地上バイオマス、地下バイオマス、枯死木、リター（落葉落枝）、土壌）に算定することとされている。グラフの数値は、炭素プール毎の吸収量。
- 3) 京都議定書に基づく森林吸収量（3 条 3 項及び 4 項のうち新規植林・再植林、森林減少活動、森林経営の合計）については、上限値が設定されている。我が国では第一約束期間の 5 年間で 23,833 万トン（年平均 4,767 万トン、基準年総排出量比 3.8%）であり、植生回復による吸収量は別枠で計上となる。
- 4) 我が国の京都議定書に基づく吸収源活動の排出・吸収量は、第一約束期間終了時に一括して計上することとしているため、値は暫定値であることに留意する必要がある。

< 指標の動向 >

2008 年度以降、年々増加傾向にある。

国の機関の排出削減状況



【出典】平成 24 年度における地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施状況について（環境省）

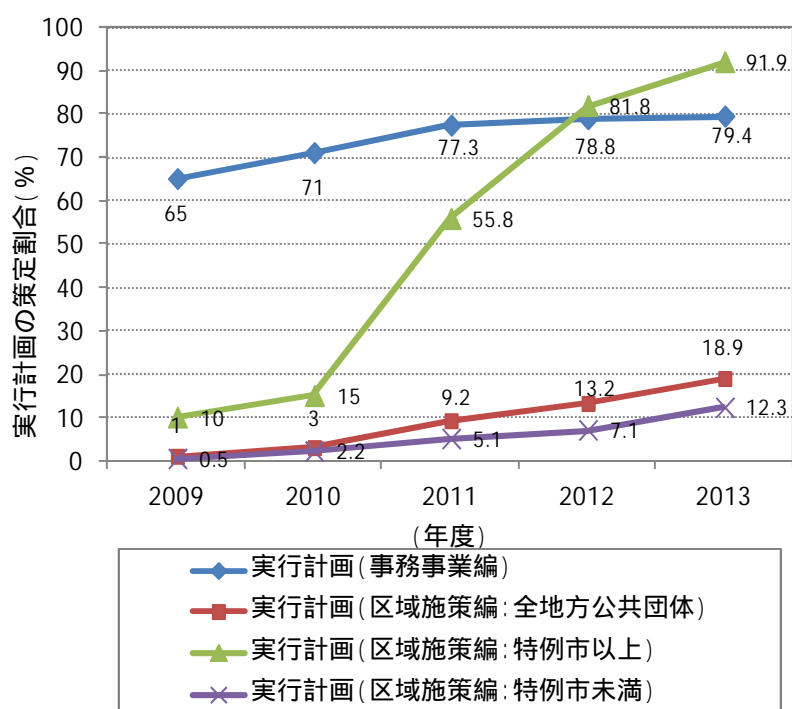
【注】

- 1) 温室効果ガスの総排出量の推計に当たっては、「地球温暖化の推進に関する法律施行令」(平成 11 年政令第 143 号)に定める排出係数等を用いて算出している。
- 2) 2012 年度の電気の排出係数については、地球温暖化対策推進法に基づき 2012 年 11 月 6 日に公表された電気事業者毎の排出係数等を用いた。
- 3) 対象機関には、独立行政法人、公社等政府関係機関（2011 年度までに移行する機関も含む。）は含まれない。
- 4) 2012 年度調査時において、過去の数値についても精査の上、修正を行っている場合がある。

< 指標の動向 >

国の機関等の温室効果ガス排出量は、2005 年度以降、概ね減少の傾向にある。なお、2011 年度から 2012 年度にかけては増加している。

中長期目標を定量的に掲げている地方公共団体実行計画の策定割合



【出典】地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査について（平成 26 年 3 月 環境省）

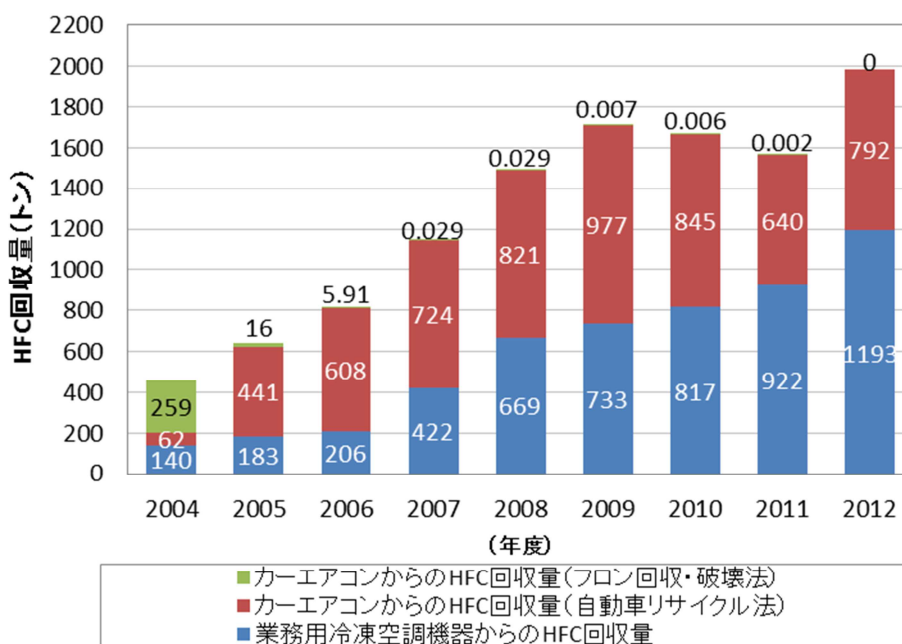
【注】

- 1) 「実行計画（事務事業編）」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下「法」という。）において、都道府県及び市区町村が定めることとされている、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。
- 2) 「実行計画（区域施策編）」とは、法において、都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市が定め、特例市未満の地方公共団体は定めるよう努めることとされている、その区域の温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する計画。
- 3) 各年度の割合は 10 月 1 日時点のデータ。

< 指標の動向 >

実行計画の策定割合は制度開始以降、増加傾向にある。

冷媒として機器に充填された HFC の法律に基づく回収状況



【出典】環境省・経済産業省資料、(財)自動車リサイクル促進センター資料

【注】

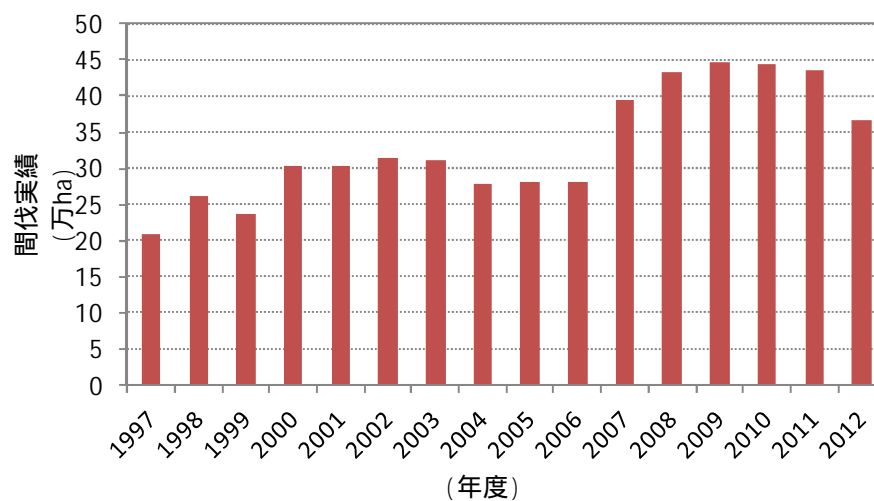
- 1) 小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。
- 2) カーエアコンの回収は、2005年1月から自動車リサイクル法に移管されたが、2004年12月31日までに第2種フロン類引渡業者に引き渡された第2種特定製品については、経過措置としてフロン回収・破壊法による回収を行っているもの。

< 指標の動向 >

- ・ HFC 回収量は 2009 年まで増加傾向にあり、一時は減少傾向に転じたが、2012 年度は再び増加した。
- ・ 業務用冷凍空調機器からの HFC 回収量は年々増加しているが、自動車リサイクル法に基づくカーエアコンからの HFC 回収量は 2009 年度までの増加傾向から一転し、2 年連続で減少したが、2012 年度は前年比増となった。

森林吸収源対策の進捗状況

(参考) 民有林における間伐実績



【出典】林野庁業務資料

【注】間伐実績は、森林吸収源対策の実績として把握した数値である。

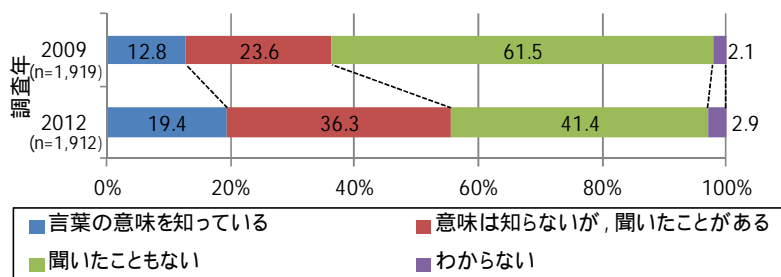
2.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組

2.1 生物多様性への理解・配慮の向上に関わる指標

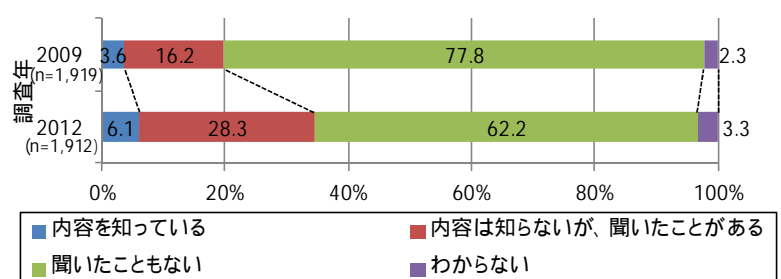
指標一覧	
「生物多様性」の認識状況及び生物多様性国家戦略認知度	
生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数	-1.生物多様性自治体ネットワーク
	-2.生物多様性民間参画パートナーシップ
エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数	
多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標	
にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイへの参加団体数等 (補助指標)	-1.にじゅうまるプロジェクト
	-2.グリーンウェイ

「生物多様性」の認識状況及び生物多様性国家戦略認知度

生物多様性の言葉の認知度【全体】



生物多様性国家戦略の認知度【全体】



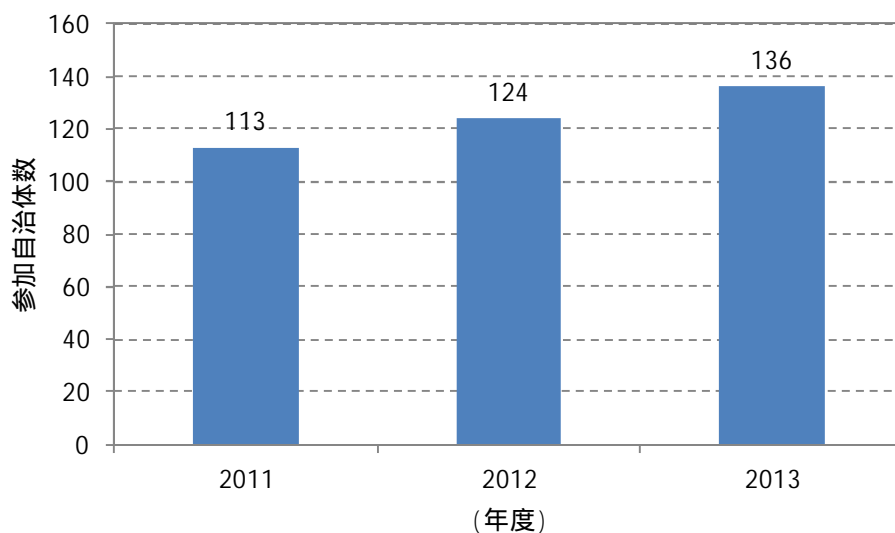
【出典】世論調査報告書平成 24 年 6 月調査「環境問題に関する世論調査」(内閣府)

< 指標の動向 >

- ・「生物多様性の言葉の認知度」については、「言葉の意味を知っている」「意味は知らないが、聞いたことがある」と答えた人の割合が、2012 年は約 56%で、2009 年と比較して増加した。
- ・「生物多様性国家戦略の認知度」については、「内容を知っている」「内容は知らないが、聞いたことがある」と答えた人の割合が、2012 年は約 34%で、2009 年と比較して増加した。ただし、依然として半数以上が認知していない状況にある。

生物多様性自治体ネットワーク及び生物多様性民間参画パートナーシップへの参加 団体数

-1.生物多様性自治体ネットワーク



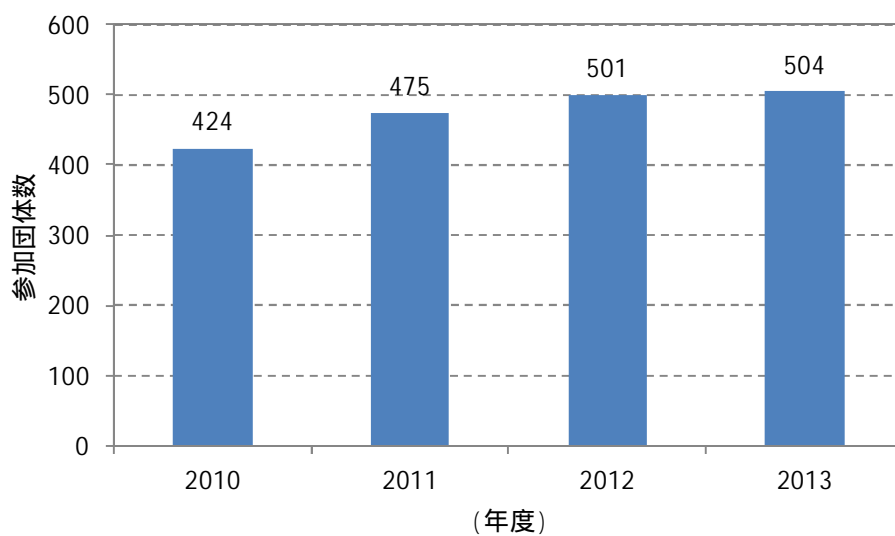
【出典】生物多様性自治体ネットワーク資料

【注】生物多様性自治体ネットワークは、自治体が相互に生物多様性の保全、持続可能な利用に関する取組や成果について情報発信を行い、国や民間団体、事業者等との連携、共同を図るもの。2011年10月に設立された。

< 指標の動向 >

設立以降、参加自治体数は年々増加している。

-2. 生物多様性民間参画パートナーシップ



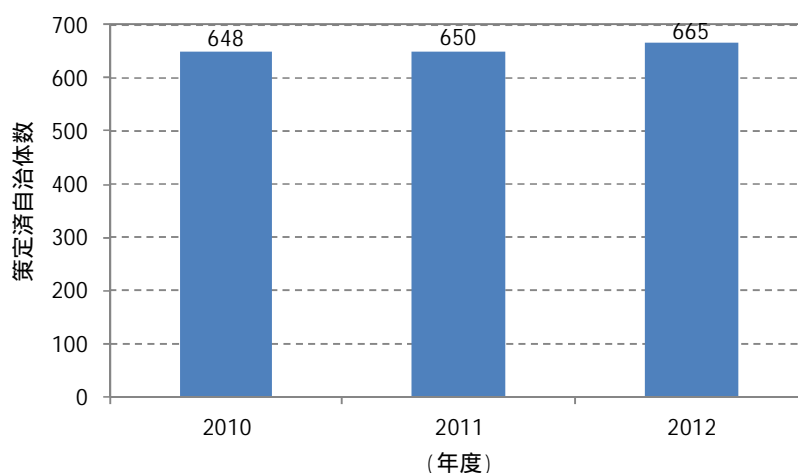
【出典】生物多様性民間参画パートナーシップ事務局資料（経団連自然保護協議会）

【注】生物多様性民間参画パートナーシップは、事業者の生物多様性への取組を推進するため、事業者の取組を支援する意思のある経済団体、NGO、研究者、公的機関等の関係者を交え、事業者同士が情報共有や交流を図るもの。

< 指標の動向 >

参加団体数の増え方は鈍化しているものの、年々増加している。

エコロジカルネットワーク形成等に配慮した「緑の基本計画」の策定数



【出典】緑地保全・緑化への取組の実績調査資料（国土交通省）

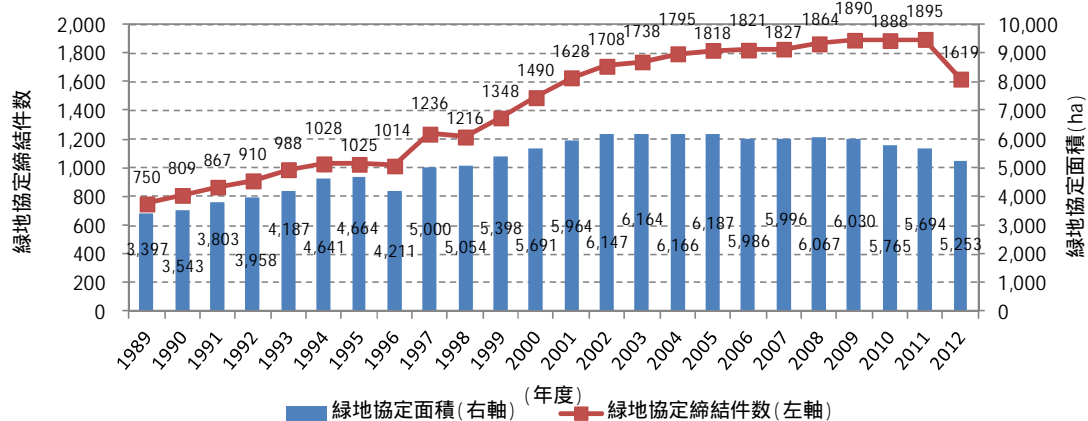
【注】「緑の基本計画」とは、都市緑地法（2004年）に基づき、市町村が策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の通称。樹林地、草地、水辺地など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定めるマスタープラン。緑地の配置の方針や緑地保全地区内の緑地の保全に関する事など地域の実情において定めることとなっている。

< 指標の動向 >

2010年から2012年にかけて年々増加している。

多様な主体による都市の緑地管理状況を示す指標

・緑地協定の締結件数および面積

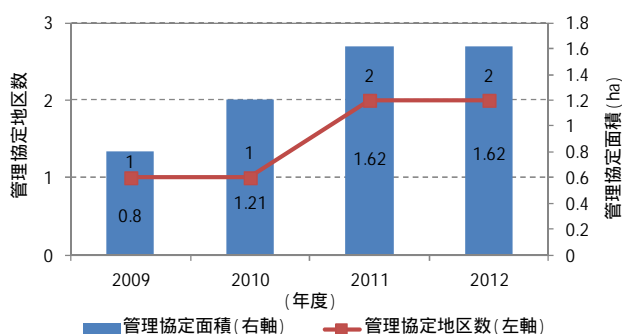


【出典】都市緑化データベース（国土交通省） 国土交通省資料

【注】

- 1) 「緑地協定」とは、都市緑地法に基づき、良好な住環境を創っていくため、関係者全員の合意によって区域を設定し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結するもの。協定には2種類あり、都市緑地法の45条に基づくものは、既にコミュニティの形成が行われている地区において、そして同法54条によるものは、宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うこととされている。
- 2) 1996、2012年度の面積等の減少は、当該制度の運用指針等について精査したため。

・管理協定面積



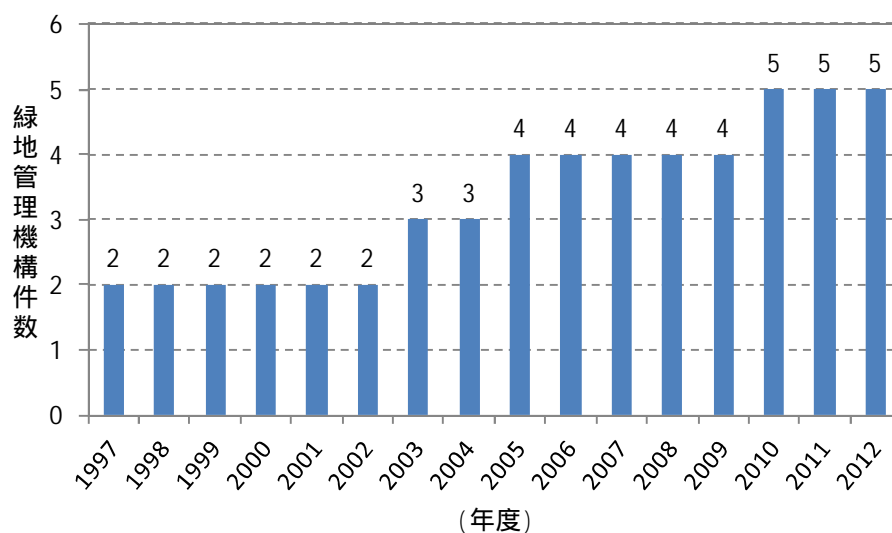
【出典】都市緑化データベース（国土交通省） 国土交通省資料

【注】

- 1) 「管理協定」とは、特別緑地保全地区等の区域内において、土地所有者と地方公共団体又は都市緑地法第68条第1項の規定により指定された緑地管理機構とが、同法24条に基づく協定を結び、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。

2)管理協定締結地区は、千葉県松戸市の栗山特別緑地保全地区(締結年:2009年~2011年)、矢切特別緑地保全地区(締結年:2011年)の2地区である。

・緑地管理機構件数



【出典】都市緑化データベース(国土交通省)、国土交通省資料

【注】

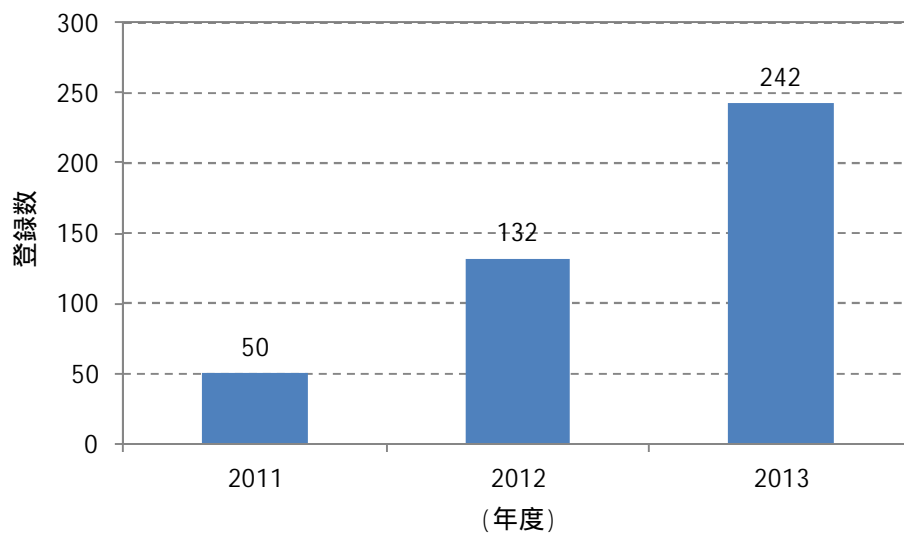
「緑地管理機構」とは、民間団体や市民による自発的な緑地の保全、緑化の一層の推進等を図るため、制度化されたもの。都市緑地法第68条の規定により、緑地整備・管理に対し一定の能力を有するものとして、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人を指定できる。

< 指標の動向 >

- ・緑地協定の締結面積は、大面積の協定がここ5ヵ年で終了しているため、減少している。
- ・管理協定の締結地区は現在2地区であり、管理協定面積は微増している。
- ・緑地管理機構件数は、2012年度末までで5件と微増している。

にじゅうまるプロジェクト及びグリーンウェイへの参加団体数等（補助指標）

-1.にじゅうまるプロジェクト



【出典】にじゅうまるプロジェクト事務局資料（国際自然保護連合日本委員会）

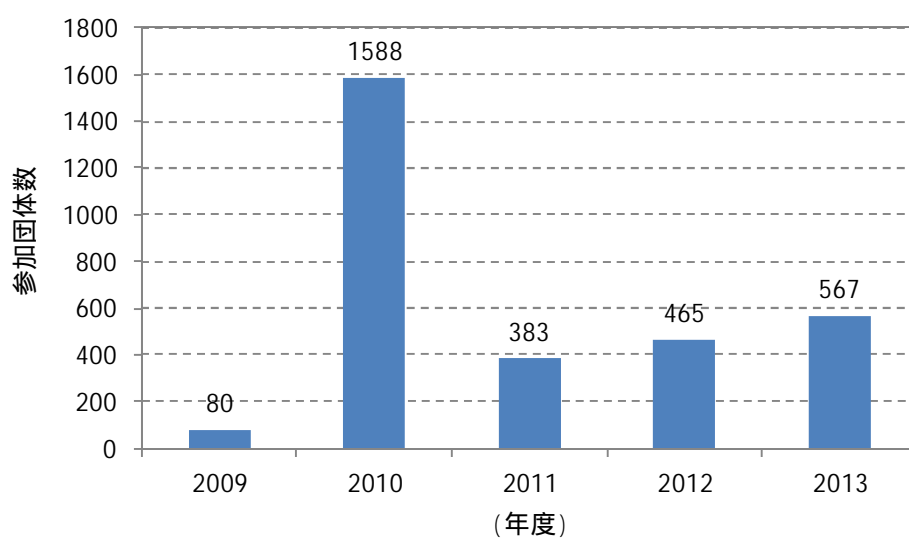
【注】

「にじゅうまるプロジェクト」とは、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）の提案する愛知ターゲット実現に向けて活動する人々・団体を一つのシンボルで結び付け、10年後に、愛知の名を冠する世界目標達成に向けた事業。

< 指標の動向 >

にじゅうまるプロジェクトへの登録数は、年々増加している。

-2.グリーンウェイブ



【出典】グリーンウェイブ事務局資料

【注】「グリーンウェイブ」とは、世界各地の子どもたちが学校や地域などで植樹等を行う活動。

< 指標の動向 >

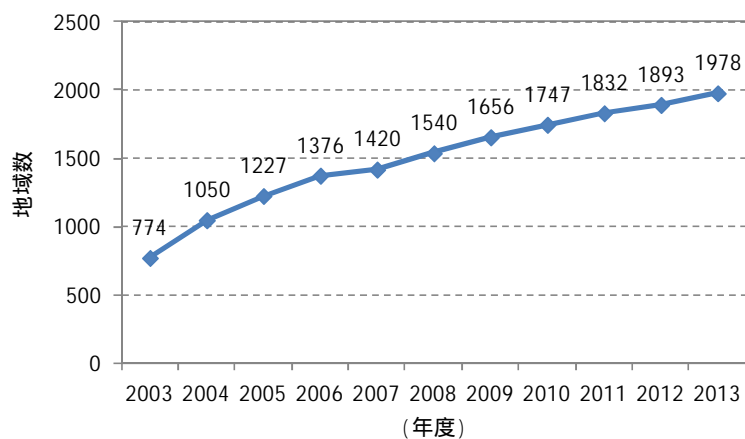
2010 年度より、参加を広く呼び掛けるようになったことから、参加団体数は急増した。

2011 年度は大きく減少したものの、その後、参加数は増加傾向となっている。

2.2 持続可能な利用の促進に関わる指標

指標一覧	
田園自然環境の創造に着手した地域の数	
バイオマスの利用量及び新産業の規模	
木材の供給量と需要量	
都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数	
市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数	
森林経営計画の策定面積（作成面積）	
森林認証面積（補助指標）	-1.「緑の循環」認証会議（SGEC）
	-2.森林管理協議会（FSC）
海洋管理協議会（MSC）ラベル付き製品数、マリン・エコ・ラベル（MEL）ジャパンの認証件数（補助指標）	-1.MSC ラベル
	-2.MEL 認証

田園自然環境の創造に着手した地域の数



【出典】農林水産省資料

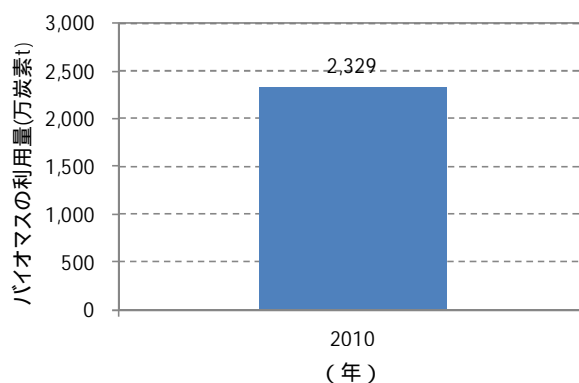
【注】

- 1) 2012 年度以降は、「農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手した地域の数」という項目で集計を行っている。
- 2) 地域数は、水環境の整備に限ったものではなく、景観に配慮した整備等何らかの整備を行った全体の地域数であるという点に留意が必要。

< 指標の動向 >

田園自然環境の創造に着手した地域数は年々増加している。

バイオマスの利用量及び新産業の規模



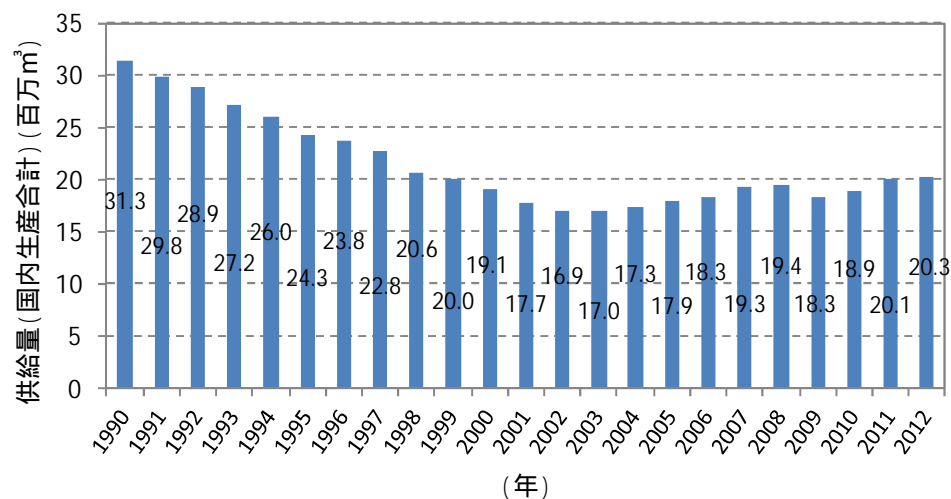
【出典】農林水産省資料

< 指標の動向 >

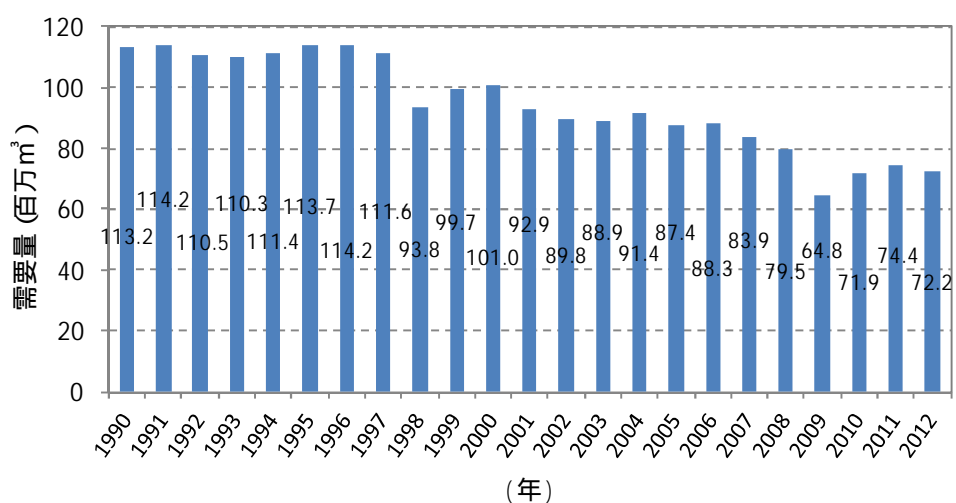
-

木材の供給量と需要量

・供給量



・需要量



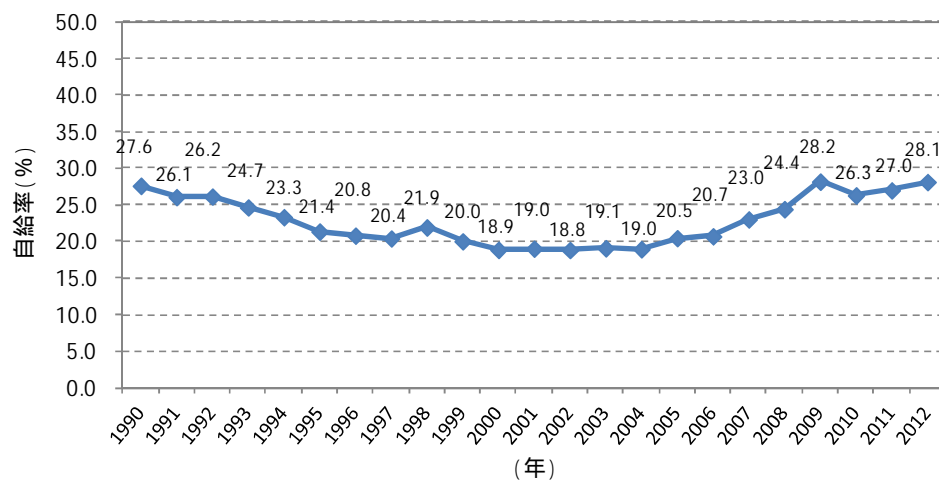
【出典（供給量、需要量）】木材需給表（農林水産省）

【注】しいたけ原木および薪炭材を含む。

< 指標の動向 >

- ・木材の供給量（国内生産合計）は、2002年頃まで減少傾向にあったが、近年は緩やかな増加傾向にある。
- ・木材の需要量は、概ね減少傾向にあるが、2010年以降は横ばいで推移している。

(参考) 木材自給率

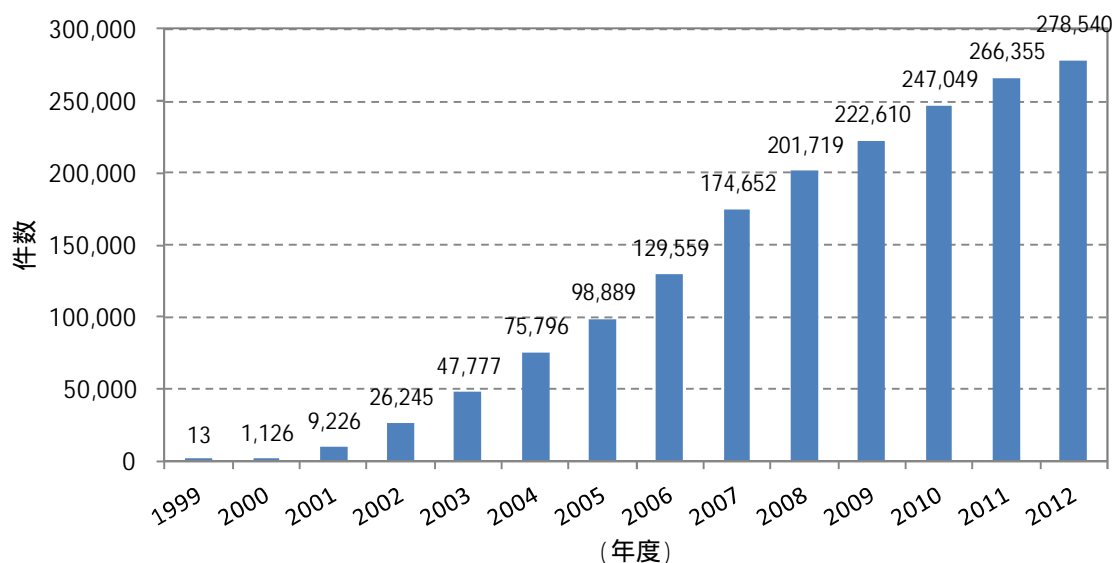


【出典】木材需給表（農林水産省）

【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{木材自給率} = \text{国内生産量} \div \text{総需要量} \times 100$$

都道府県によるエコファーマー累積新規認定件数



【出典】エコファーマーの認定状況（農林水産省）

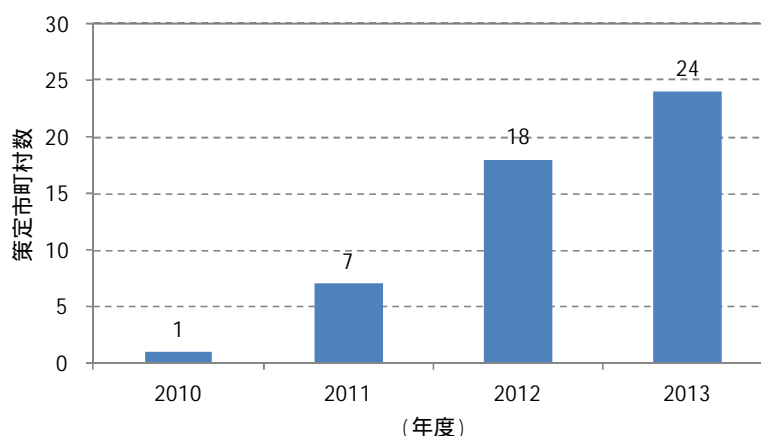
【注】

「エコファーマー累積新規認定件数」とは、政策評価において環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加を把握するために指標としている数値である。

< 指標の動向 >

新規認定件数の増え方は鈍化しているものの、累積認定件数は年々増加している。

市町村によるバイオマス活用推進計画の策定数

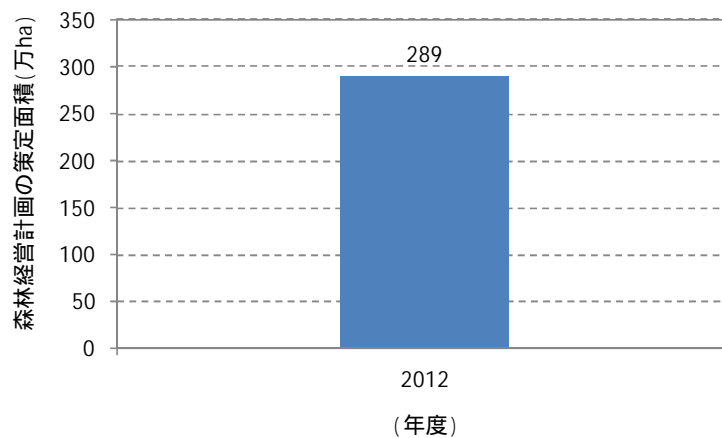


【出典】都道府県及び市町村のバイオマス活用推進計画について（農林水産省）

< 指標の動向 >

バイオマス活用推進基本法に基づき、バイオマスの活用の推進に関する計画を策定した市町村の数は、H23年度の7件からH24年度18件、H25年度24件となっている。

森林経営計画の策定面積



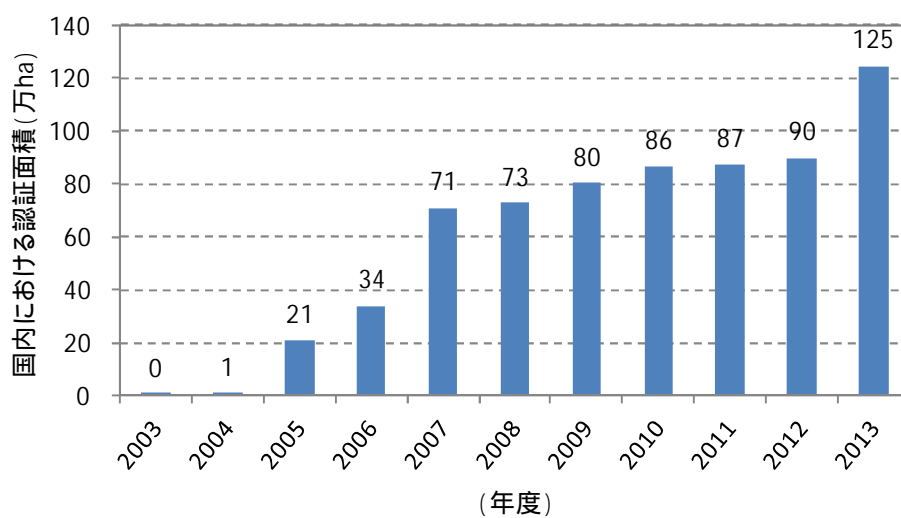
【出典】農林水産省資料

< 指標の動向 >

-

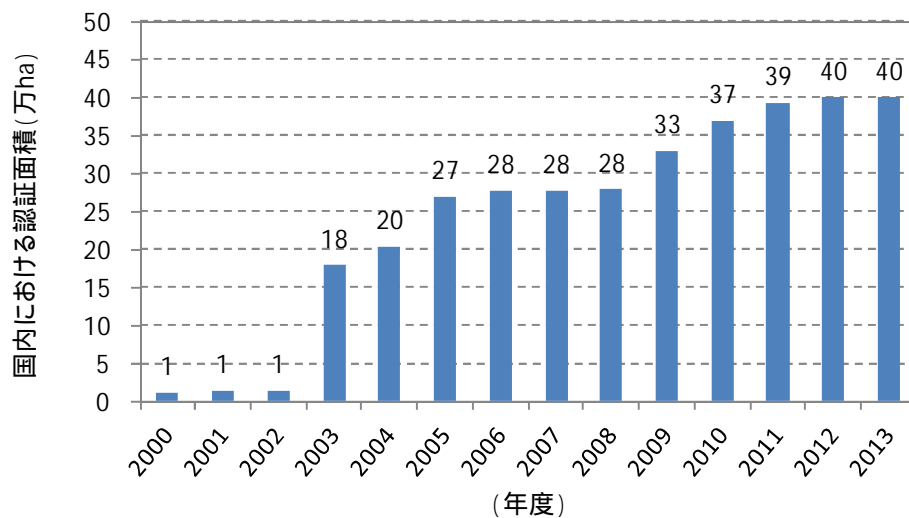
森林認証面積（補助指標）

-1. 「緑の循環」認証会議（SGEC）



【出典】「緑の循環」認証会議（SGEC）資料

-2. 森林管理協議会（FSC）



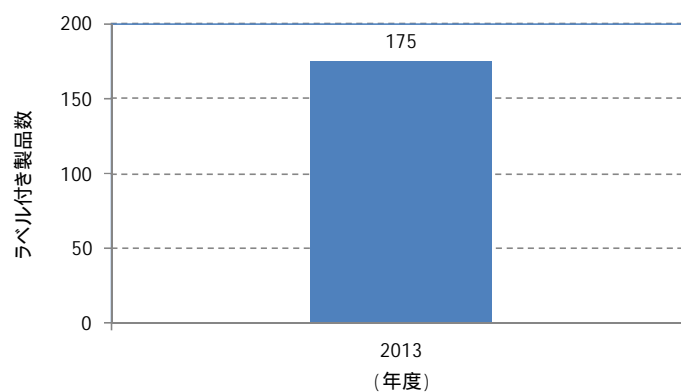
【出典】森林管理協議会（FSC）資料

< 指標の動向 >

- ・ SGEC の認証面積は、年々増加している。
- ・ FSC の認証面積は、横ばいの年度もあるものの、概ね増加している。

海洋管理協議会(MSC)ラベル付き製品数、マリン・エコ・ラベル(MEL)ジャパンの認証件数（補助指標）

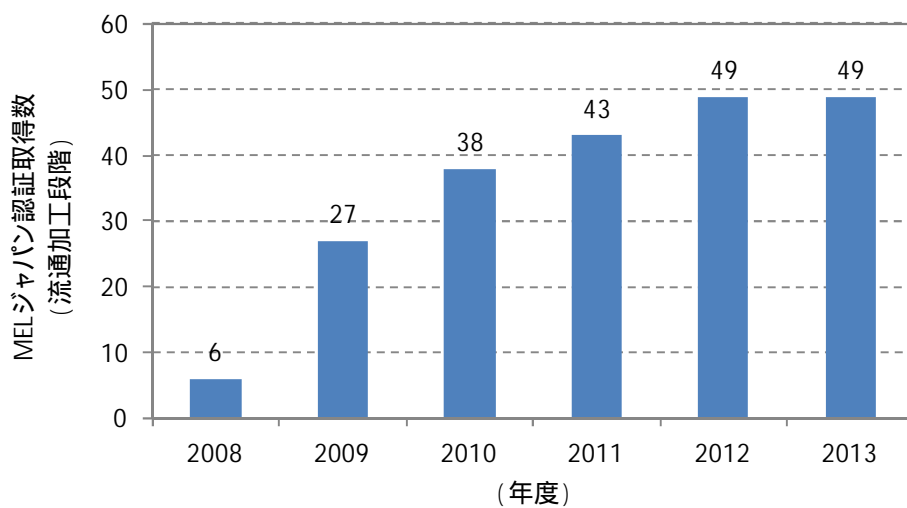
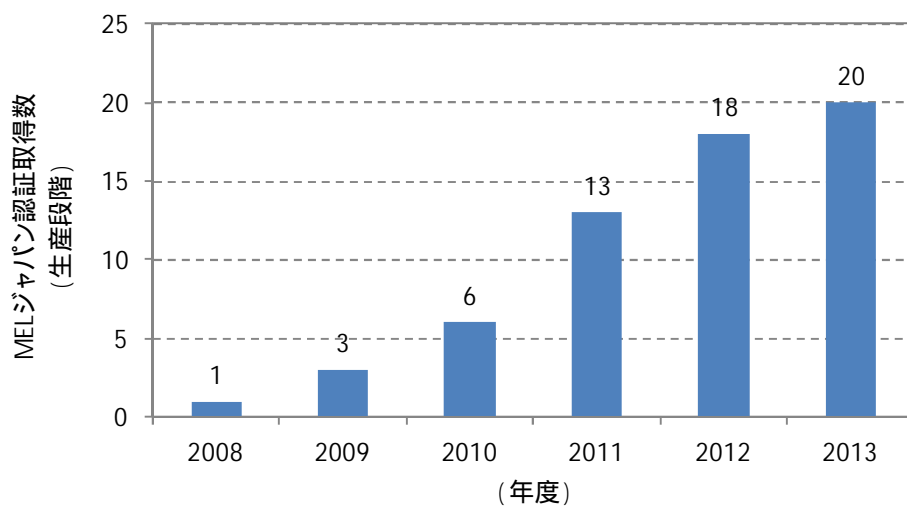
-1.MSC ラベル



【出典】海洋管理協議会日本事務局資料

【注】日本における MSC ラベル付き製品数。

-2.MEL 認証



【出典】マリン・エコ・ラベル・ジャパン運営団体資料

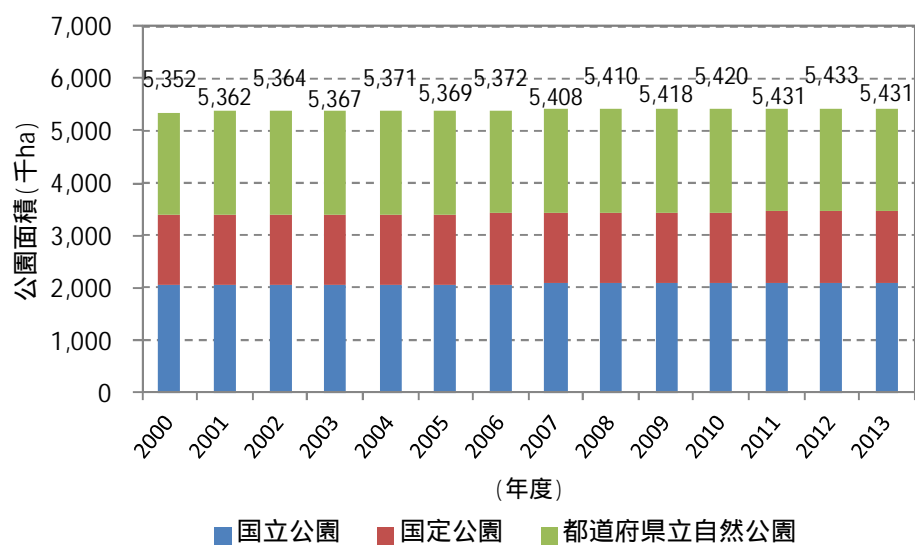
< 指標の動向 >

- ・ MEL の認証件数は年々増加している。

2.3 生物多様性の保全・再生に関わる指標

指標一覧	
自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）	
都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標	
海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）	
保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数	-1.保護増殖事業計画の策定数
	-2.国内希少野生動植物種の指定数
特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数	-1.特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数
	-2.外来生物法に基づく防除の実施件数
河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」	
河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」	-1. 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合
	-2. 特に重要な水系における湿地の再生の割合
脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標）	
森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林	
保安林面積	
国有林の保護林面積	
都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数	-1.都道府県が定める希少種保護条例の制定数（累積施行数）
	-2. 指定希少野生動植物種の指定数

自然公園面積（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）

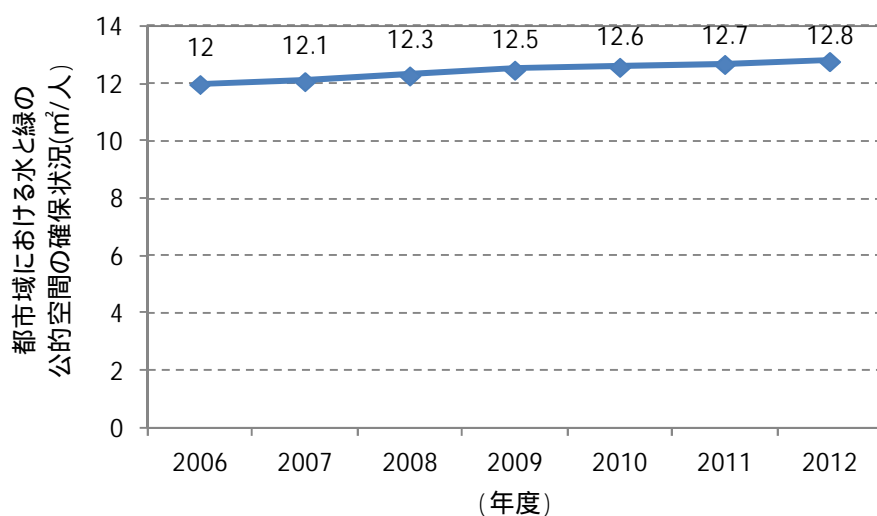


【出典】自然公園面積総括表（環境省）

< 指標の動向 >

国立公園、国定公園、都道府県立自然公園のいずれも、面積は横ばいである。

都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ(政策チェックアップ)資料(国土交通省)

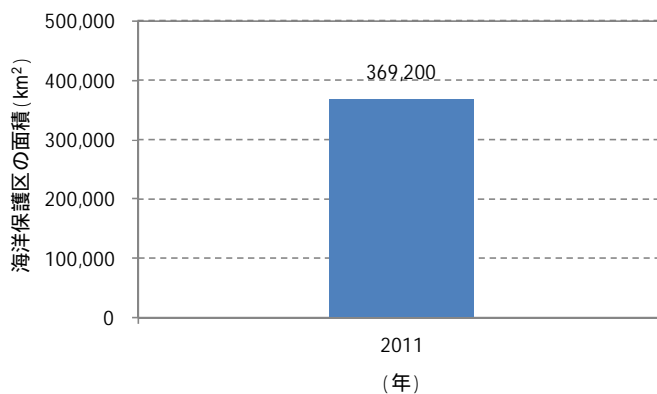
【注】

- 1) 都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したものの。

< 指標の動向 >

確保状況はゆるやかな増加傾向にある。

海洋保護区面積（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸水産資源開発区域等）



【出典】我が国における海洋保護区の設定のあり方について（環境省）

【注】

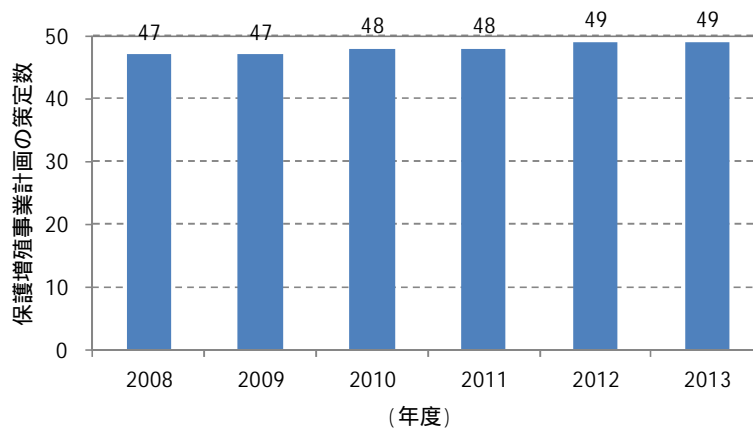
数値は、地理情報が入手可能な区域（自然公園、自然環境保全地域、鳥獣保護区、保護水面、共同漁業権区域、指定海域、沿岸資源開発区域）の合計面積から、区域の重複を除いた面積。上記出典は、既存の規制区域について、海洋保護区の定義に基づき整理・試算を行ったもので、2011年5月27日に開催した第8回総合海洋政策本部会合の資料として公表・了承されたもの。

< 指標の動向 >

-

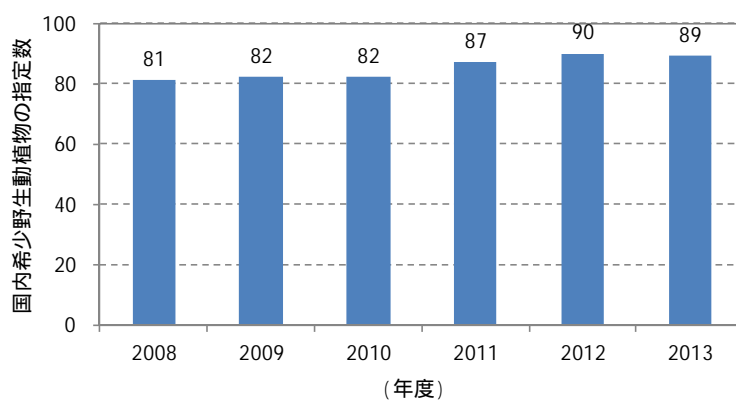
保護増殖事業計画の策定数及び国内希少野生動植物種の指定数

-1. 保護増殖事業計画の策定数



【出典】 保護増殖事業計画一覧（環境省）

-2. 国内希少野生動植物種の指定数



【出典】 国内希少野生動植物種一覧（環境省）

< 指標の動向 >

- ・ 保護増殖事業計画の策定数は、ほぼ横ばいである。
- ・ 国内希少野生動植物種の指定数は、ほぼ横ばいである。

特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数並びに外来生物法に基づく防除の実施件数

-1.特定外来生物及び要注意外来生物の指定等種類数

特定外来生物 2014年8月現在：112種類（1科14属94種3交雑種）

要注意外来生物 2014年8月現在：148種

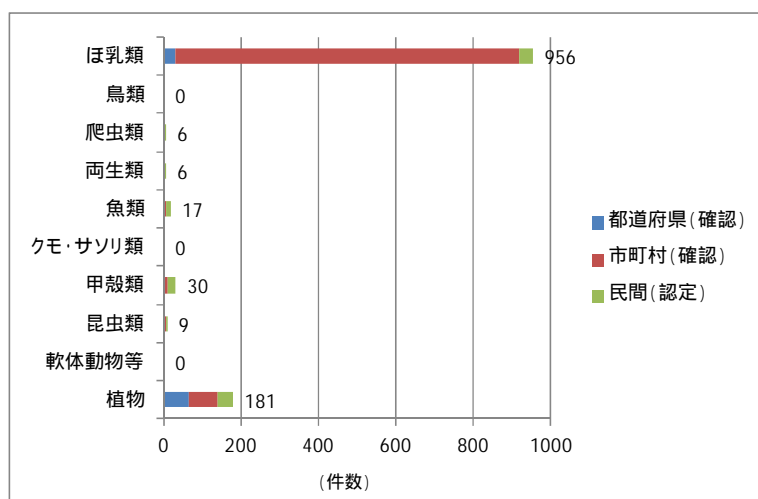
【出典】特定外来生物等一覧（環境省）、要注意外来生物リスト（環境省）

【注】在来の種・亜種を除く。

< 指標の動向 >

外来生物法の改正を踏まえた追加指定等を受け増加している。今後、侵略的外来種リスト（仮称）の作成等も踏まえ、追加指定を見込んでいる。

-2.外来生物法に基づく防除の実施件数（2013年11月1日現在）



【出典】環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室資料

【注】

- 1) 主務大臣以外の者が特定外来生物の防除を行う場合は、防除を行う旨とその実施方法等について、主務大臣の確認・認定を受けることができる。
- 2) 防除の確認・認定件数は2013年11月1日時点で有効なものを集計している。

< 指標の動向 >

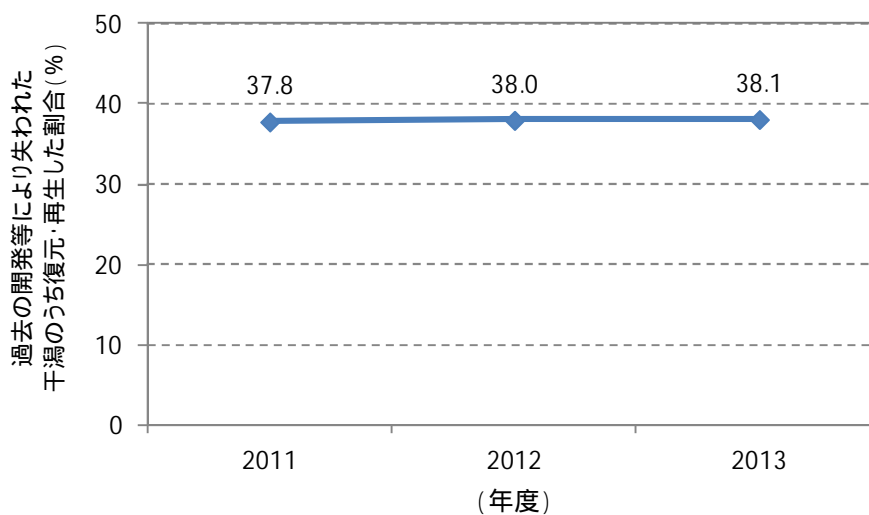
特定外来生物の分布拡大等を背景として、増加傾向にある。

河川及び港湾における「失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合」

本指標はこれまで社会資本整備重点計画（国土交通省）の指標を用いていたが、指標が廃止されたため更新可能なデータが無い

河川及び港湾における「失われた湿地や干潟の中で再生したものの割合」

-1. 過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ(政策チェックアップ)資料(国土交通省)

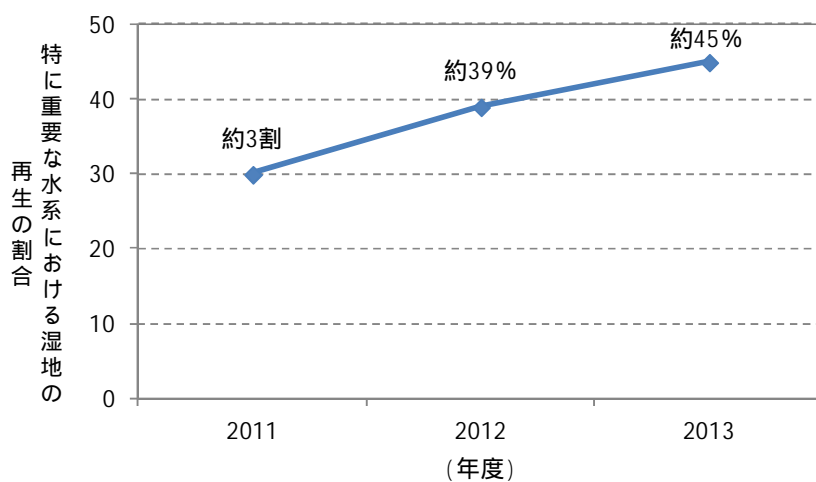
【注】過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積約4,000haの干潟のうち自然再生事業等の実施により復元・再生した割合。

干潟の再生の割合 = /

：復元・再生した面積

：過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で回復可能な面積

-2. 特に重要な水系における湿地の再生の割合



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ(政策チェックアップ)資料(国土交通省)

【注】生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された割合。

再生された湿地の面積の割合 = /

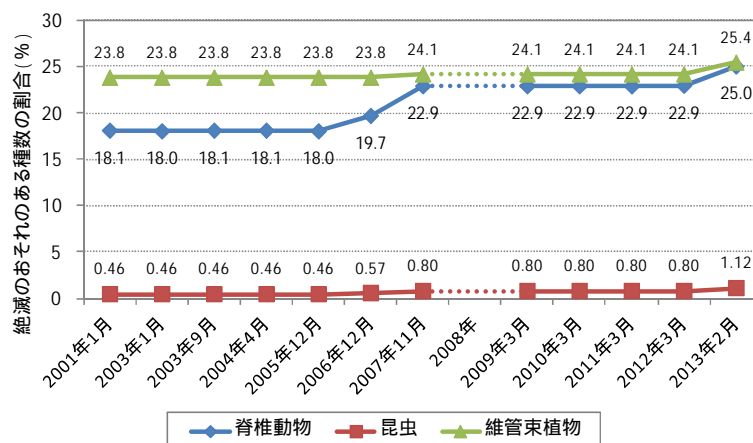
: 再生された湿地の面積

: 特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積

< 指標の動向 >

- ・干潟の復元・再生割合は、徐々にではあるが増加している。
- ・湿地の再生割合は、年々増加している。

脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（代表指標）



【出典】環境省レッドリスト（環境省）

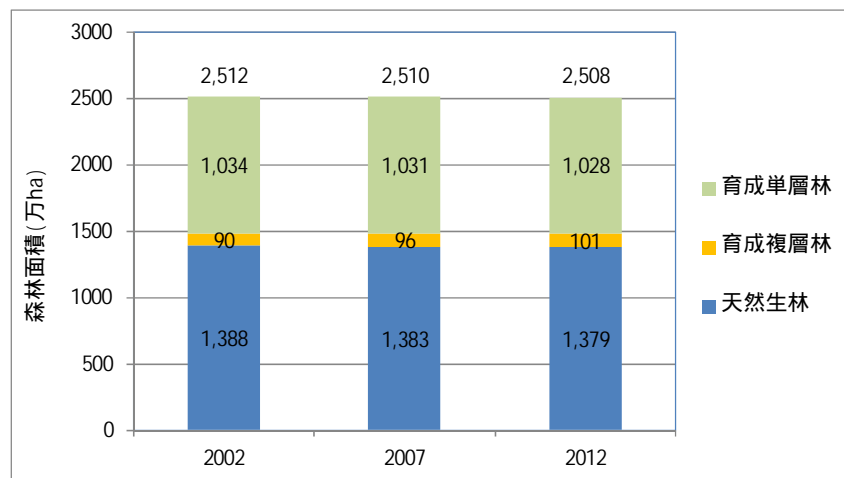
【注】

- 1) 動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録(環境庁編 1993,1995,1998)」等による。
- 2) 維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は日本植物分類学会の集計による。
- 3) 絶滅のおそれのある種とは、絶滅危惧 類（Critically Endangered + Endangered）：絶滅の危機に瀕している種、および絶滅危惧 類（Vulnerable）：絶滅の危険が増大している種。

< 指標の動向 >

評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数は、脊椎動物、昆虫、維管束植物ともに、徐々にではあるが増加している。特に 2005～2007 年、2012～2013 年にかけて脊椎動物で増加がみられた。

森林面積：育成単層林、育成複層林、天然生林



【出典】森林資源の現況（林野庁）

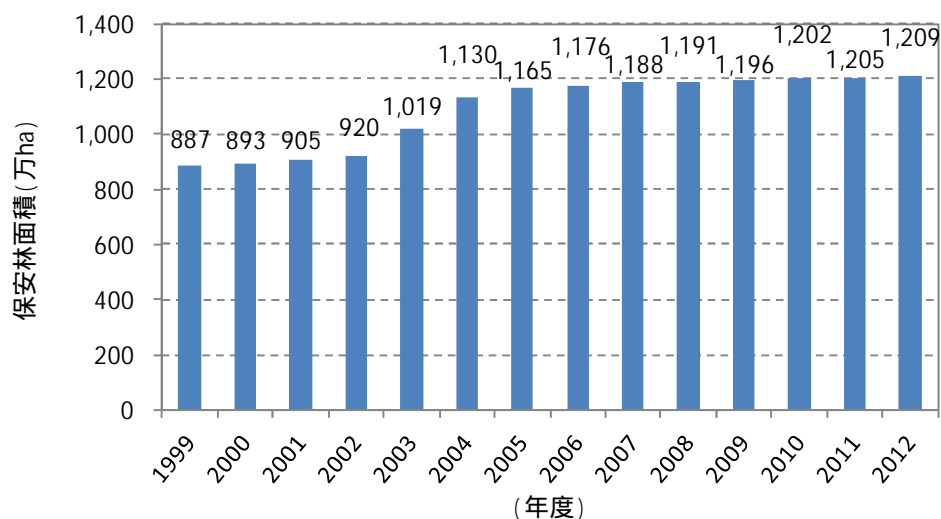
【注】

「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

< 指標の動向 >

・森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）は概ね横ばいで推移している。

保安林面積

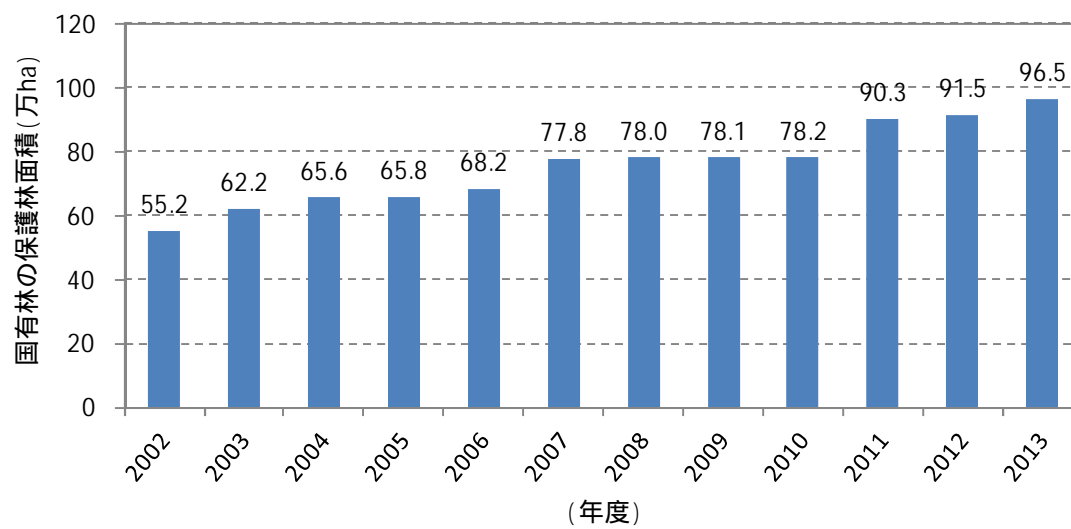


【出典】森林林業統計要覧（林野庁）、林野庁資料

< 指標の動向 >

保安林面積は、2003～2006年度頃にかけて増加したが、近年では横ばいとなっている。

国有林の保護林面積



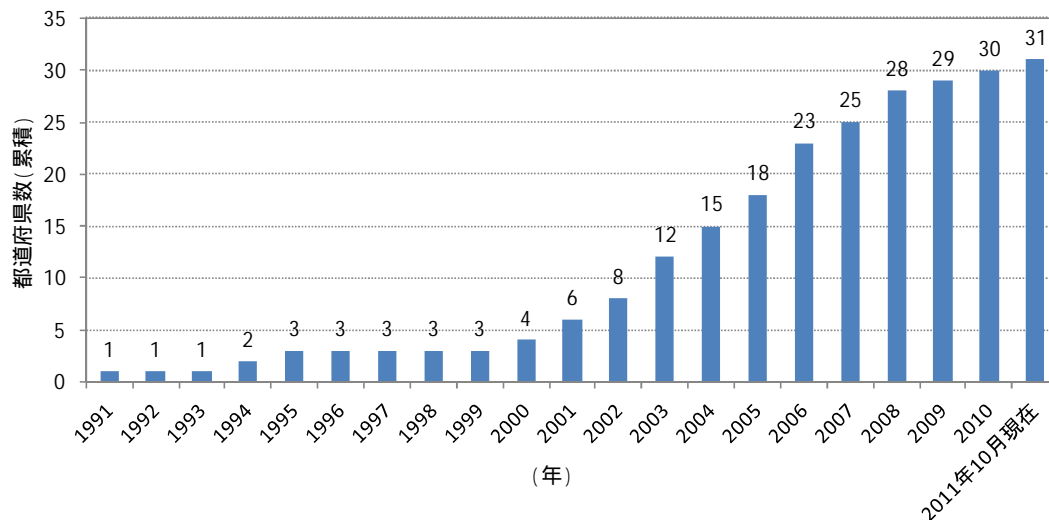
【出典】国有林野事業統計書（林野庁） 林野庁資料

< 指標の動向 >

保護林面積は、増加傾向にある。

都道府県が定める希少種保護条例の制定数及び同条例に基づく指定希少野生動植物種の指定数

-1. 都道府県が定める希少種保護条例の制定数（累積施行数）



-2. 指定希少野生動植物種の指定数

2011年10月現在、457種（亜種、地域個体群含む）

【出典】希少野生動植物保護にかかる都道府県条例（以下「希少種保護条例」）について（環境省）

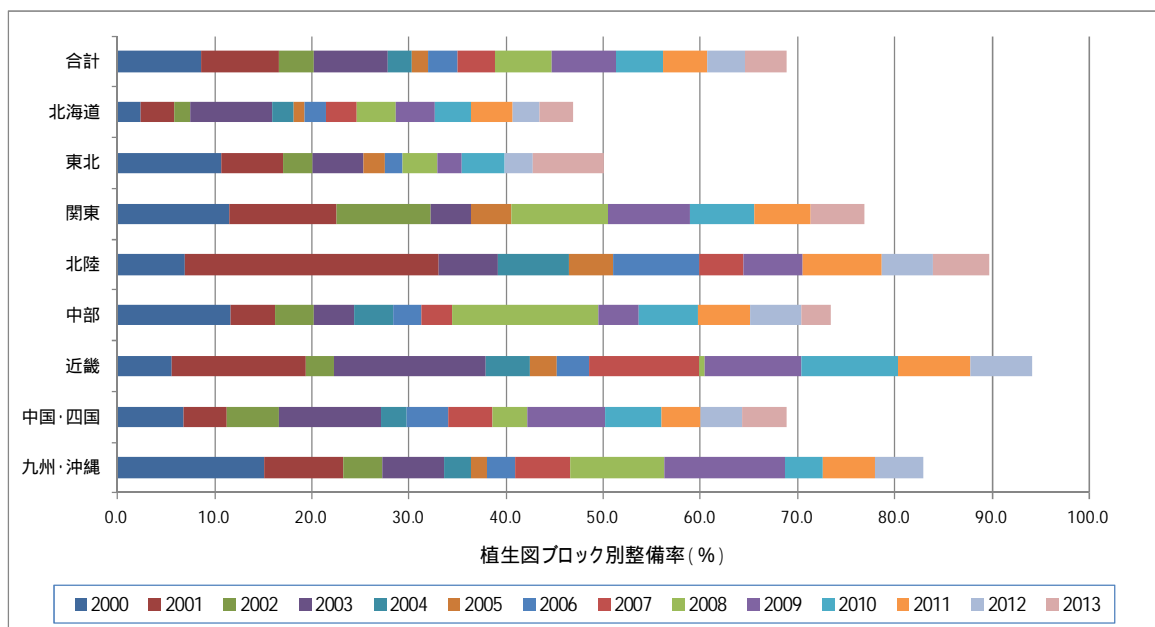
< 指標の動向 >

都道府県が定める希少種保護条例の制定数は、年々増加している。

2.4 情報整備、参加型計画立案等の強化に関わる指標

指標一覧
1 / 25,000 植生図整備状況
生物多様性地域戦略の策定自治体数
地域連携保全活動状況（計画策定自治体数及び協議会数）

1 / 25,000 植生図整備状況



【出典】自然環境保全基礎調査 植生調査（環境省）

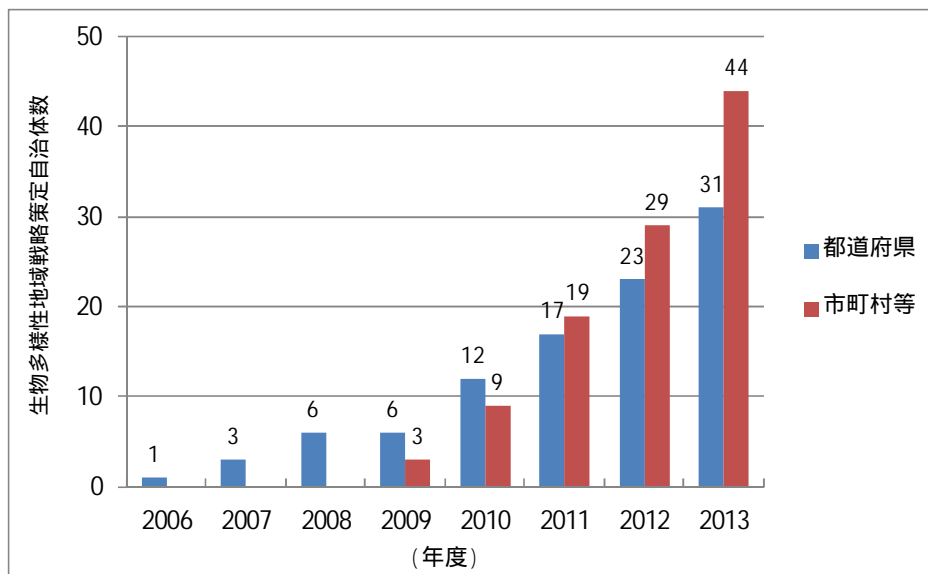
【注】

- 1) 各年度における2次メッシュの整備率。
- 2) 1/25,000 植生図の整備では、国土地理院及び林野庁撮影の空中写真の整備状況、変化が著しく進んでいる里地里山を有する地域を優先し植生図の整備を進めている。
- 3) 東京都の範囲は既存植生図の調整により整備した。
- 4) 2013年度から一部業務について2ヶ年業務の発注を行っておりその発注分については予算額で案分している。東北ブロックにおける2ヶ年業務においては、2013年度に12メッシュ整備するものとした。
- 5) 東北地区については、復興特会により、前倒しして事業を実施。

< 指標の動向 >

整備率の最も高いのは、約94%が整備されている近畿ブロックで、最も低いのは、約47%が整備されている北海道ブロックである。

生物多様性地域戦略の策定自治体数



【出典】生物多様性地域戦略「地域戦略策定済み地方公共団体数」(環境省)

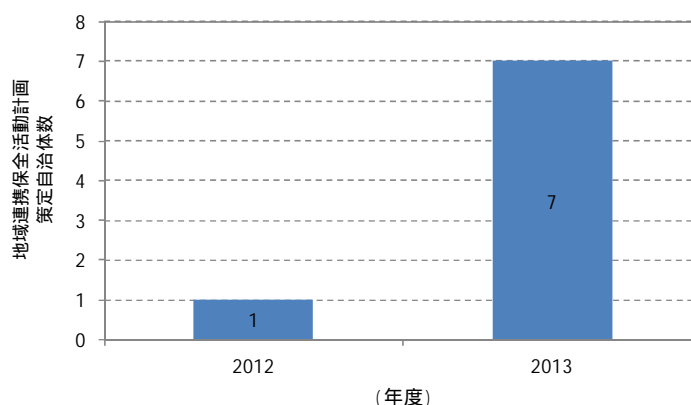
【注】

- 1) 数値は策定自治体数の累計。
- 2) 生物多様性基本法の施行以前に策定された計画又は生物多様性基本法の施行後であるが、生物多様性基本法第 11 条に基づく生物多様性国家戦略(平成 22 年 3 月閣議決定)の策定以前に策定された計画を含む。

< 指標の動向 >

都道府県、市町村等における生物多様性地域戦略の策定数は、年々増加している。

地域連携保全活動状況(計画策定自治体数及び協議会数)



【出典】環境省資料

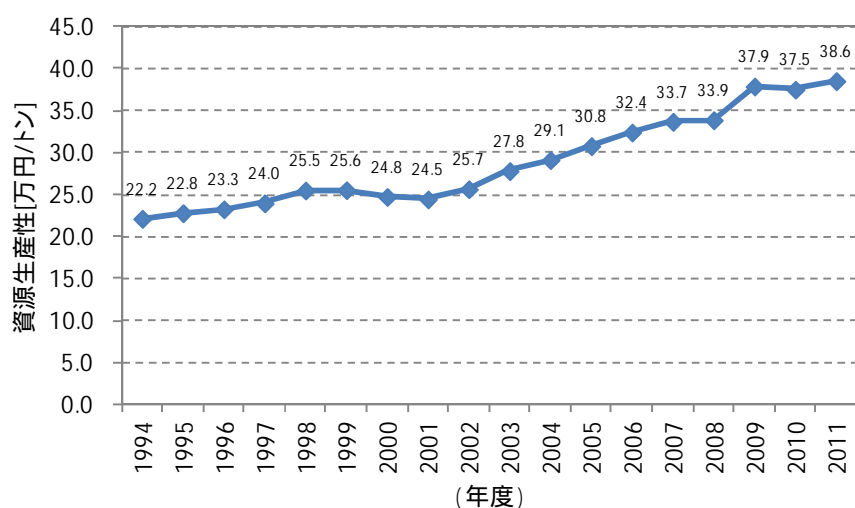
< 指標の動向 >

地域連携保全活動計画の作成数は、2012 年度の 1 件から 2013 年度は 7 件に増加した。

3.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

指標一覧
資源生産性（代表指標）
循環利用率（代表指標）
最終処分量（代表指標）
1人1日当たりのごみ排出量
1人1日当たりに家庭から排出されるごみの量
事業系ごみの総量
その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標

資源生産性（代表指標）



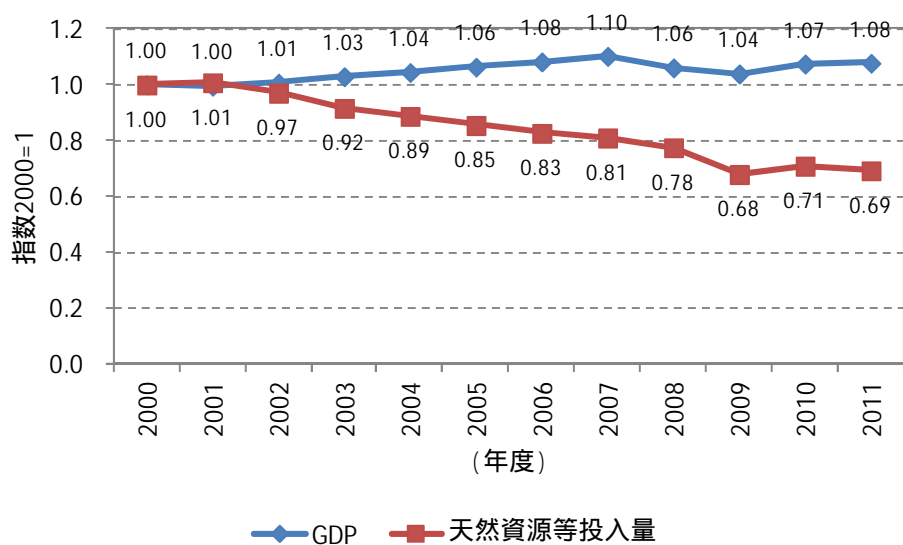
【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「2011（平成 23）年度 国民経済計算 確報（2005 年基準・93SNA）（1994 年～2011 年） 遡及推計」（内閣府）

【注】

- 1)GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2)天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指す。資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかにかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す。資源生産性の算出は次式による。

$$\text{資源生産性} = \text{GDP} / \text{天然資源等投入量 (DMI)}$$

(参考) GDP、天然資源等投入量の推移



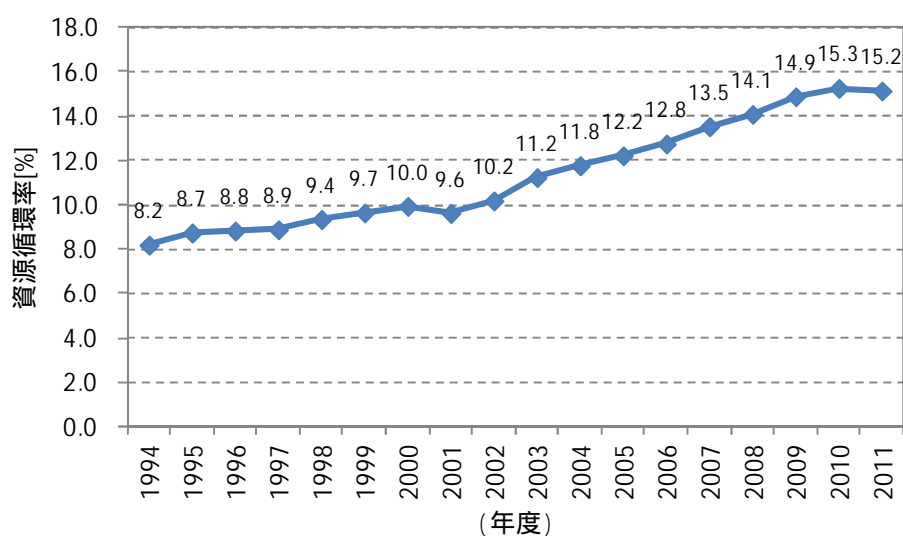
【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「2011（平成23）年度 国民経済計算 確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2011年） 遡及推計」（内閣府）

【注】GDPは2005年基準・実質・連鎖方式。

< 指標の動向 >

- ・資源生産性は2000年度以降、増加傾向にあったが、2010年度は減少している。
- ・GDPは金融危機の影響により2007年度から2009年度まで減少したが、2010年度は増加している。
- ・天然資源等投入量は2001年度より減少傾向にある。この要因として、主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、大規模公共事業の減少を反映している。

循環利用率（代表指標）



【出典】環境省資料

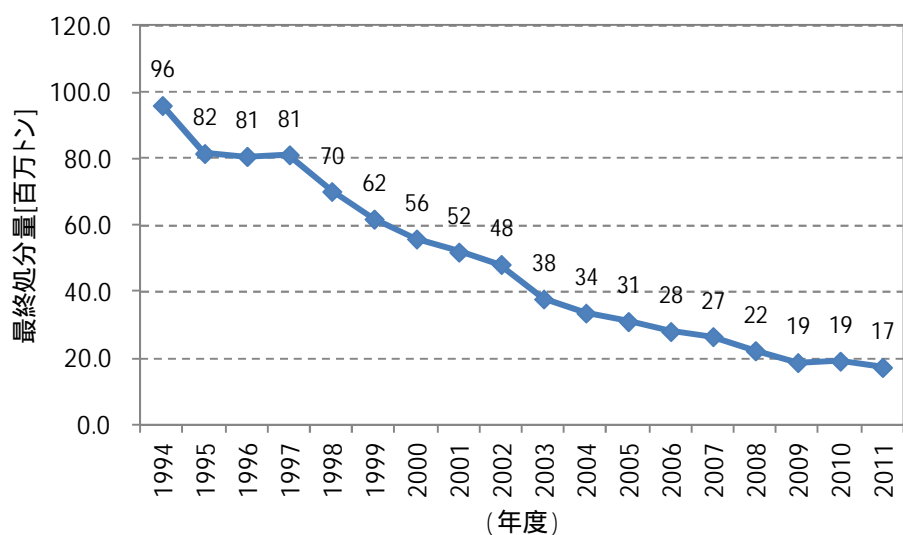
【注】循環利用率は、経済社会に投入されるものの全体量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す。循環利用率の算出は次式による。

$$\text{循環利用率} = \text{循環利用量} / (\text{循環利用量} + \text{天然資源等投入量})$$

< 指標の動向 >

- ・ 1990 年度以降、上昇傾向にある。

最終処分量（代表指標）

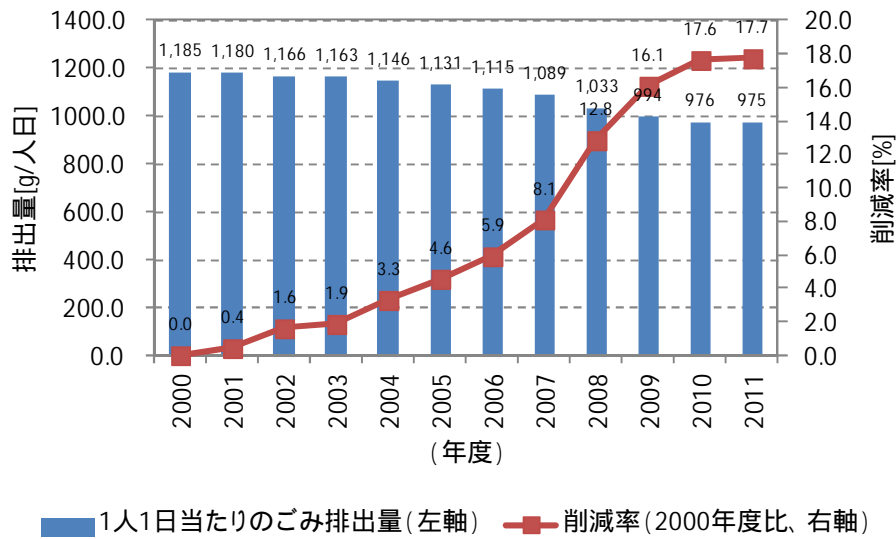


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・ 1990 年度以降、減少傾向にある。

1人1日当たりのごみ排出量



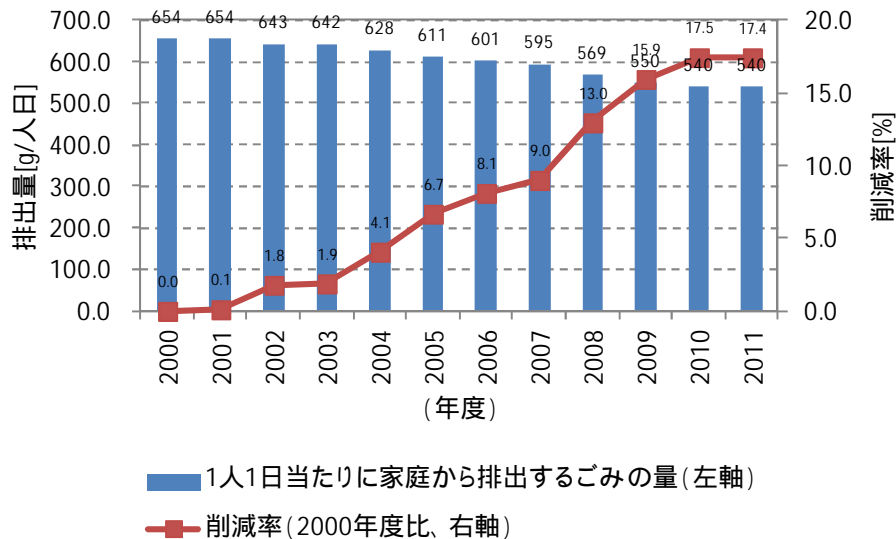
【出典】環境省資料

【注】計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当りに換算。

< 指標の動向 >

- ・2000年度以降、減少傾向にある。

1人1日当たり家庭から排出されるごみの量



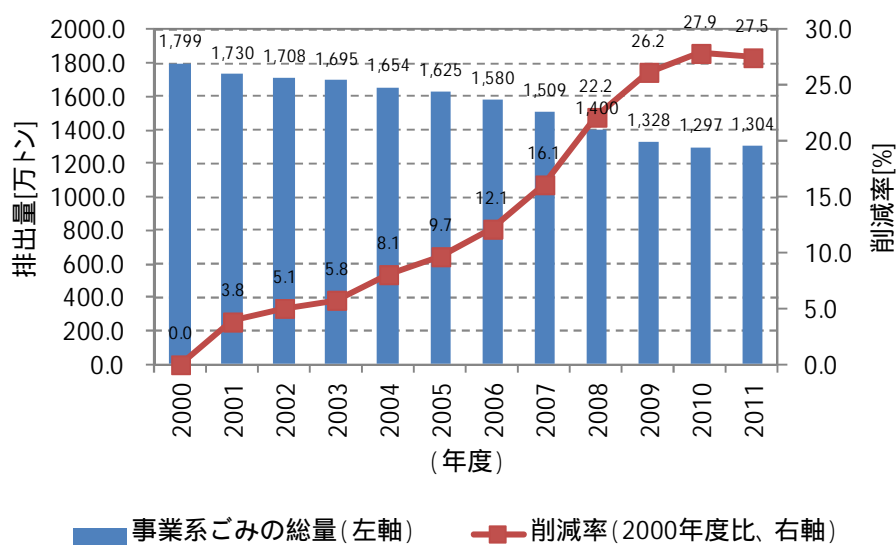
【出典】環境省資料

【注】集団回収量、資源ごみ等を除く。

< 指標の動向 >

- ・2000年度以降、減少傾向にある。

事業系ごみの総量



【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

・ 2000 年度以降、減少傾向にある。

その他循環型社会形成推進基本計画で定めている取組指標

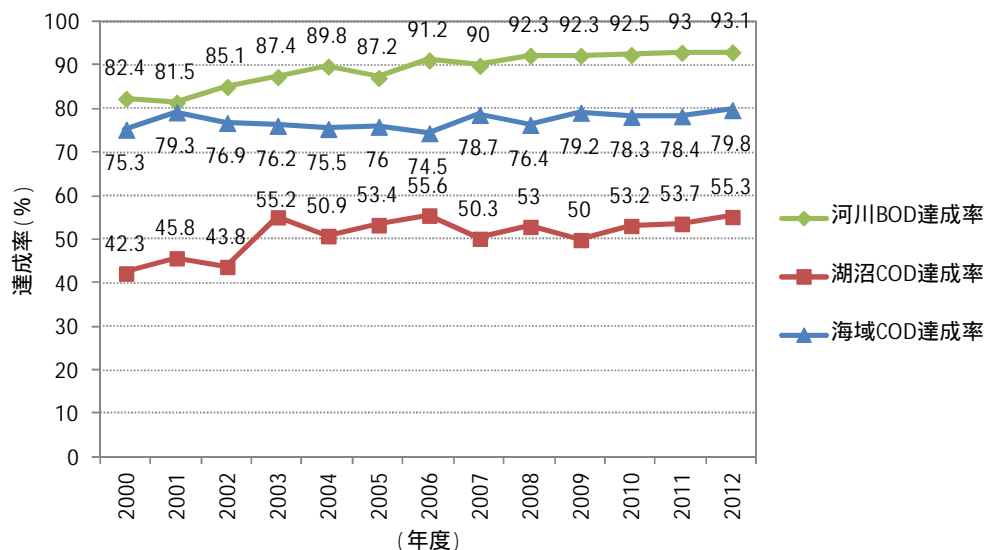
第三次循環型社会推進基本計画が平成 25 年 5 月 31 日閣議決定されたところであるため、今後の検討結果を基に更新予定。

4.水環境保全に関する取組

指標一覧	
公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況 (代表指標)	-1. 公共用水域の環境基準達成率(河川 BOD、湖沼 COD、海域 COD)
	-2. 公共用水域の環境基準達成率(湖沼の全窒素・全燐)
	-3. 公共用水域の環境基準達成率(海域の全窒素・全燐)
	-4. 公共用水域全体の健康項目達成率
	-5. 地下水の環境基準超過率(全体)
環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数	

公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況（代表指標）

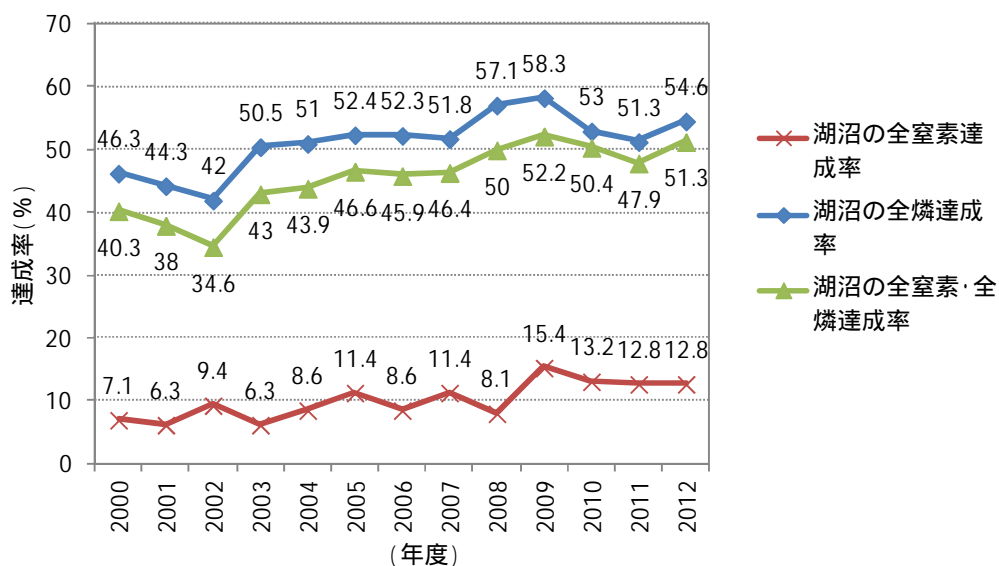
-1. 公共用水域の環境基準達成率（河川 BOD、湖沼 COD、海域 COD）



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】達成率（%）＝（達成水域数 / 類型指定水域数）× 100

-2. 公共用水域の環境基準達成率（湖沼の全窒素・全磷）

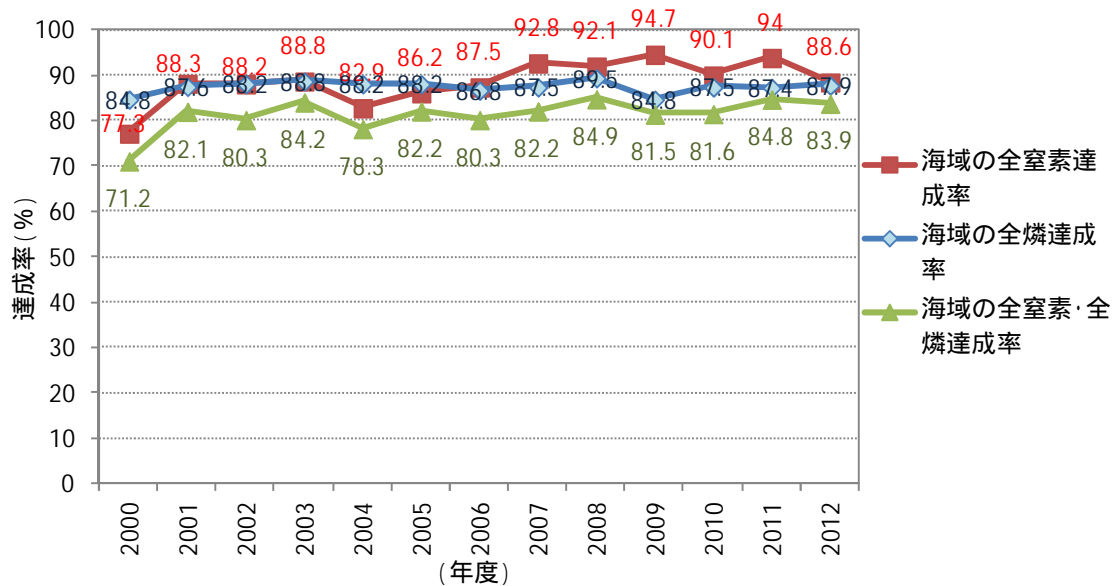


【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は全窒素及び全磷それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合。
- 2) 対象水域数は全窒素と全磷で異なる。

-3. 公共用水域の環境基準達成率（海域の全窒素・全燐）

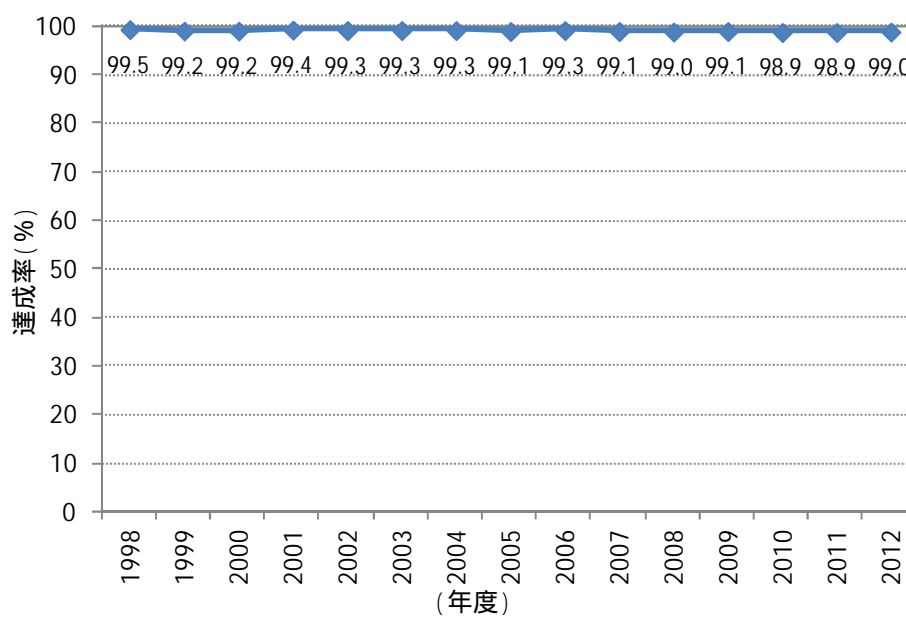


【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は全窒素及び全燐それぞれについて、環境基準を満足している水域の割合。
- 2) 全窒素のみ又は全燐のみ環境基準を適用する水域はない。

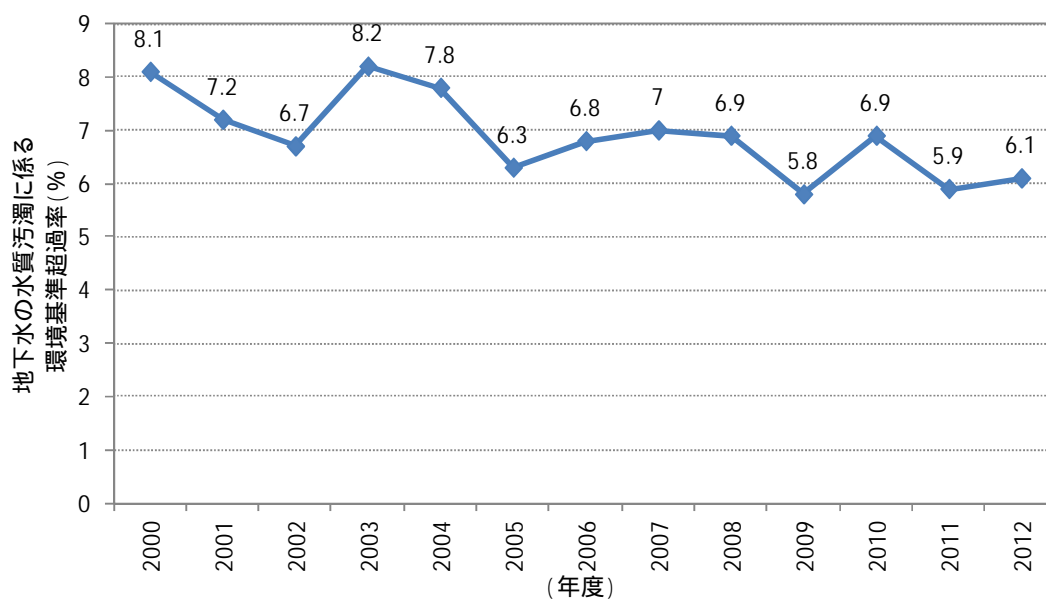
4. 公共用水域全体の健康項目達成率



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】1999年度より新規に硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ふっ素並びにほう素、2009年度より1,4-ジオキサンの項目が追加された。

5. 地下水の環境基準超過率（全体）

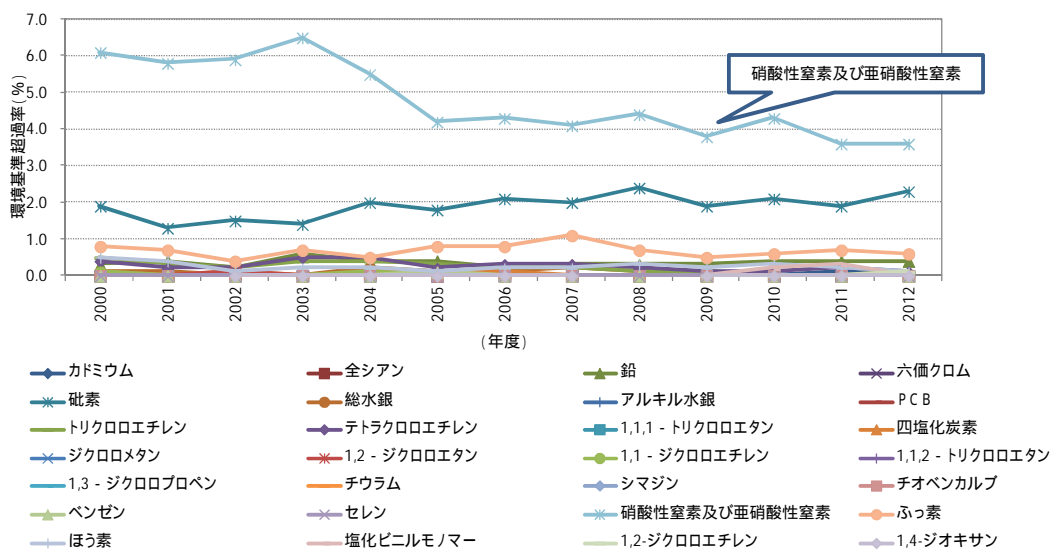


【出典】地下水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、全調査井戸数のうち、何らかの項目で環境基準を超過した井戸数の割合。
- 3) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

(参考) 地下水の環境基準超過率 (内訳)



【出典】地下水質測定結果 (環境省)

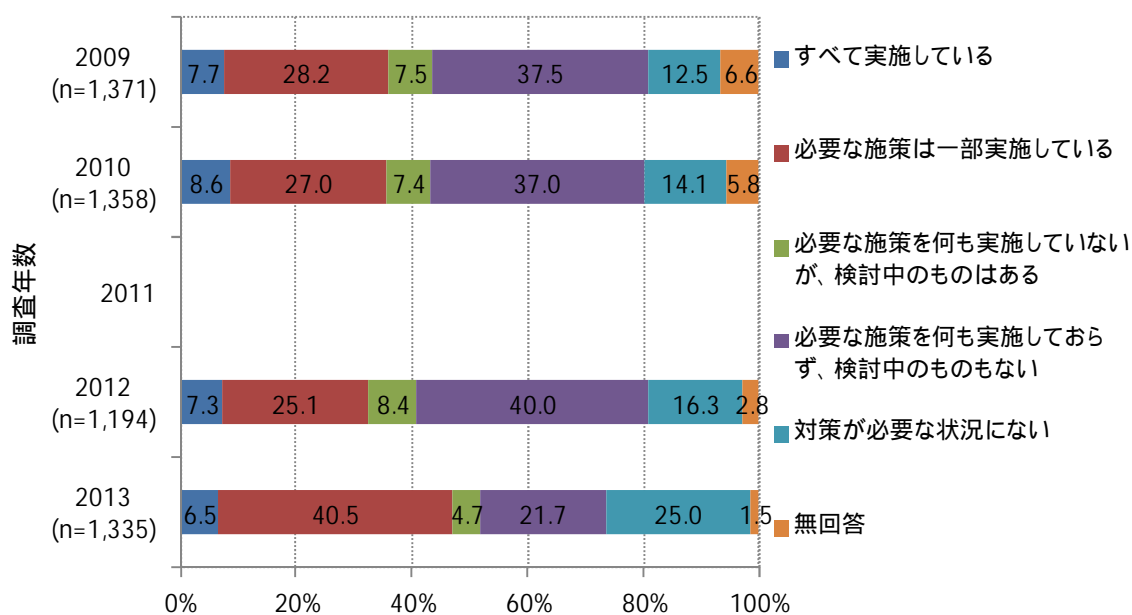
【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、調査数に対する超過数 (測定当時の基準を超過した井戸の数) の割合である。
- 3) 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、2009年11月に環境基準に追加。
- 4) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

< 指標の動向 >

- ・ 河川の BOD 達成率は増加傾向にあり、2011 年度には約 90% となっている。
- ・ 海域の COD 達成率は、約 80% で概ね横ばいに推移している。
- ・ 湖沼の COD 達成率は、約 50% で概ね横ばいに推移している。
- ・ 湖沼の全燐達成率は、年度によってばらつきがあるものの、概ね横ばいに推移している。
- ・ 湖沼の全窒素達成率は、以前として低い水準で推移している。
- ・ 海域の全燐・全窒素達成率は、概ね横ばいに推移しているが、90% 前後の達成率となっている。
- ・ 地下水の環境基準超過率は、2000 年度と比較すると概ね減少傾向にある。

環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の流域ごとにおける作成・改定数



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体の取組についてのアンケート調査（環境省）

【注】

- 1) () 内は各年度の回答数。
- 2) 2011 年度は調査を実施していない。

< 指標の動向 >

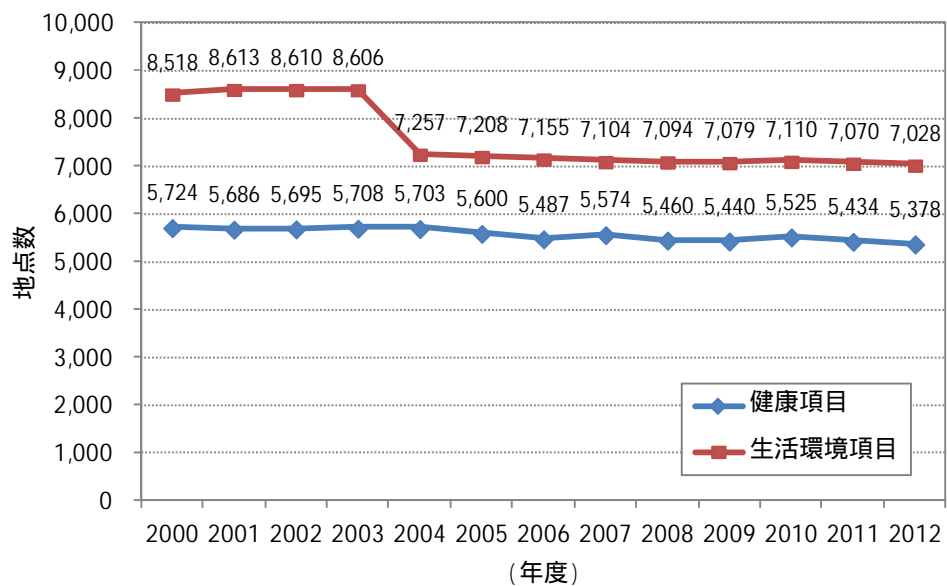
2012 年度に、計画を「すべて実施している」「必要な施策は一部実施している」と回答した地方公共団体の割合は 32.4% となっており、2009 年度の 35.9% より減少している。

4.1 主に水質に関する補助的指標

指標一覧	
水質等のモニタリング地点	-1. 公共用水域における水質測定地点
	-2. 地下水の水質測定地点
主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量	-1. 湖沼における汚濁負荷量の推移（COD）
	-2. 湖沼における汚濁負荷量の推移（窒素）
	-3. 湖沼における汚濁負荷量の推移（りん）
	-4. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（COD）
	-5. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（窒素）
	-6. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（りん）
廃棄物の海洋投入処分量	

水質等のモニタリング地点

-1. 公共用水域における水質測定地点

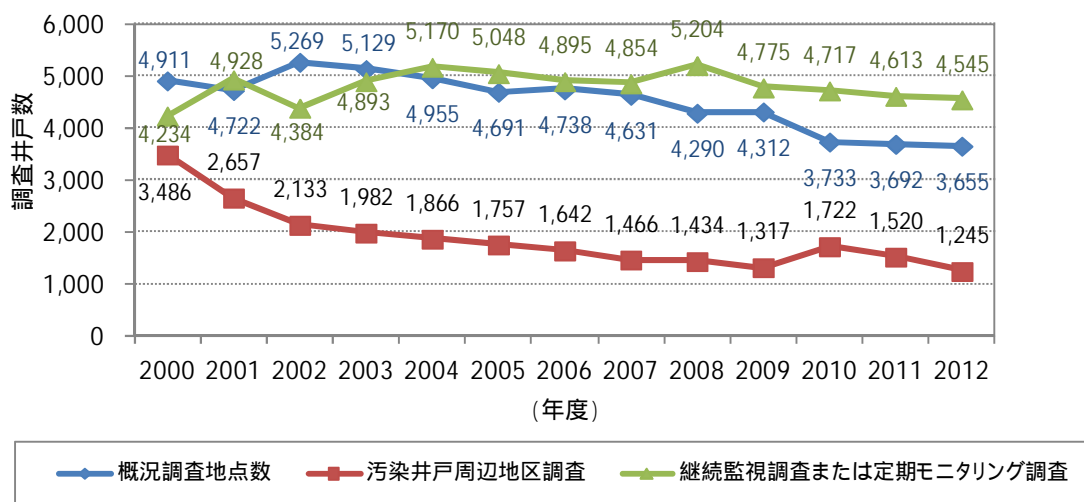


【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 各地点数は、生活環境項目のBOD、COD、全亜鉛等10項目及び健康項目のカドミウム、鉛、フッ素等27項目について測定した地点数の合計値。
- 2) 各地点数は、各項目について測定した地点数の単純合計（のべ地点数）ではなく、重複している。

-2. 地下水の水質測定地点



【出典】地下水質測定結果（環境省）

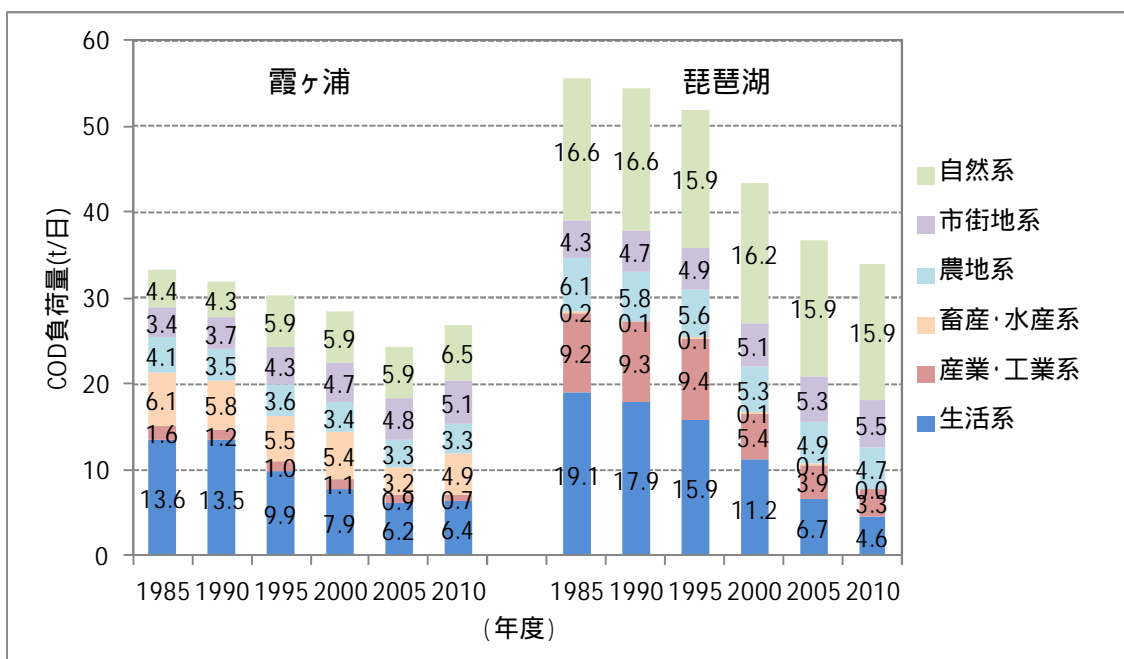
【注】定期モニタリング調査は2009年度より継続監視調査へ調査区分が変更となった。

< 指標の動向 >

- ・ 公共用水域の生活環境項目の測定地点数は、2004年度以降ほぼ横ばいで推移している。
- ・ 公共用水域の健康項目の測定地点数は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・ 地下水の継続監視調査または定期モニタリング調査の測定地点数は、ほぼ横ばいで推移している。
- ・ 地下水の概況調査の測定地点数は、概ね減少傾向にある。
- ・ 汚染井戸周辺地区調査の測定地点数は、概ね減少傾向にある。

主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量

-1. 湖沼における汚濁負荷量の推移 (COD)



【出典】環境省資料

【注】

汚濁の発生源区分の内訳

「自然系」：山林、湖面降雨等からの自然由来の汚濁負荷

「市街地系」：市街地の路面、ビル壁面等からの汚濁負荷

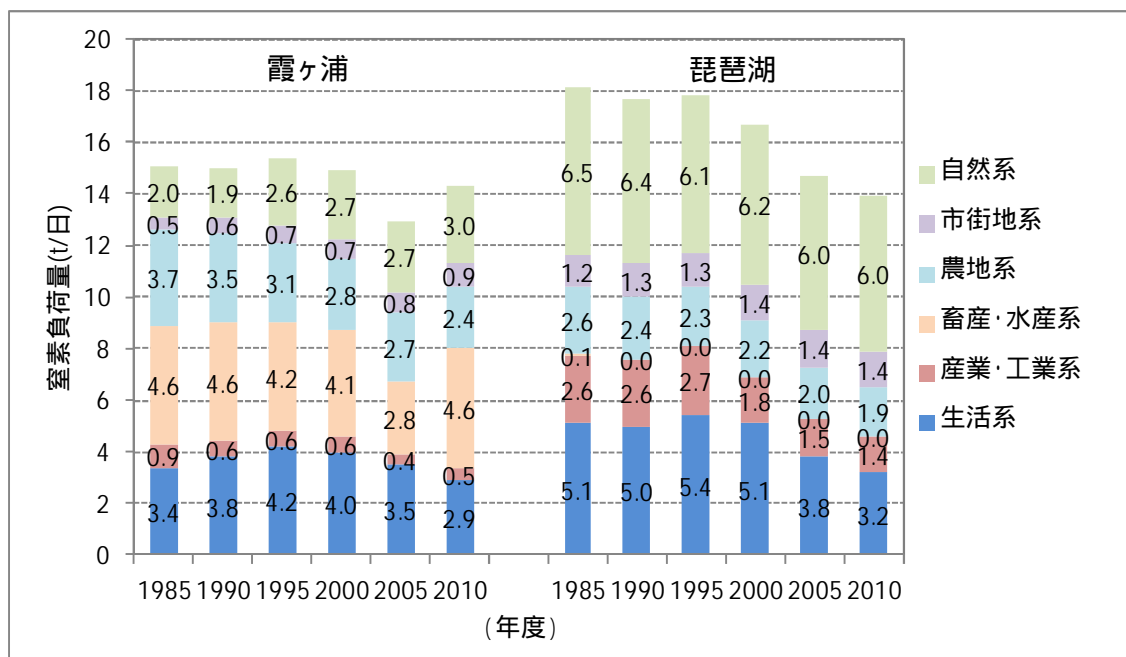
「農地系」：水田、畑、不作付地からの汚濁負荷

「畜産・水産系」：畜舎、網いけす等からの汚濁負荷

「産業・工業系」：工場・事業場からの排水による汚濁負荷

「生活系」：下水道、合併処理浄化槽等からの排水等による汚濁負荷

-2.湖沼における汚濁負荷量の推移（窒素）



【出典】環境省資料

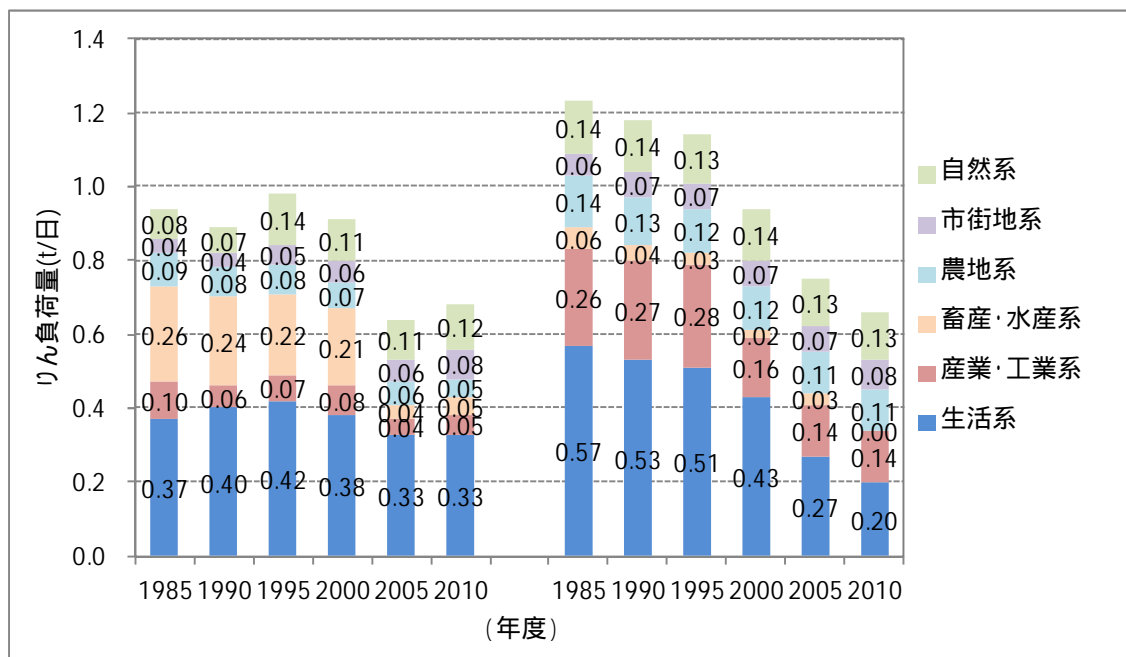
【注】

1) 発生源区分の内訳

- ・「自然系」：山林、湖面降雨等からの自然由来の汚濁負荷
- ・「市街地系」：市街地の路面、ビル壁面等からの汚濁負荷
- ・「農地系」：水田、畑、不作付地からの汚濁負荷
- ・「畜産・水産系」：畜舎、網いけす等からの汚濁負荷
- ・「産業・工業系」：工場・事業場からの排水による汚濁負荷
- ・「生活系」：下水道、合併処理浄化槽等からの排水等による汚濁負荷

2) グラフ内の数値は、小数点第1位までの表示（小数点第2位を四捨五入）としたため、0.05(t/日)未満は「0.0」と表示

-3.湖沼における汚濁負荷量の推移（りん）



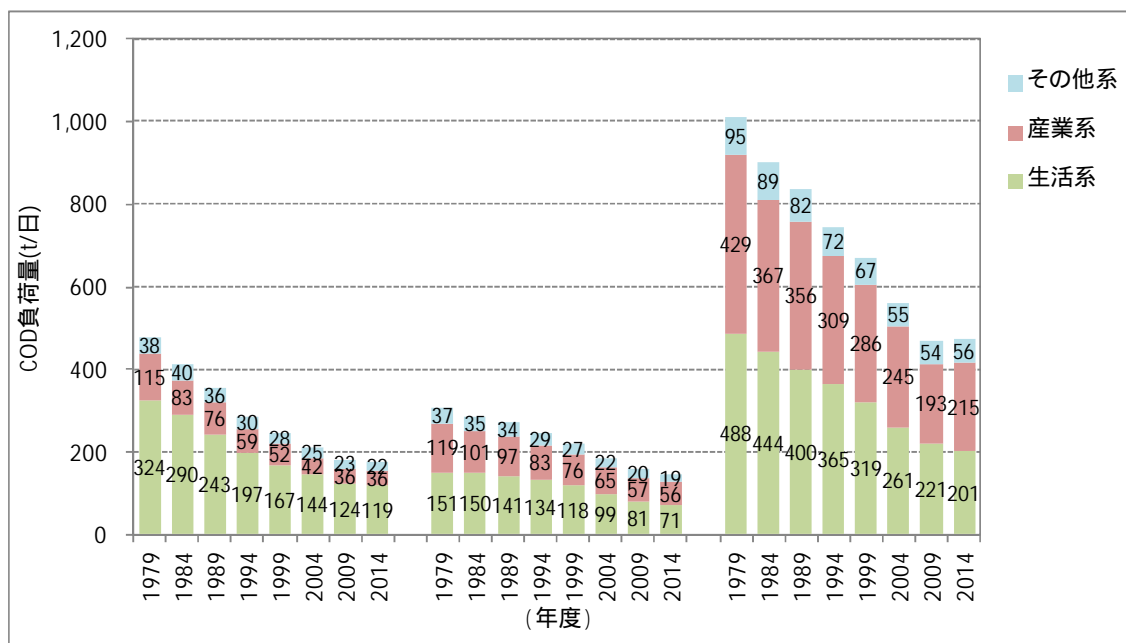
【出典】環境省資料

【注】

汚濁の発生源区分の内訳

- ・「自然系」：山林、湖面降雨等からの自然由来の汚濁負荷
- ・「市街地系」：市街地の路面、ビル壁面等からの汚濁負荷
- ・「農地系」：水田、畑、不作付地からの汚濁負荷
- ・「畜産・水産系」：畜舎、網いけす等からの汚濁負荷
- ・「産業・工業系」：工場・事業場からの排水による汚濁負荷
- ・「生活系」：下水道、合併処理浄化槽等からの排水等による汚濁負荷

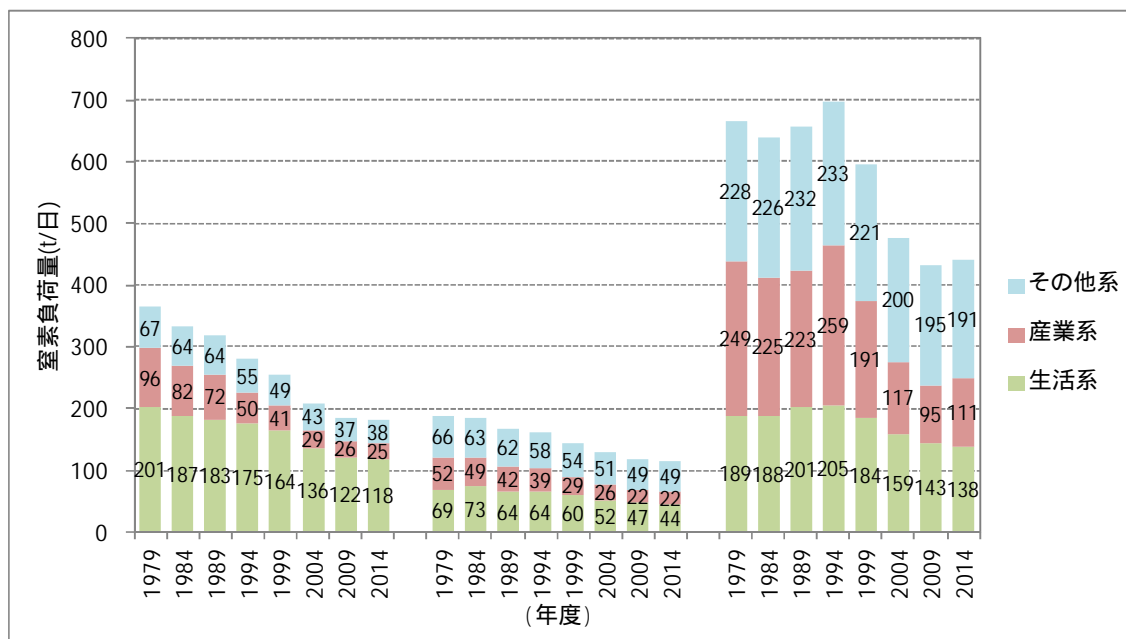
4.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（COD）



【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係県による算出値

【注】グラフ右端の2014年度は目標値。

-5.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（窒素）

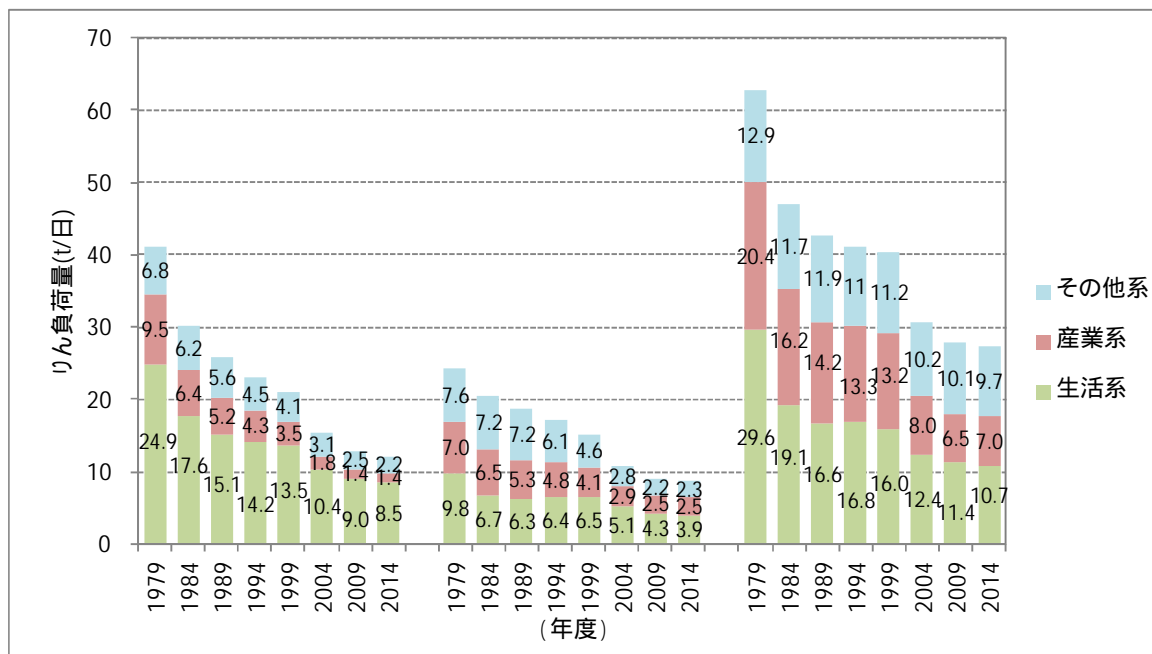


【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係県による算出値

【注】

- 1) 1979年～1994年は関係都府県による推計値。
- 2) グラフ右端の2014年度は目標値。

6.東京湾、伊勢湾、瀬戸内海における汚濁負荷量の推移（りん）



【出典】発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係県による算出値

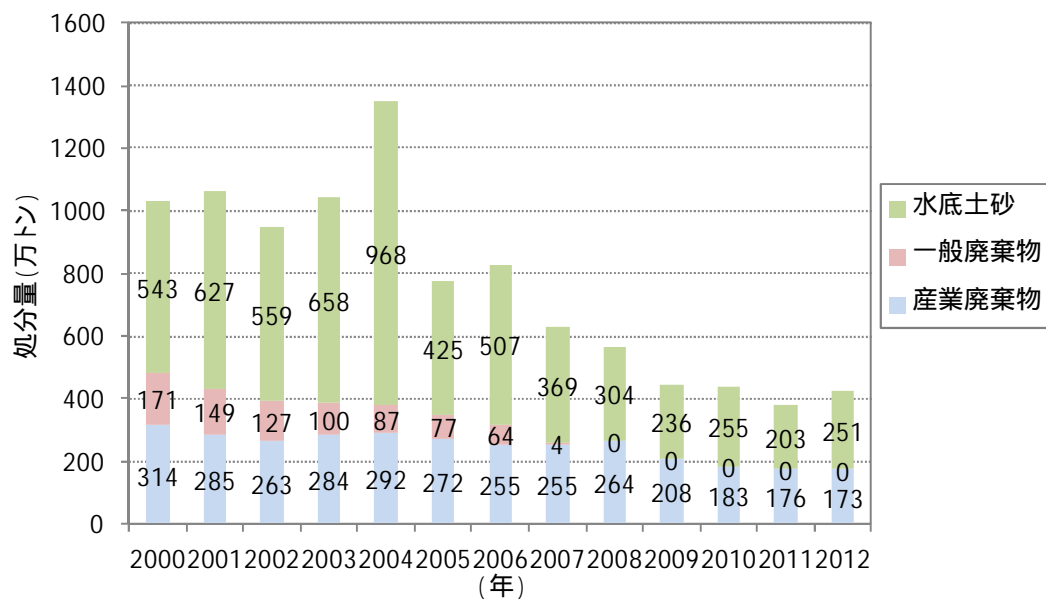
【注】

- 1) 1979年～1994年は関係都府県による推計値。
- 2) グラフ右端の2014年度は目標値。

< 指標の動向 >

- ・湖沼におけるCOD負荷量は、霞ヶ浦及び琵琶湖で概ね減少傾向にある。
- ・湖沼における窒素負荷量は、琵琶湖では順調に減少している。また、霞ヶ浦では2005年度に減少したものの、概ね横ばいに推移している。
- ・湖沼におけるりん負荷量は、琵琶湖では順調に減少している。また霞ヶ浦では、2005年度以降、主に畜産・水産系排水の影響による負荷量が減少したことにより、りん負荷量の減少が見られた。
- ・海域におけるCOD負荷量は、瀬戸内海が最も多くなっている。いずれの海域においても順調に減少しており、2009年度には目標値を達成している。
- ・海域における窒素負荷量は、瀬戸内海が最も多くなっている。いずれの海域においても順調に減少しており、2009年度には目標値を達成している。
- ・海域におけるりん負荷量は、瀬戸内海が最も多くなっている。いずれの海域においても順調に減少しており、2009年度には目標値を達成している。

廃棄物の海洋投入処分量



【出典】廃棄物の海洋投入処分量の推移（環境省）

【注】一般廃棄物の海洋投入処分は、2007年4月1日より禁止されている。

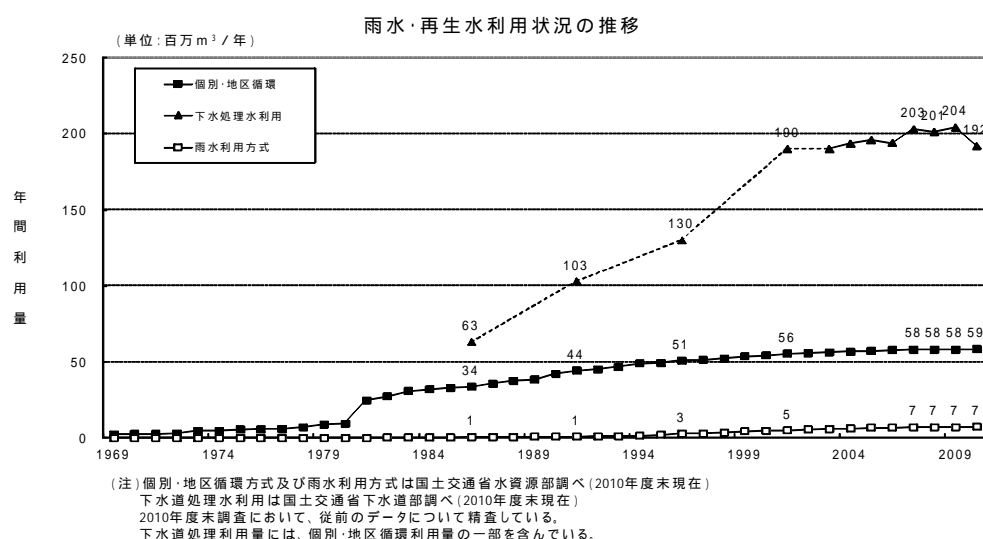
< 指標の動向 >

- ・ 廃棄物の海洋投入処分量は、2006年以降全体として概ね減少傾向にある。
- ・ 水底土砂は2004年に急増したものの、その後概ね減少傾向にある。

4.2 主に水量に関する補助的指標

指標一覧
再生水の利用量
湧水の把握件数
森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】
保安林面積【再掲】
弾力的管理を行うダム数（実施ダム数）
雨水貯留浸透施設の設置数

再生水の利用量



【出典】平成 25 年版日本の水資源～安全・安心な水のために～（国土交通省）、国土交通省資料

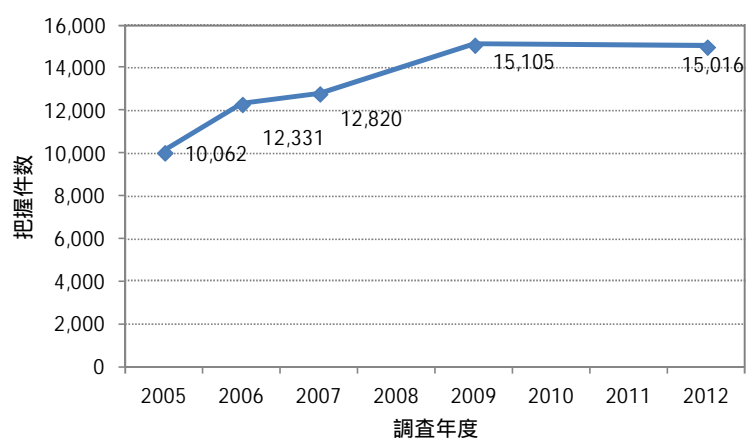
【注】

- 1) 個別・地区循環方式及び雨水利用方式は国土交通省水資源部調べ(2010年度末現在)
- 2) 下水処理水利用は国土交通省下水道部調べ(2010年度末現在)
- 3) 2010年度末調査において、従前のデータについて精査している。
- 4) 下水処理水利用量には、個別・地区循環利用量の一部を含んでいる。

< 指標の動向 >

個別・地区循環、下水処理水、雨水利用方式による利用量は、いずれも概ね横ばいに推移している。

湧水の把握件数

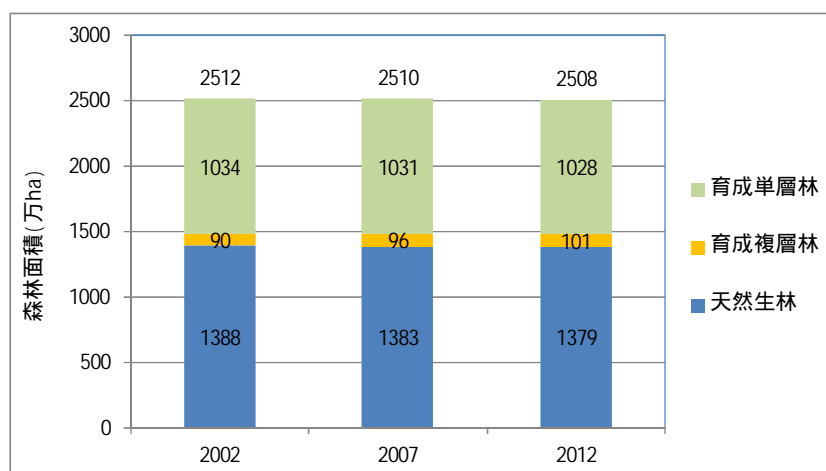


【出典】湧水に係る状況調査（環境省）

< 指標の動向 >

湧水の把握件数は増加傾向にあったが、近年では横ばいで推移している。

森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）【再掲】



【出典】森林資源現況調査資料（林野庁）

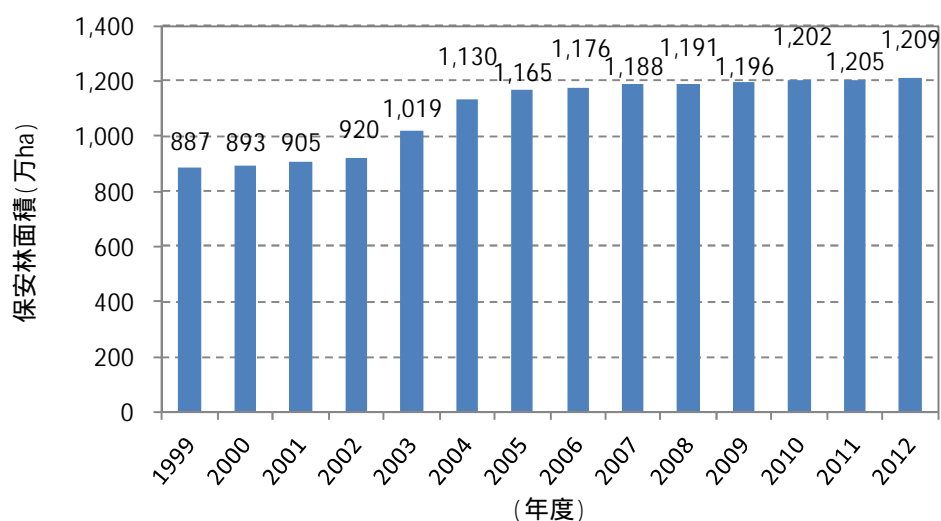
【注】

森林面積は、10万 ha 単位で四捨五入している。

< 指標の動向 >

・森林面積（育成単層林、育成複層林、天然生林）は概ね横ばいで推移している。。

保安林面積【再掲】

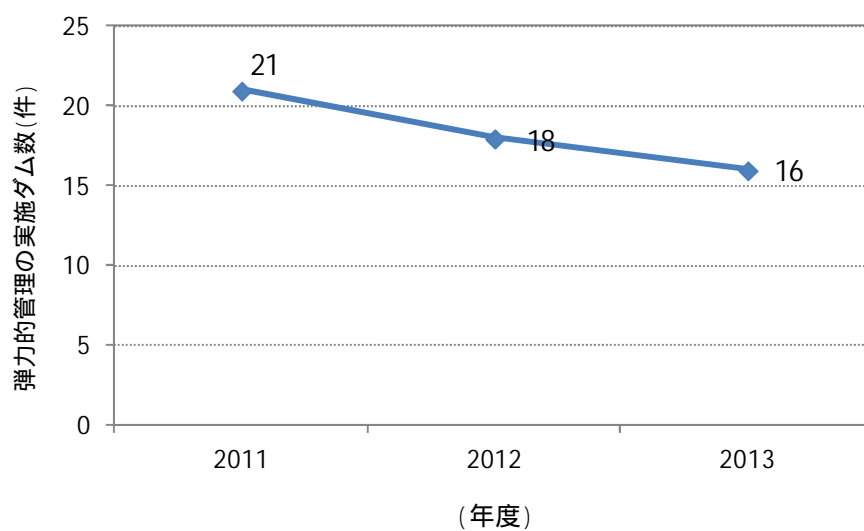


【出典】森林林業統計要覧（林野庁）、林野庁資料

< 指標の動向 >

国有林の保安林面積は、2003～2006 年度頃にかけて増加したが、近年では横ばいとなっている。

弾力的管理を行うダム数（実施ダム数）



【出典】平成 25 年度 国土交通白書

< 指標の動向 >

2013 年度は 16 のダムで弾力的管理が実施された。

雨水貯留浸透施設の設置数

データなし

4.3 主に水生生物等・水辺地に関する補助的指標

指標一覧
水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積
主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積
生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】
里海の実施箇所数
地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積
都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】

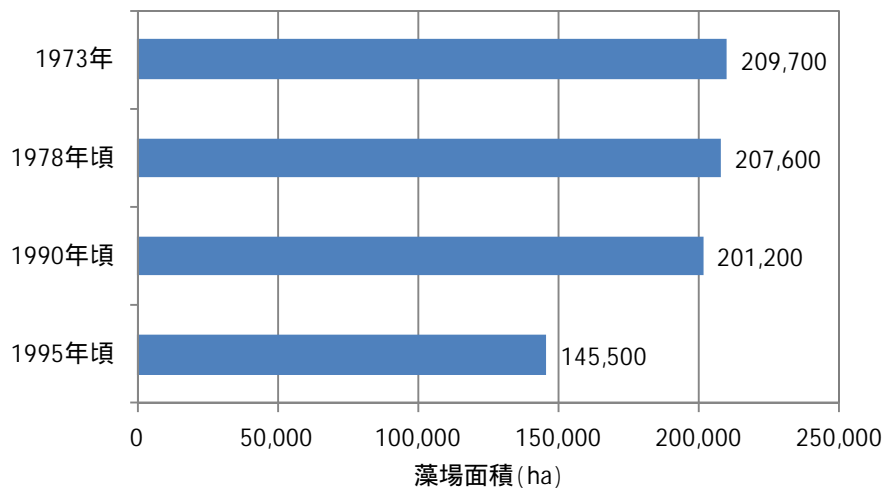
水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積
データなし

主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積

		1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	出典等
千葉県	干潟面積 (ha)	1,686							1,805																		
	藻場面積 (ha)	954							1,194																		
東京都	干潟面積 (ha)	16							16																		
	藻場面積 (ha)	1,074							794																		
神奈川県	干潟面積 (ha)	59							59																		
	藻場面積 (ha)	3,987							3,987																		
愛知県	藻場造成面積 (ha)															0.1	0.2	0.3	0.5	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9		2003以降: 神奈川県水産課調べ
	干潟面積 (ha)	2,083							2,062							1,783											2003: 藻場・干潟環境保全調査結果 (H15・社団法人海と渚環境美化推進機構)
三重県	藻場面積 (ha)	956							859																		2000: 三重水研報 第17号 平成21年10月 三重県における伊勢湾のアサリ漁業の変遷と展望 (総説)
	干潟面積 (ha)	962							934				1,100														1990/2009: 藻場・干潟等分布状況マップ作成委託業務 報告書, 平成22年3月 三重県
大阪府	藻場面積 (ha)	8,279	3,612						6,748				235														
	干潟面積 (ha)	2.0							78.9																		2000以降: 環境省調査データ値 (1989年) に、事業面積を加えた推定値 (大阪府水産課データ)
兵庫県	干潟面積 (ha)	69	135														135										1990/2004: 県水産技術センター (播磨灘のみ)
	藻場面積 (ha)	1,654	1,202														1,267										1990/2004/2007: 藻場干潟造成指針 (H19.3兵庫県)
和歌山県	干潟面積 (ha)	87							94																		1999～2002: わかやま海域研究機関, 平成11～14年度干潟調査報告書
	藻場面積 (ha)	1,224							1,205																		
岡山県	干潟面積 (ha)	566							566																		
	藻場面積 (ha)	934							883																		2007及び2013: 岡山県調査
広島県	干潟面積 (ha)	1,024							1,068																		
	藻場面積 (ha)	2,059							1,842																		
山口県	干潟面積 (ha)	2,361							2,815																		
	藻場面積 (ha)	7,681							5,421																		
徳島県	干潟面積 (ha)	124																									
	藻場面積 (ha)	45														64											1989以降: 県の水産部における独自調査
香川県	干潟面積 (ha)	476																									
	藻場面積 (ha)	977							900.5																		2010: 平成22年度香川県海域藻場分布実態調査委託業務報告書
愛媛県	干潟面積 (ha)	1,767							1,195																		
	藻場面積 (ha)	706.0							827																		
福岡県	干潟面積 (ha)	6,208							1,698																		
	藻場面積 (ha)	4,156							4,324																		
大分県	干潟面積 (ha)	5,236							3,909																		
	藻場面積 (ha)	4,046							3,729																		
大分県	干潟面積 (ha)	3,990							3,990																		
	藻場面積 (ha)	3,990							3,990																		

【出典】各都府県共通出典資料 (1989: 第4回自然環境保全基礎調査 (H6・環境庁)、1996: 第5回自然環境保全基礎調査 (H10・環境庁) 2007: 平成18年度瀬戸内海干潟実態調査報告書 (H19・環境省))

(参考) 藻場面積

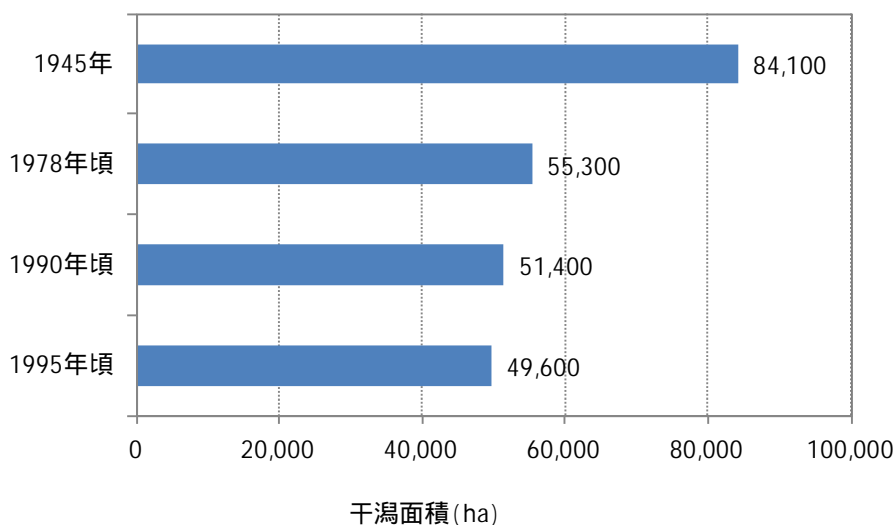


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典:「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の藻場の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。また1973年の藻場の面積も同様にして算出されている。
- 3) 1990年頃の藻場の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の藻場の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。また、面積は、前2回の調査が水深20mまでを対象としていたのに対し、水深10mまでを対象としているため直接的な比較はできない。
- 5) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

(参考) 干潟面積

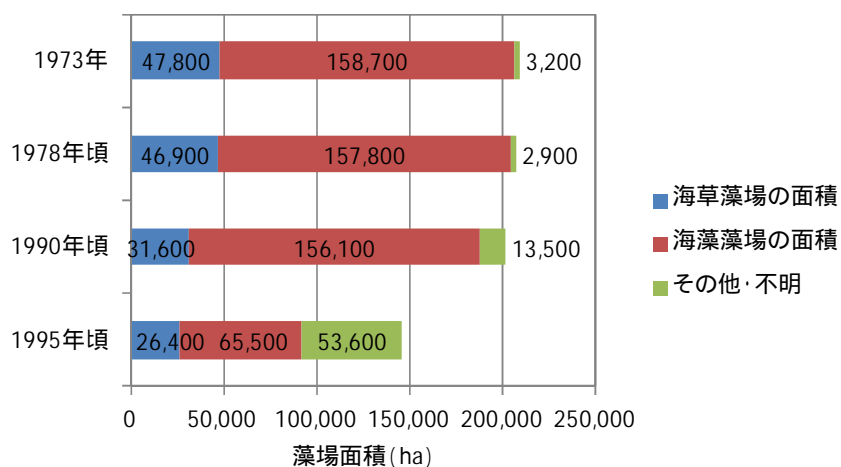


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典:「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の干潟の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。1945年の干潟の面積は、このようにして算出した1978年頃の面積に1945年から1978年頃までの消滅面積をさらに加えて算出したもの。
- 3) 1990年頃の干潟の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の干潟の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。
- 5) 干潟は現存する干潟で、次の要件の全てに合致するもの。高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が100m以上あること。大潮時の連続した干出域の面積が1ha以上であること。移動しやすい底質(礫、砂、砂泥、泥)であること。

(参考) 藻場面積の内訳



【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典:「自然環境保全基礎調査」(環境省))

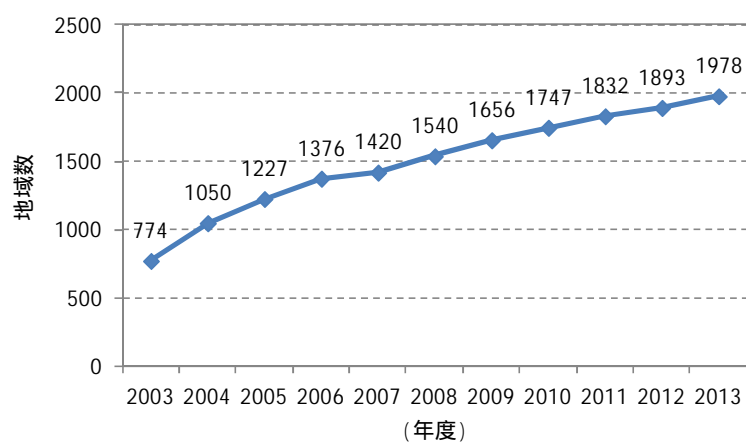
【注】

- 1) 「その他・不明」は、調査時に指定された藻場タイプに当てはまらない海草・海藻類を示す。
- 2) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

< 指標の動向 >

- ・時系列で比較可能なデータがないため、不明。

生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数【再掲】



【出典】農林水産省資料

【注】

1) 2012 年度以降は、「農業生産基盤の整備において農村環境の創造に着手した地域の数」という項目で集計を行っている。

2) 地域数は、水環境の整備に限ったものではなく、景観に配慮した整備等何らかの整備を行った全体の地域数であるという点に留意が必要。

< 指標の動向 >

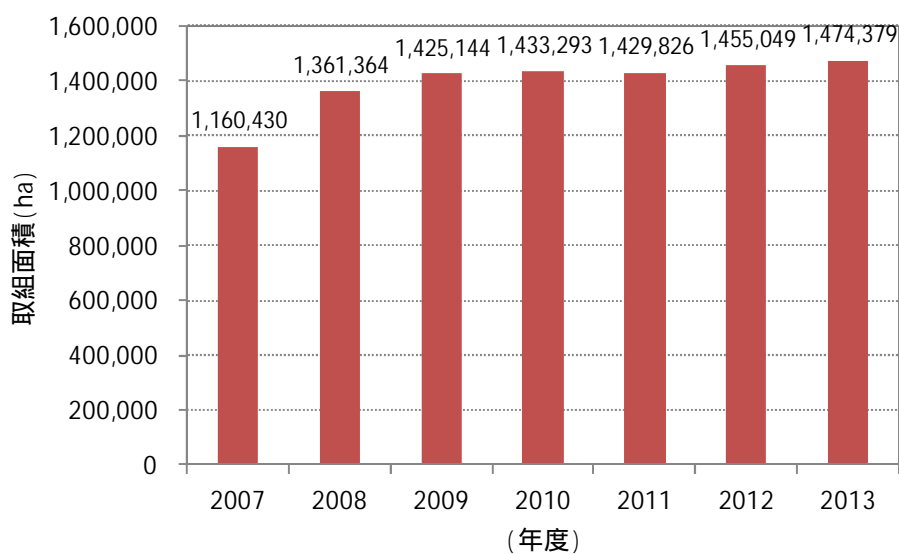
田園自然環境の創造に着手した地域数は年々増加している。

里海の実施箇所数

2010 年現在 123 箇所

【出典】環境省資料

地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積



【出典】農地・水保全管理支払交付金の取組状況（農林水産省）

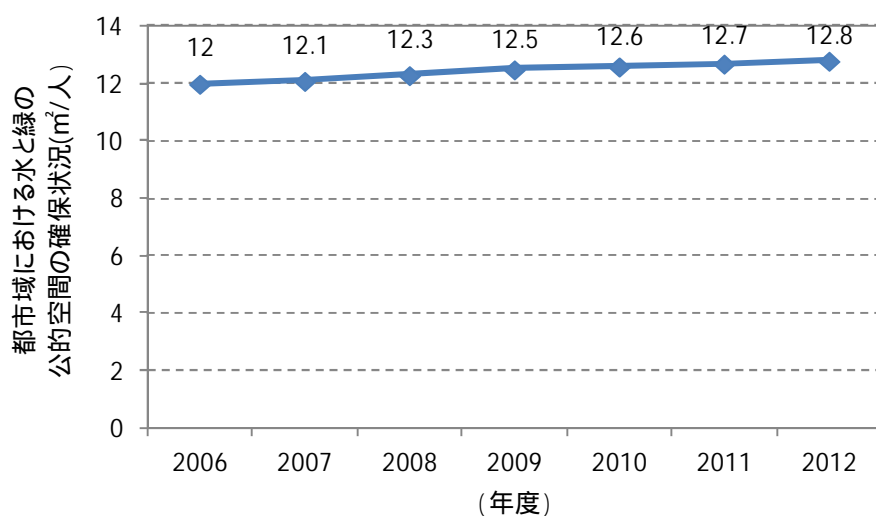
【注】

- 1) 取組面積は、道府県別面積の小数点以下を四捨五入し、合計したもの。
- 2) 取組面積は、水環境の整備に限ったものではなく、農道等の整備も含む何らかの整備を行った農地エリア全体の面積であるという点に留意が必要。

< 指標の動向 >

取組面積は、2011年度においては、東日本大震災の影響により、48組織が活動を取りやめたこと等から、前年度に比べ約3千ha減少したが、2012年度には再び増加した。

都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ(政策チェックアップ)資料(国土交通省)

【注】

- 1) 都市域における(港湾の区域を含む)自然的環境(樹林地、草地、水面等)を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が担保されている空間の確保量(面積)を都市域人口で除したものの。

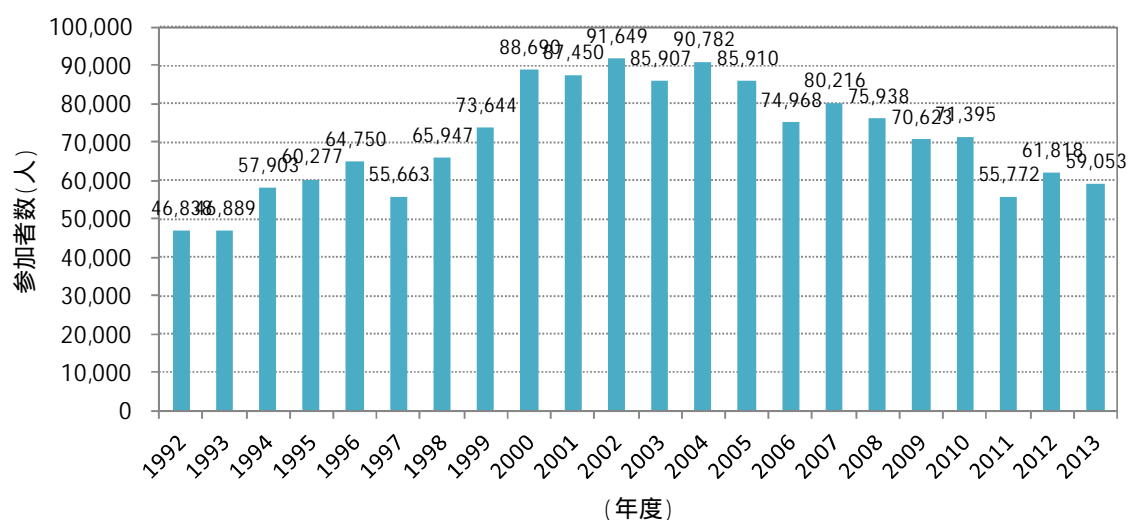
< 指標の動向 >

確保状況はゆるやかな増加傾向にある。

4.4 主に参画に関する補助的指標

指標一覧
全国水生生物調査の参加人数
ホタレンジャーへの応募数

全国水生生物調査の参加人数



【出典】全国水生生物調査の結果（環境省、国土交通省）

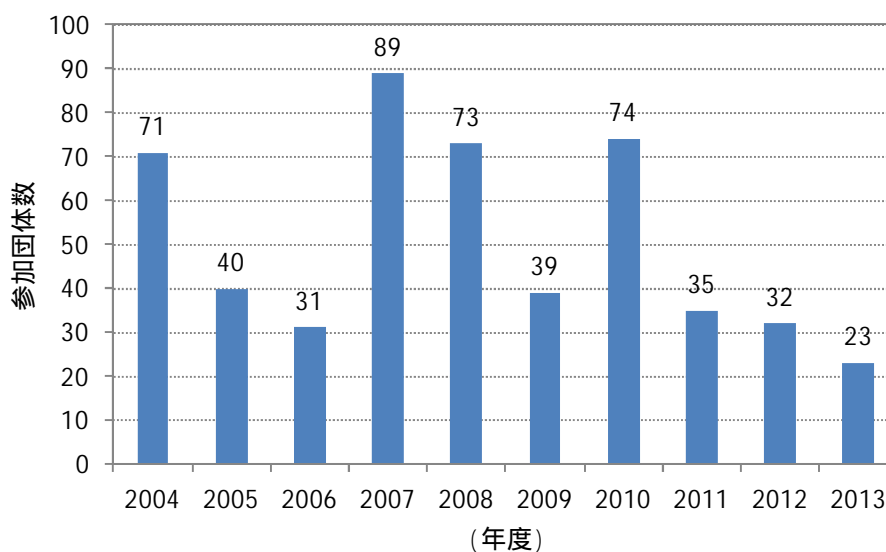
【注】「全国水生生物調査」とは、水生生物を指標として河川の水質を総合的に評価するため、また環境問題への関心を高めるため、環境省と国土交通省が、一般市民等の参加を得て実施するもの。河川に生息するサワガニ、カワゲラ等の水生生物の同定、分類を行うことにより、地点ごとに、I（きれいな水）、II（ややきれいな水）、III（きたない水）、IV（とてもきたない水）の4階級で水質の状況の判定を行う。

< 指標の動向 >

2004年度頃より緩やかに減少している。

2011年度は、東日本大震災の影響による参加者の減少がみられた。

ホタルレンジャーへの応募数



【出典】こどもホタルレンジャーホームページ（環境省）

【注】「こどもホタルレンジャー」とは、ホタルを守るための活動を通じ、特に次世代を担う子どもたちが、川や湖の生きものに触れ、これを自らの手で守ることのよさを感じ取ることを目的とした活動。毎年活動報告を募集し、環境大臣による表彰を行っている。

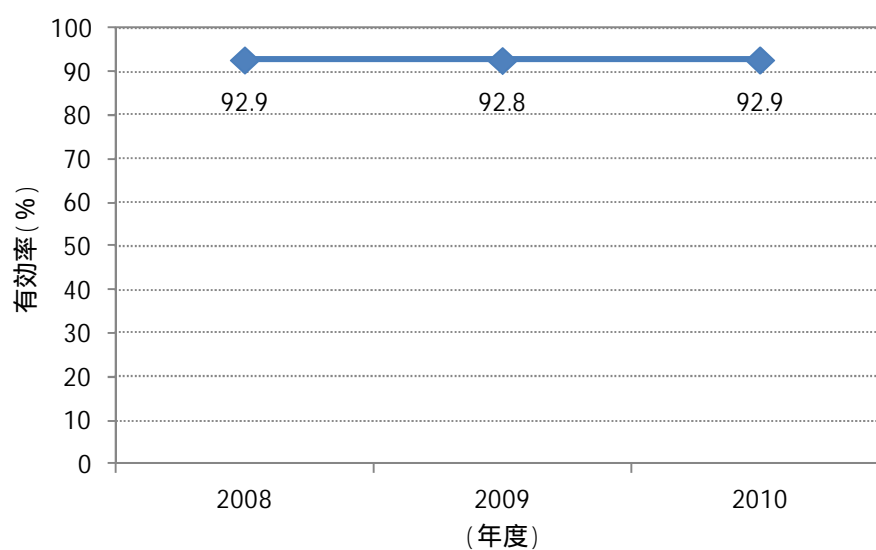
< 指標の動向 >

年度によって、参加団体数にばらつきがある。

4.5 新規追加分

指標一覧
有効率（＝年間有効水量／年間給水量）
原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率）
水道普及率
全国の地盤沈下地域の面積
地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数

有効率（＝年間有効水量／年間給水量）

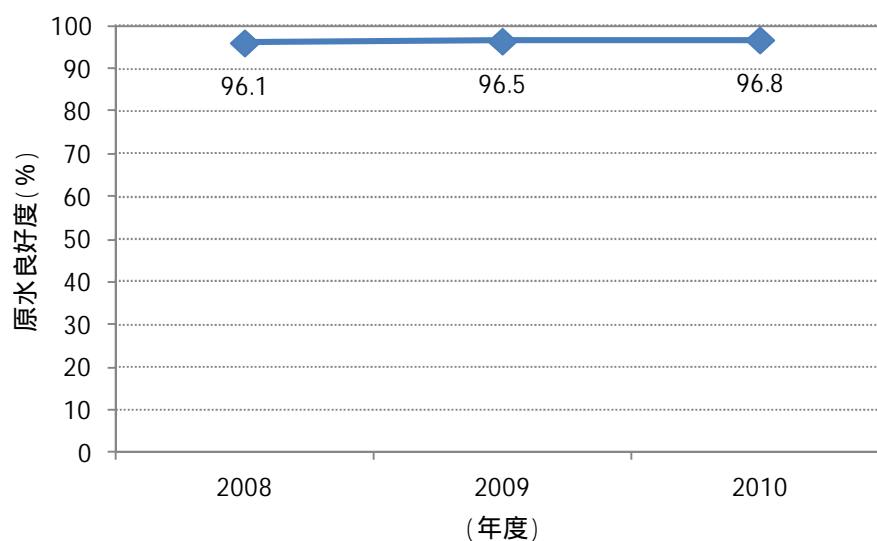


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・有効率は約 93% であり、高い水準で推移している。

原水良好度（有機物（TOC）の水道原水における水道水質基準達成率）

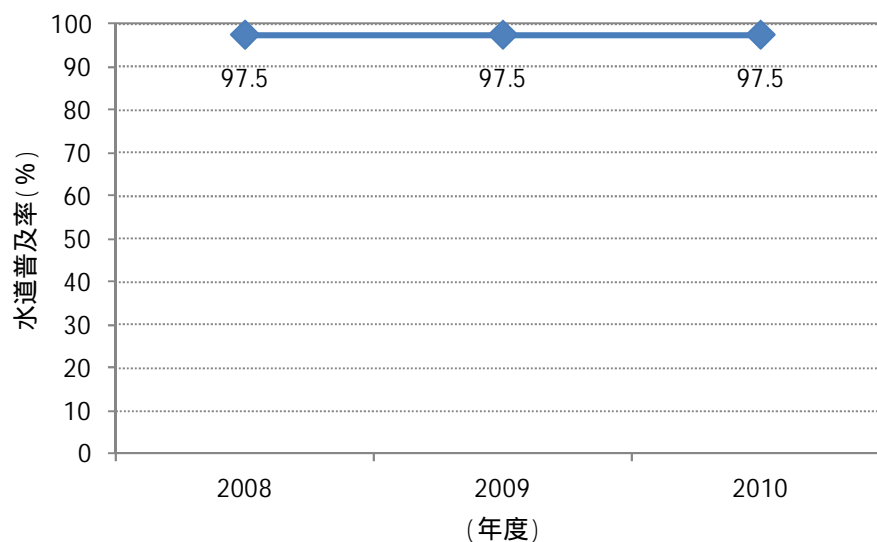


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・ 原水良好度は96%以上であり、高い水準で推移している。

水道普及率

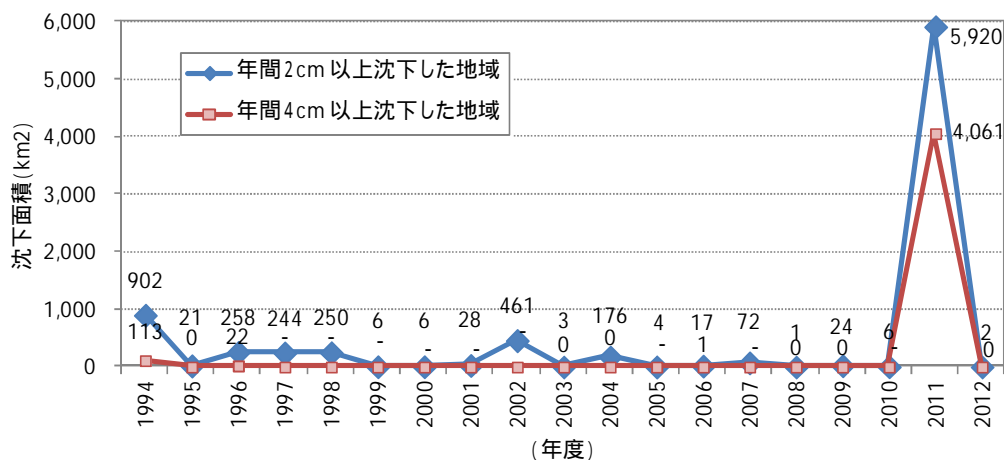


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

- ・ 水道普及率は97.5%であり、高い水準で推移している。

全国の地盤沈下地域の面積



【出典】全国の地盤沈下地域の概況（環境省）

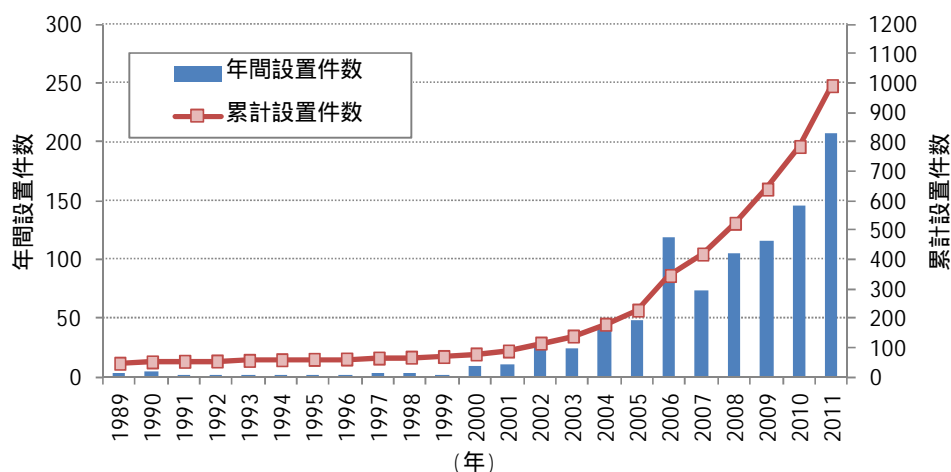
【注】

- 1) 面積は四捨五入し1 km²単位で表示しており、「0」は0.5 km²未満の面積。「-」は当該沈下量に該当する地域数、面積に該当する数値がないことを示している。
- 2) 面積を測定していない地域がある。複数年分の沈下量から年平均を求めた数値も含む。

< 指標の動向 >

- ・ 2011 年度に地盤沈下地域数及び面積が大きく増加したが、これは東北地方太平洋沖地震による影響と考えられる。

地中熱ヒートポンプシステムの年間および累計設置件数



【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

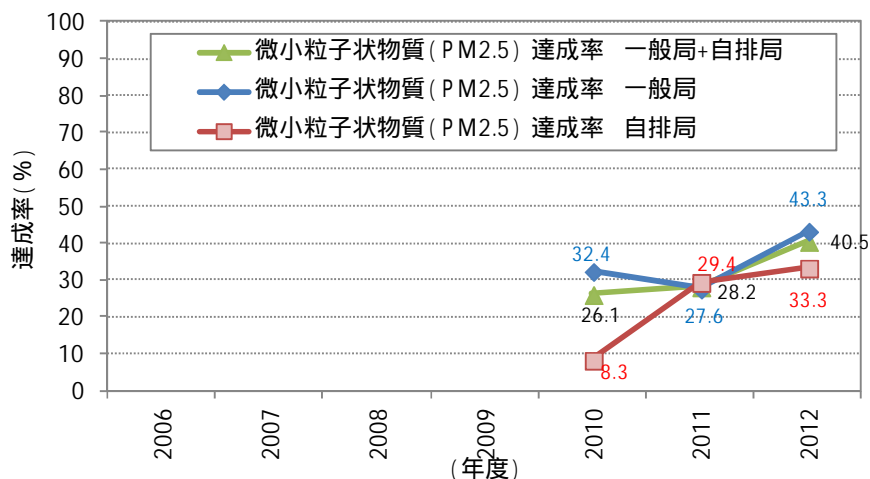
- ・ 年間設置件数および累計設置件数は毎年増加傾向にある。

5.大気環境保全に関する取組

指標一覧	
大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標）	
有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率	
幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況	
新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況	
騒音の一般地域における環境基準の達成状況	
省エネルギー機器、住宅・建築物、 低公害車等の普及率	-1.省エネ機器
	-2.住宅・建築物
	-3. 新車販売に占める次世代車の割合
都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】	
都市域における年間の30 超高温時間数・熱帯夜日数	

大気汚染物質に係る環境基準達成率（代表指標）

・微小粒子状物質（PM2.5）

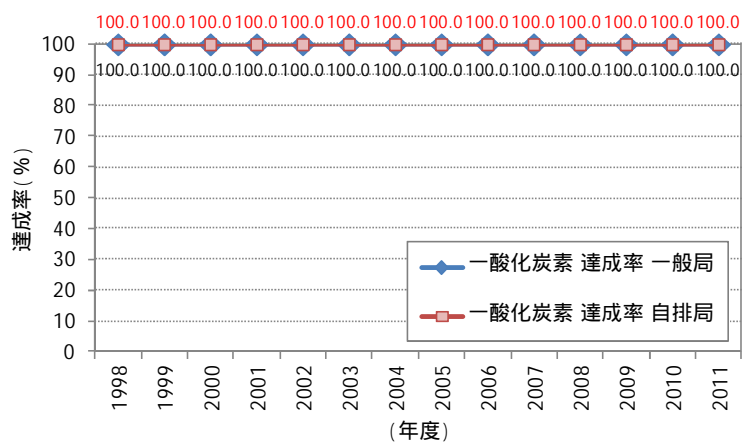


【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】

- 1) 測定局数は年度によって異なる。
- 2) 微小粒子状物質（PM2.5）に関する環境基準は、2009年に告示され、2010年度の測定分より、大気汚染状況報告書に掲載されることとなった。

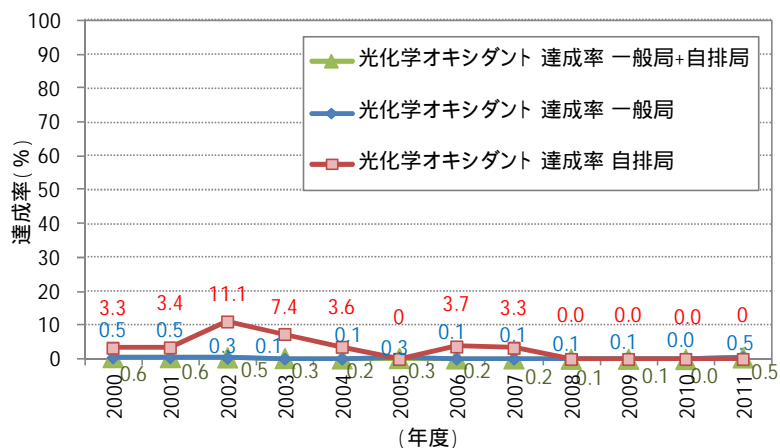
・一酸化炭素 (CO)



【出典】大気汚染状況について (環境省)

【注】測定局数は年度によって異なる。

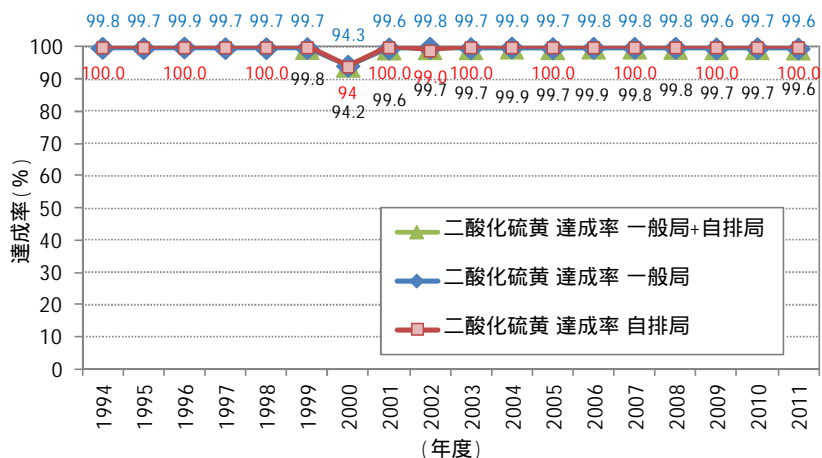
・光化学オキシダント (Ox)



【出典】大気汚染状況について (環境省)

【注】測定局数は年度によって異なる。

・ 二酸化硫黄 (SO₂)

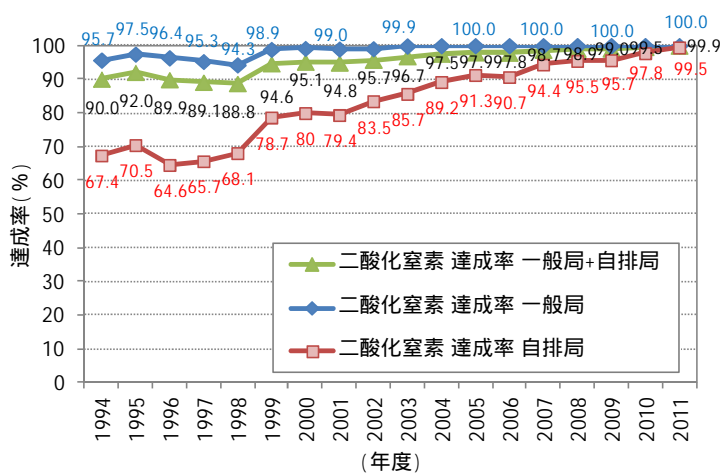


【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】

- 1) 測定局数は年度によって異なる。
- 2) 一般局と自排局合計での達成率は、1999年度以降の値。

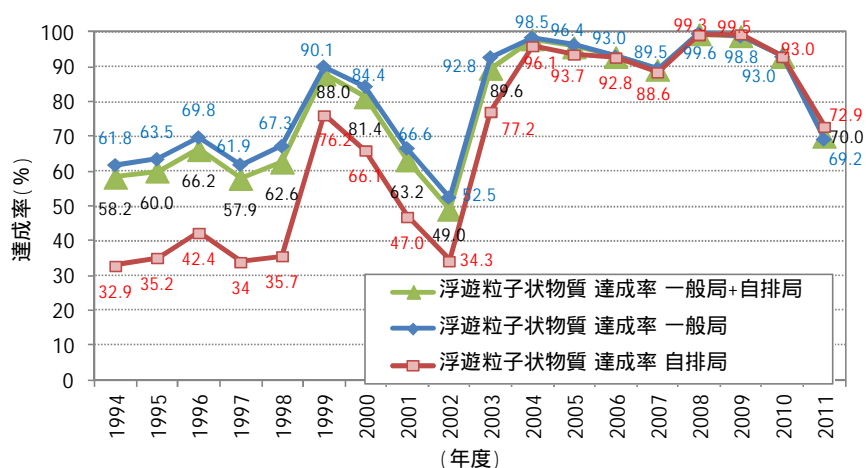
・ 二酸化窒素 (NO₂)



【出典】大気汚染状況について（環境省）

【注】測定局数は年度によって異なる。

・浮遊粒子状物質（SPM）



【出典】大気汚染状況について（環境省）

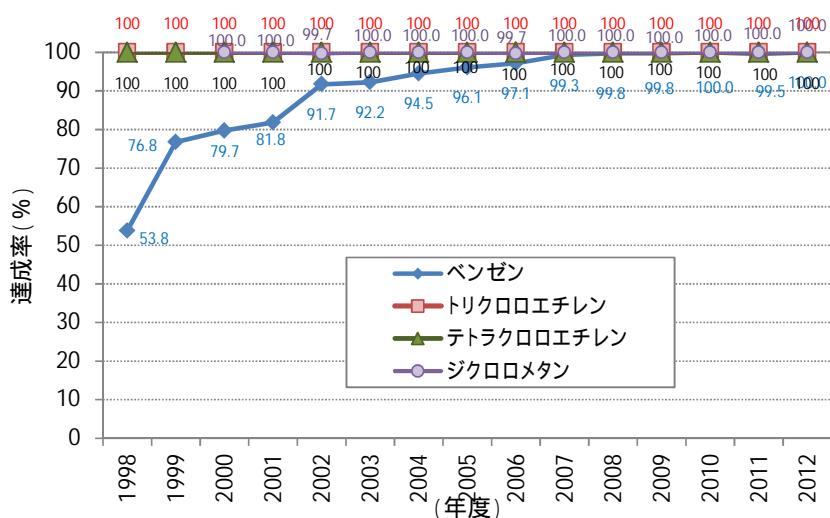
【注】測定局数は年度によって異なる。

< 指標の動向 >

- ・微小粒子状物質（PM2.5）：2011年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに30%程度となっている。
- ・一酸化炭素（CO）：全ての測定局において環境基準を100%達成しており、良好な状況が続いている。
- ・光化学オキシダント（O_x）：一般局は約0%で推移しており、また自排局も2008年度以降は0%となっており、依然として極めて低い水準となっている。
- ・二酸化硫黄（SO₂）：2011年は、一般局、自排局ともに、環境基準をほぼ100%達成している。
- ・二酸化窒素（NO₂）：2011年は、一般局、自排局ともに、環境基準をほぼ100%達成している。
- ・浮遊粒子状物質（SPM）：2004年以降、一般局、自排局共に、環境基準達成率は概ね90%台で推移していたが、2011年度は70%程度まで低下した。また、2011年度の環境基準達成率が低下した原因は、2011年5月上旬の黄砂により、西日本を中心とする測定局のSPM濃度が上昇したことが考えられる。

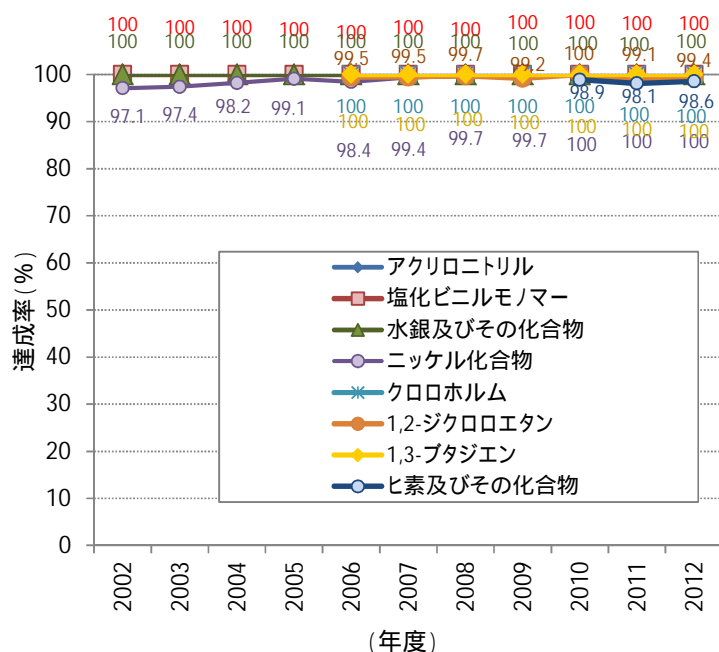
有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率

・環境基準設定物質



【出典】有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

・指針値設定物質



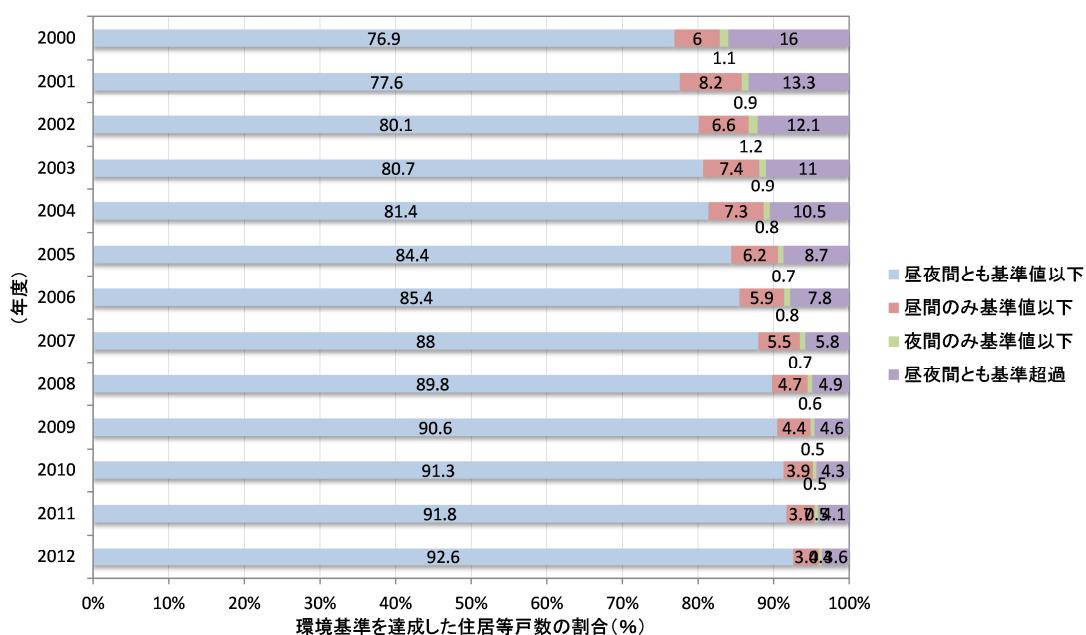
【出典】有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

【注】クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては、2006年11月に、ヒ素及びその化合物については、2010年10月に指針値が設定されており、指針値設定以前の指針値達成状況は示していない。

< 指標の動向 >

ほとんどの項目が環境基準、指針値を達成している。

幹線道路を中心とする沿道地域の自動車騒音に係る環境基準の達成状況



【出典】自動車交通騒音の状況について（環境省）

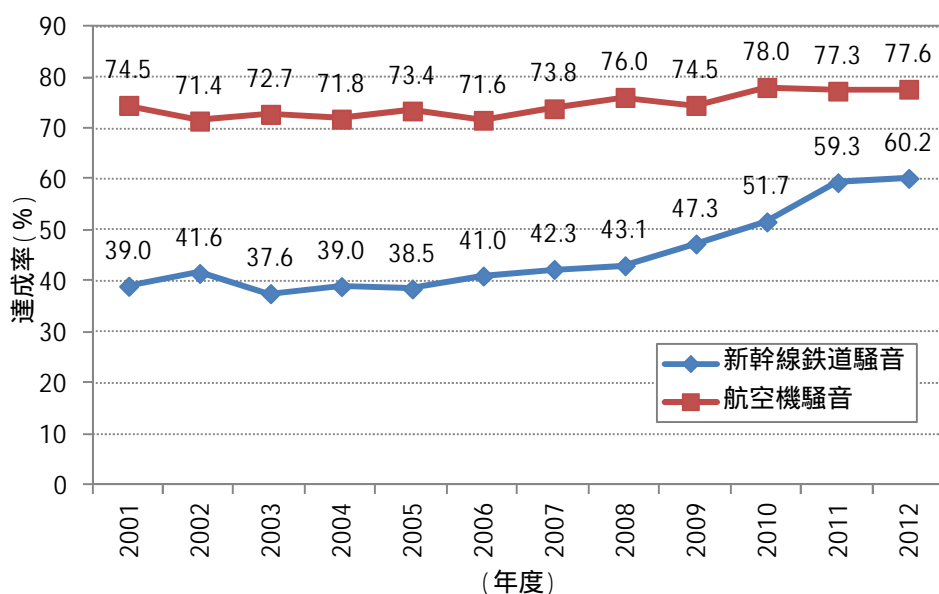
【注】

- 1) 2000年度より、騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視として、都道府県等より報告が開始された。
- 2) 幹線道路に面する道路端の両側から50mの地域に存在する住居等を評価対象としている。
- 3) 各年で評価の対象としている住居等の違いを考慮する必要がある。
- 4) 端数処理の関係で、合計値が合わないことがある。

< 指標の動向 >

昼夜間とも環境基準を達成している住居戸数は、緩やかな増加傾向にある。

新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準の達成状況



【出典】環境統計集・新幹線騒音に係る環境基準達成率、航空機騒音に係る環境基準達成率（環境省）

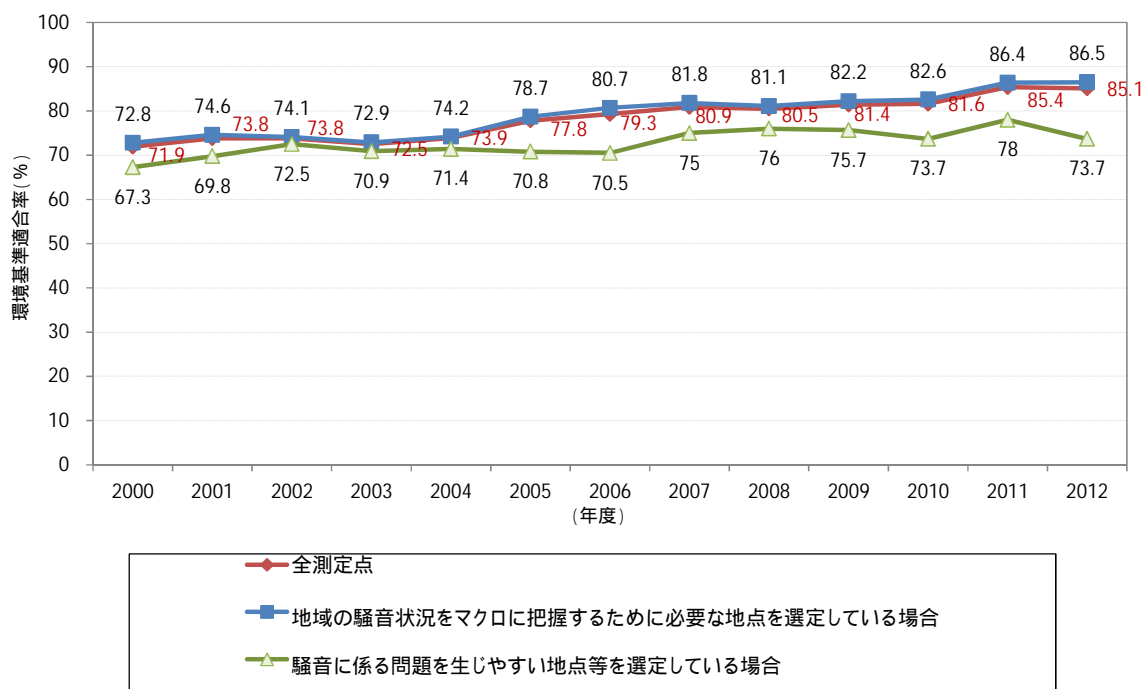
【注】

- 1) 新幹線騒音については、各年で測定地点は同一でない場合があることを考慮する必要がある。
- 2) 新幹線騒音については、「75 デシベル対策（ ）」区間では、当面の対策として 75 デシベル以下を達成することとしているため、対策完了後も環境基準を超える場合がある。
 （ ）昭和 60 年度より環境基準の達成に向けた対策として、東海道・山陽・東北・上越新幹線鉄道の沿線の住宅密集地域等であって、75 デシベルを超える地域における騒音レベルを 75 デシベル以下とするため、関係行政機関及び関係事業者において、いわゆる「75 デシベル対策」を推進している。

< 指標の動向 >

- ・新幹線騒音に係る環境基準達成率：達成率は概ね横ばいで推移していたが、近年微増傾向にある。
- ・航空機騒音に係る環境基準達成率：達成率は 70～80%程度で概ね横ばいに推移している。

騒音の一般地域における環境基準の達成状況



【出典】騒音規制法施行状況調査（環境省）

【注】

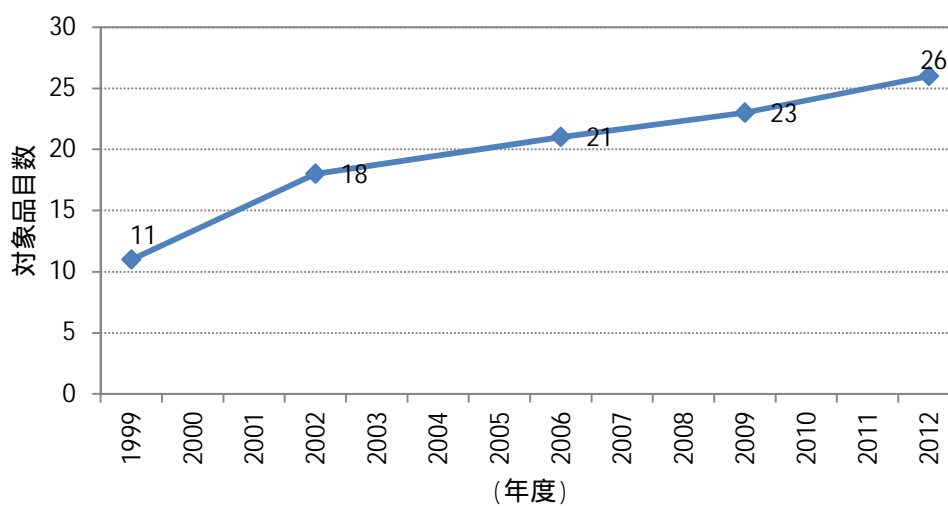
1) 環境基準の適合・不適合の判定については、原則として測定した全ての時間帯において環境基準を満たした場合を「適合」とした。

< 指標の動向 >

環境基準の適合率は緩やかな増加傾向にある。

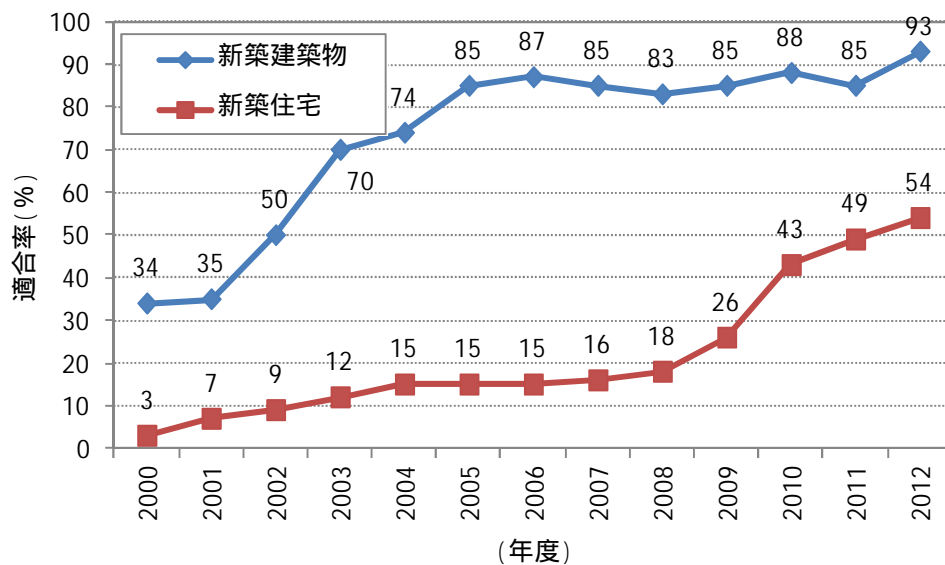
省エネルギー機器、住宅・建築物、低公害車等の普及率

-1.省エネ機器



【出典】エネルギーを消費する機械器具の省エネについて 対象機器の追加の状況（資源エネルギー庁）

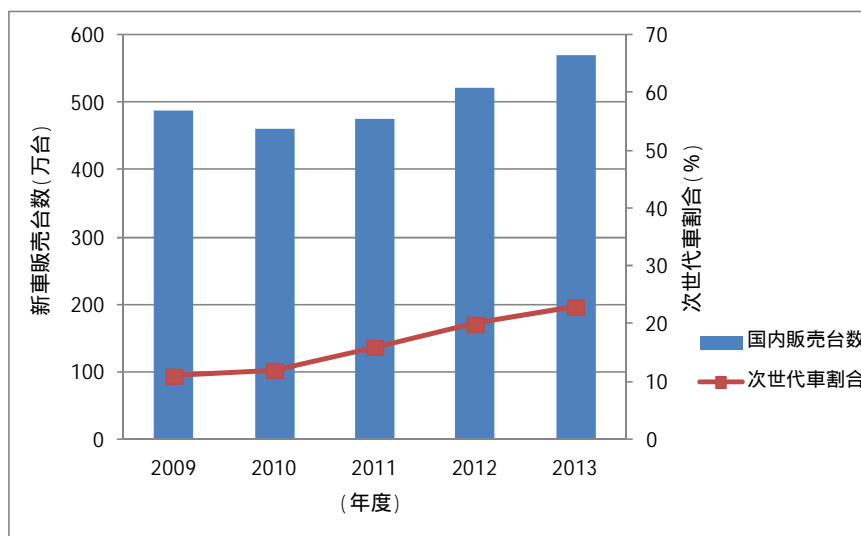
-2.住宅・建築物



【出典】非住宅については、第一種特定建築物（2,000 m²以上）の適合面積調査による推計

住宅については、断熱水準別戸数分布調査（事業者アンケート）による推計（国土交通省）

-3.新車販売に占める次世代車の割合



【出典】環境省資料

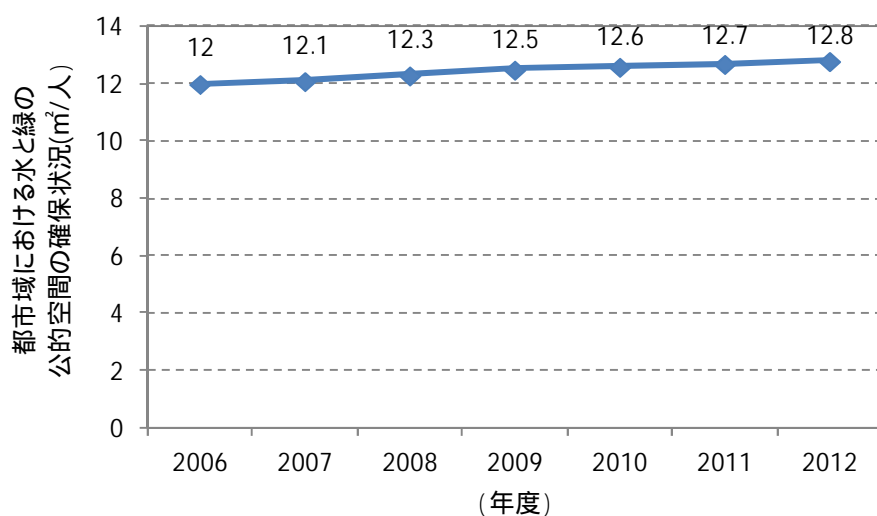
【注】

- 1) 国内販売台数は、登録車（乗用車（普通＋小型）、貨物車（普通＋小型）、バス）及び軽自動車（乗用車、貨物車）の合計。

< 指標の動向 >

- ・省エネ機器の対象品目数は、増加傾向にある。
- ・新築住宅の省エネ判断基準の適合率は増加傾向にある。
- ・新築建築物の省エネ判断基準の適合率は、2000年から2005年にかけて大幅に増加し、その後はほぼ横ばいで推移している。
- ・低燃費かつ低排出ガス車を除く低公害車の保有台数は増加傾向にある。

都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）

【注】

- 1) 都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

< 指標の動向 >

確保状況はゆるやかな増加傾向にある。

都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数

・北海道地方

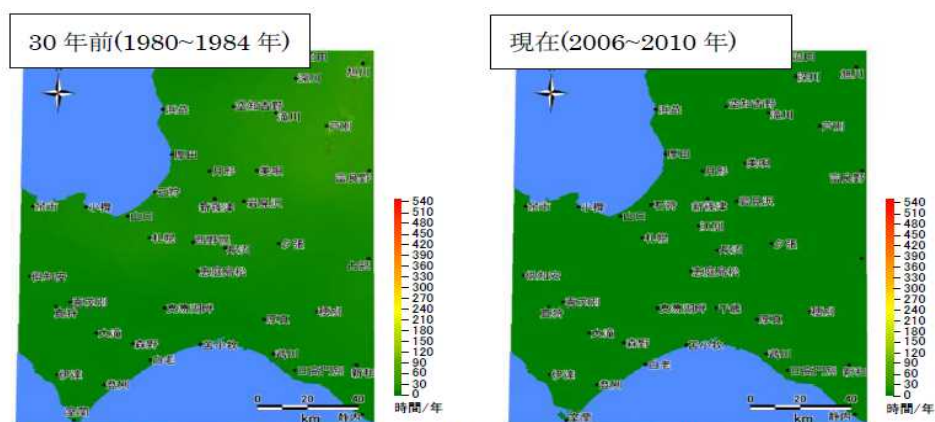


図 1.11 北海道地方の30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

・東北地方

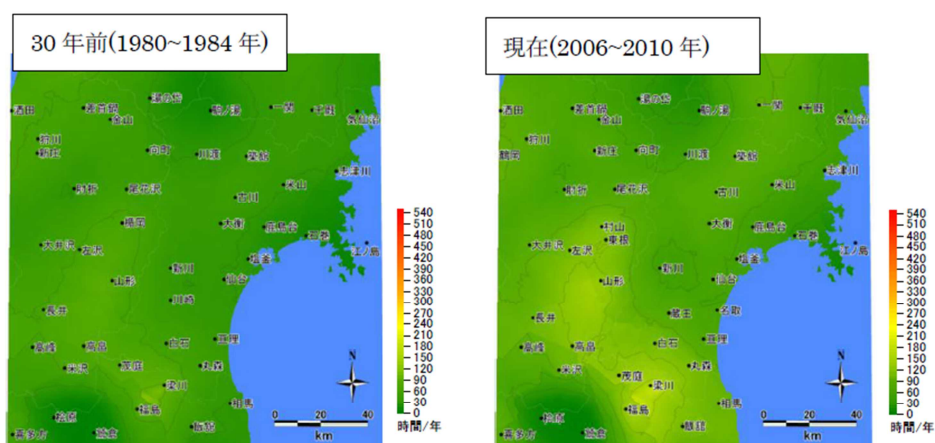


図 1.12 東北地方の30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

【出典】ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～
（ヒートアイランド現象の経年変化）（環境省）より抜粋。

・ 関東地方

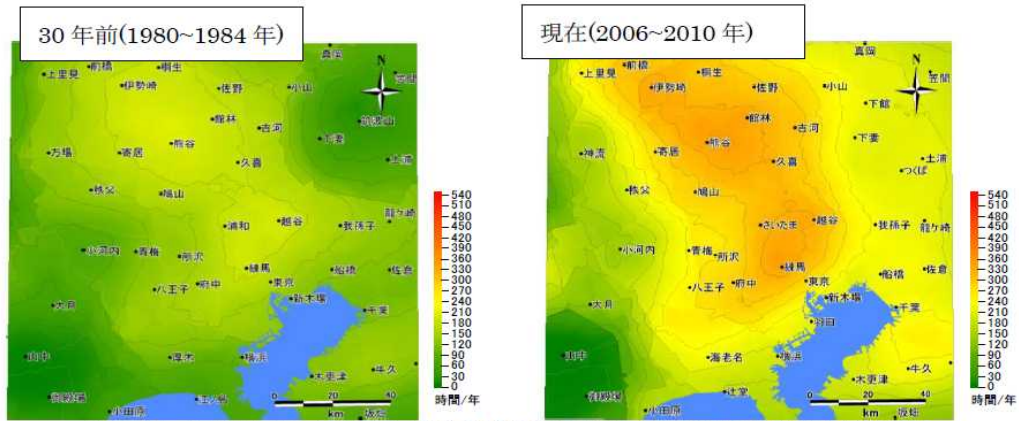


図 1.13 関東地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左:1980~1984年、右:2006~2010年）

・ 中部地方

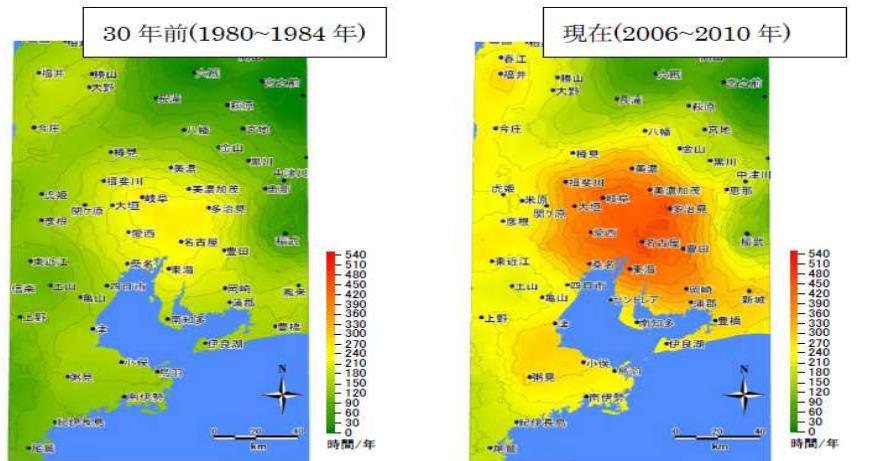


図 1.14 中部地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左:1980~1984年、右:2006~2010年）

・ 近畿地方

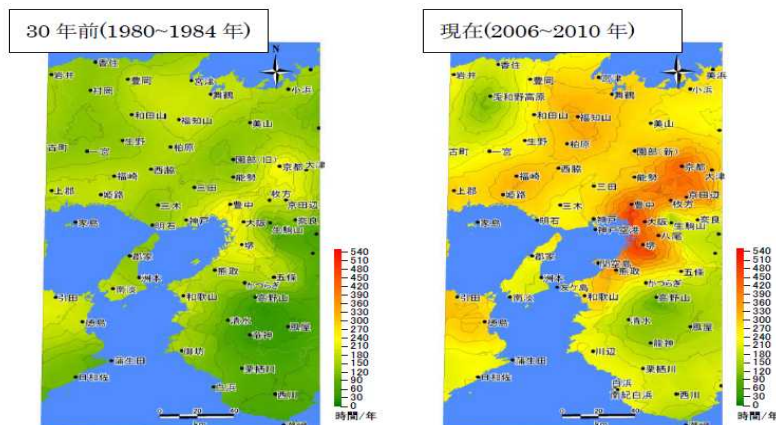


図 1.15 近畿地方の 30℃以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左:1980~1984年、右:2006~2010年）

【出典】ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～
（ヒートアイランド現象の経年変化）（環境省）より抜粋。

・四国、中国地方

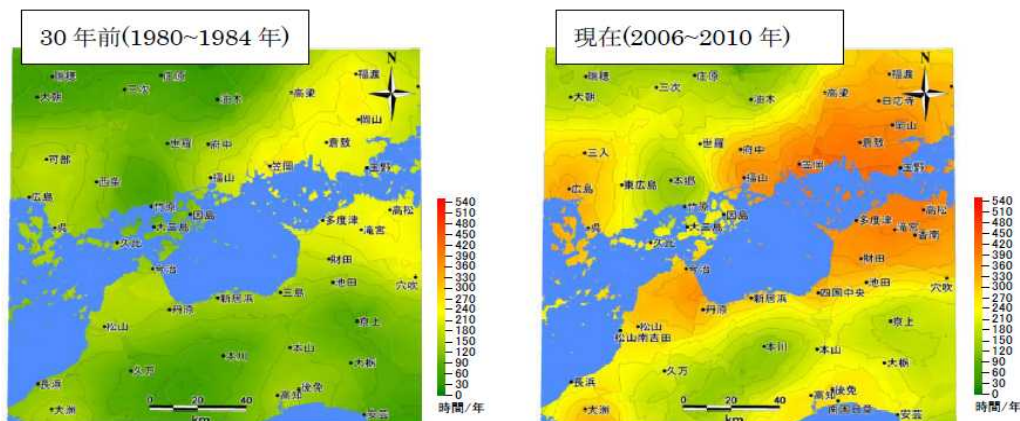


図 1.16 四国・中国地方の 30°C以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

・九州地方

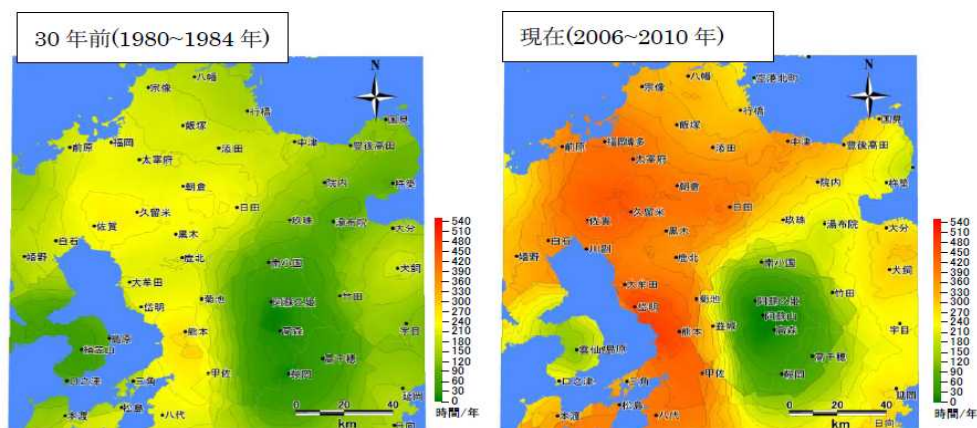


図 1.17 九州地方の 30°C以上の合計時間数の分布（5年間の年間平均時間数）
（左：1980～1984年、右：2006～2010年）

【出典】ヒートアイランド対策マニュアル～最新状況と適応策等の対策普及に向けて～
（ヒートアイランド現象の経年変化）（環境省）より抜粋。

< 指標の動向 >

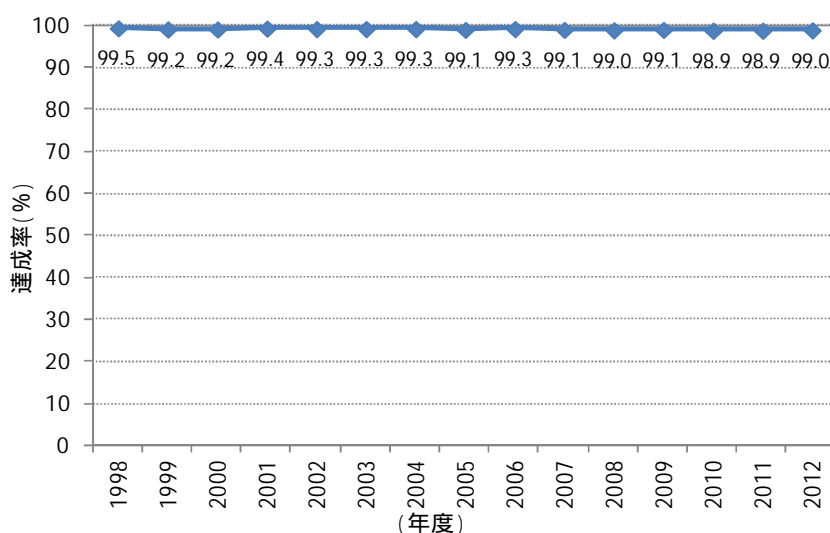
- ・ 30年前と現在の30℃以上時間数の分布を比較すると、東北、関東、中部、近畿、四国・中国、九州地方で30℃以上時間数が増加し、高温の領域が拡大している。
- ・ 都心部の高温域も拡大しているが、郊外やそれ以外でも拡大している地域がある。

6. 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

指標一覧	
環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】	-1. 公共用水域全体の健康項目達成率
	-2. 地下水の環境基準超過率（全体）
	-3. 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率
各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数、PCB類（総量）の検出状況（水質））（代表指標）	
POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向	
PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標）	
化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況（代表指標）	

環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率（代表指標）【再掲】

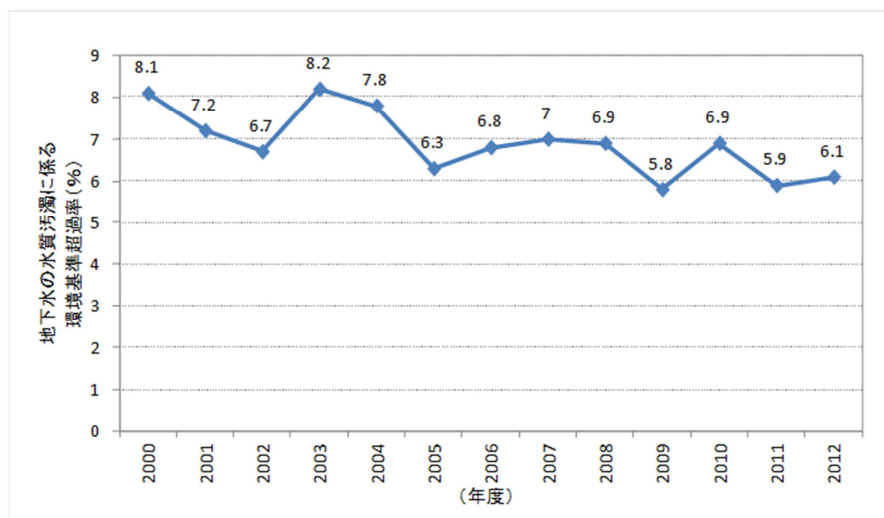
-1. 公共用水域全体の健康項目達成率



【出典】公共用水域水質測定結果（環境省）

【注】1999年度より新規に硝酸性窒素・亜硝酸性窒素・ふっ素並びにほう素、2009年度より1,4-ジオキサンの項目が追加された。

-2. 地下水の環境基準超過率（全体）

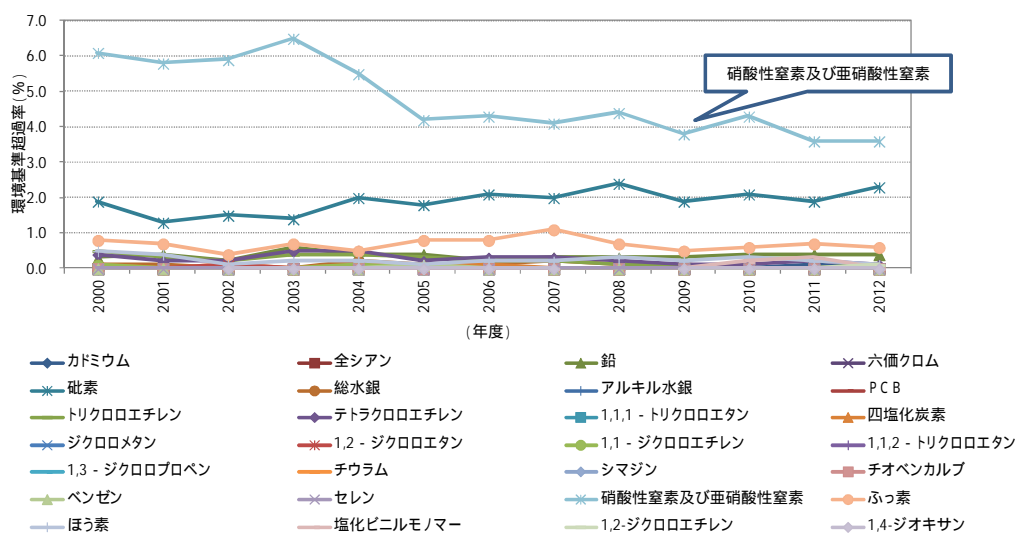


【出典】地下水質測定結果（環境省）

【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、全調査井戸数のうち、何らかの項目で環境基準を超過した井戸数の割合。
- 3) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

(参考) 地下水の環境基準超過率 (内訳)



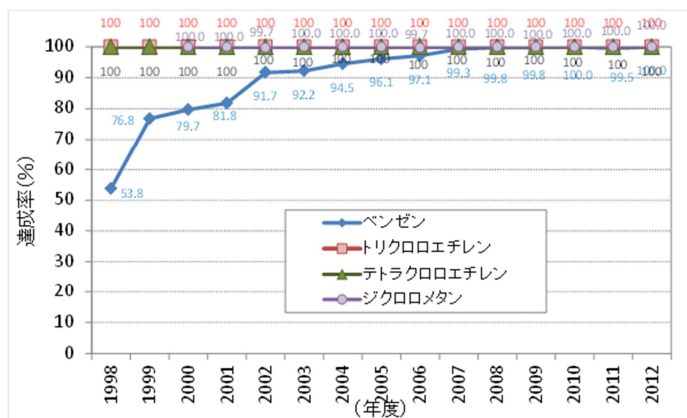
【出典】地下水質測定結果 (環境省)

【注】

- 1) 数値は概況調査の調査結果における、地下水の水質汚濁に係る環境基準の超過率。
- 2) 超過率とは、調査数に対する超過数 (測定当時の基準を超過した井戸の数) の割合である。
- 3) 塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンは、2009年11月に環境基準に追加。
- 4) 年度によって調査対象の井戸が異なるため、単純比較できないことに留意する必要がある。

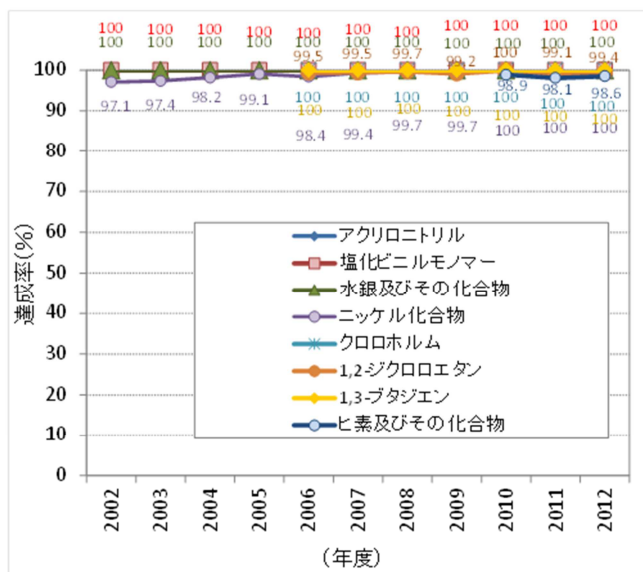
-3. 有害大気汚染物質に係る環境基準、指針値達成率

・環境基準設定物質



【出典】有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

・指針値設定物質



【出典】有害大気汚染物質モニタリング調査結果（環境省）

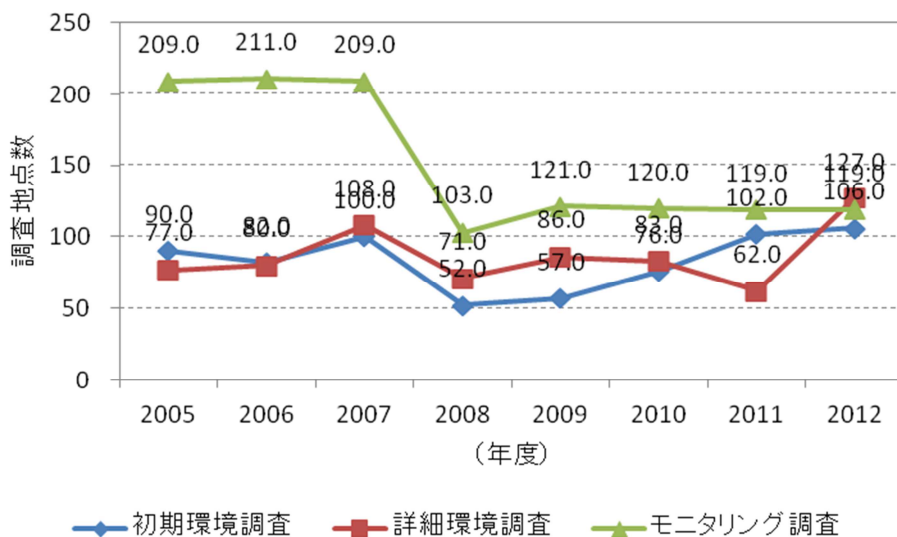
【注】クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについては、2006年11月に、ヒ素及びその化合物については、2010年10月に指針値が設定されており、指針値設定以前の指針値達成状況は示していない。

< 指標の動向 >

ほとんどの項目が環境基準、指針値を達成している。

各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）（代表指標）

・調査地点数

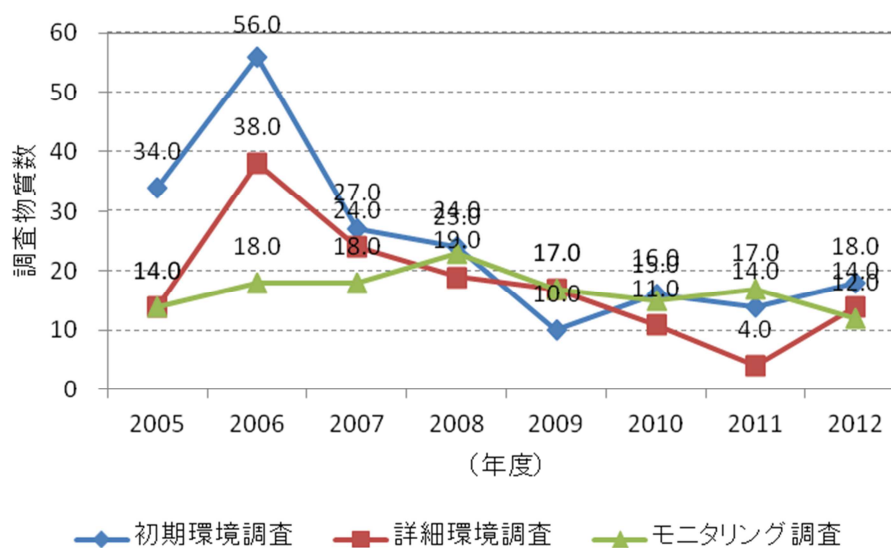


【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

【注】

- 1) 詳細環境調査、モニタリング調査の調査地点数については、調査地点数・生物種数となっている。
- 2) 調査地点数については、2007年度までは、各媒体の調査を行った地点数の単純合計値（のべ地点数）、2008年度以降は、複数の媒体を採取した地点を1地点とした地点数の合計値。

・調査物質(群)数



【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

・調査媒体数

初期環境調査：水質・大気・生物（生物は2012年度より新規追加）

詳細環境調査：水質・底質・生物・大気（生物は2012年度より新規追加）

モニタリング調査：水質・底質・大気・生物

【出典】化学物質環境実態調査結果（環境省）

< 指標の動向 >

- ・ 調査地点数は、詳細環境調査で増加し、各調査で概ね等しい値をとっている。
- ・ 調査物質数は、初期環境調査・詳細環境調査で増加し、モニタリング調査で減少した。

POPs 等、長期間継続してモニタリングを実施している物質濃度の増減傾向

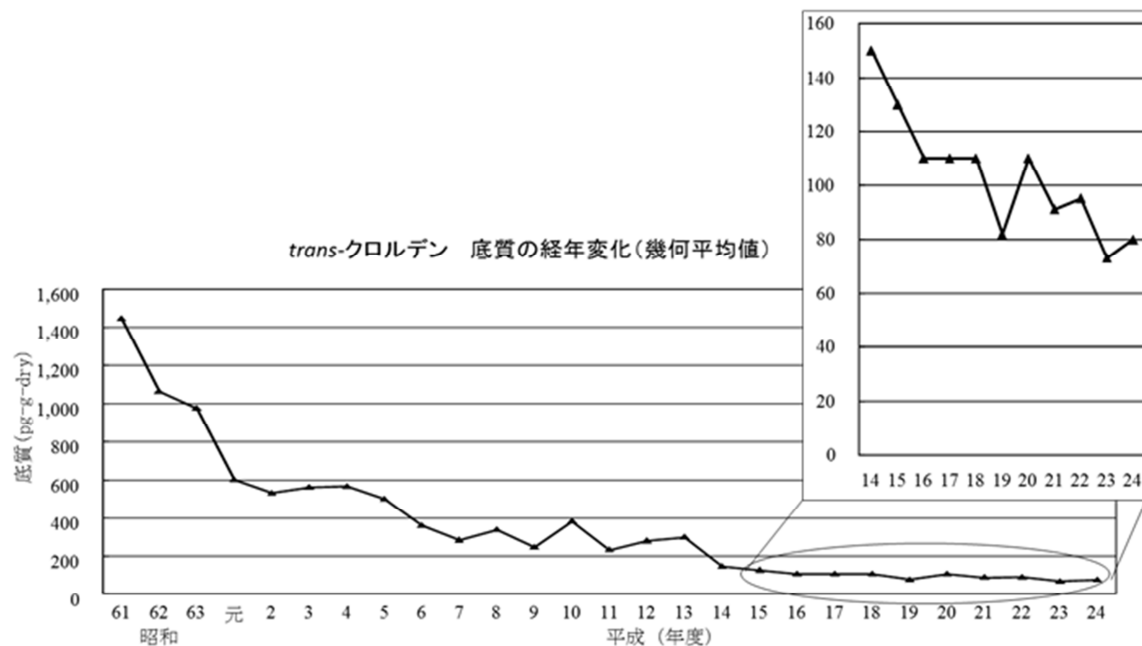
・継続的に調査を実施している物質の濃度の経年変化

平成 24 年度にモニタリング調査を行った 12 物質群のうち、継続的に調査を実施している 5 物質群 (PCB、HCB、クロルデン類、ヘプタクロル類、HCH 類) 4 媒体 (水質、底質、大気、生物) について、平成 14 ~ 24 年度における経年分析により、減少傾向が統計的に有意に判定されたものは以下のとおり。その他については、濃度レベルは概ね横ばいで、増加傾向が統計的に有意に判定されたものはない。

ヘプタクロル類のみ 2 媒体 (大気、生物) で調査を実施

- 水質 : PCB、HCB、リンデン (- HCH)
- 底質 : クロルデン類の一部
- 大気 (温暖期) : クロルデン類、ヘプタクロル
(寒冷期) : クロルデン類の一部、ヘプタクロル
- 生物 (貝類) : - HCH、
(魚類) : リンデン (- HCH)

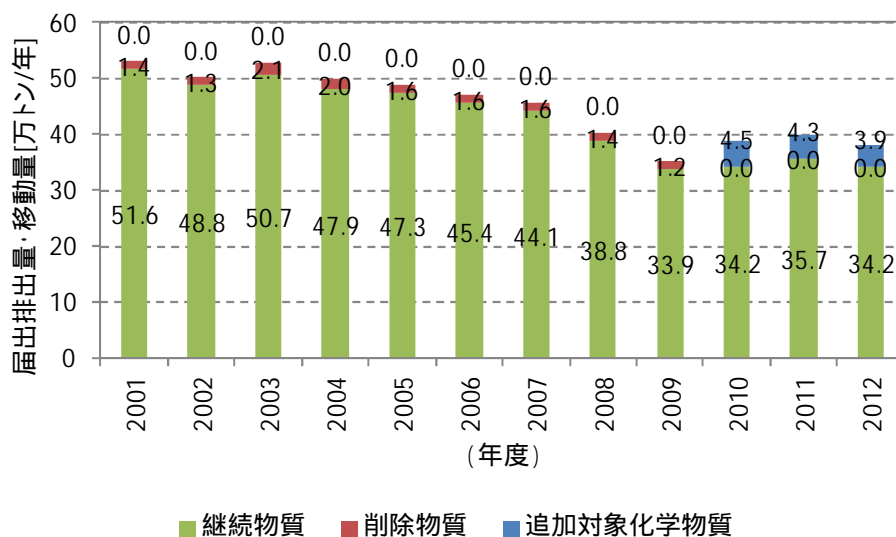
【漸減傾向が統計的に有意に判定された例】



【出典】環境省資料

PRTR 制度の対象物質の排出量及び移動量（代表指標）

・届出排出量・移動量の経年変化



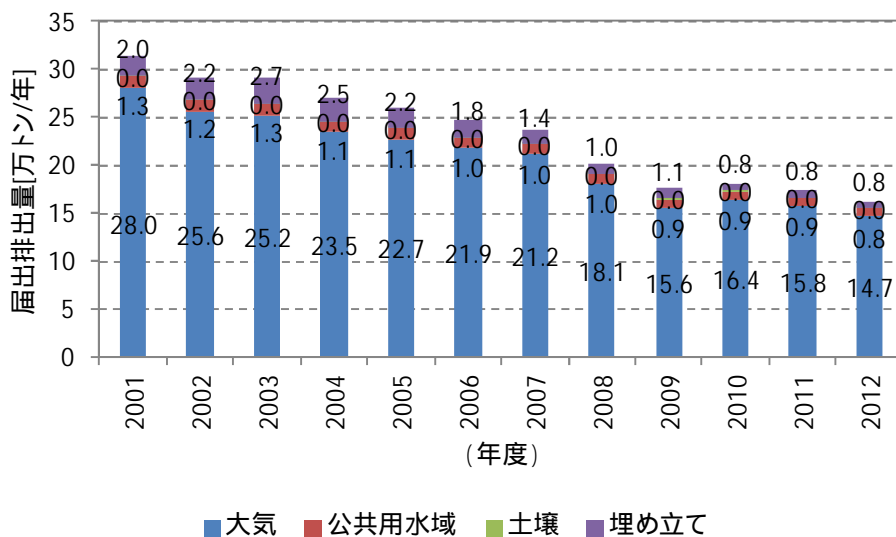
【出典】届出排出量・移動量の経年変化の概要について（平成 26 年 3 月 6 日経済産業省・環境省報道発表：別添 2）

【注】

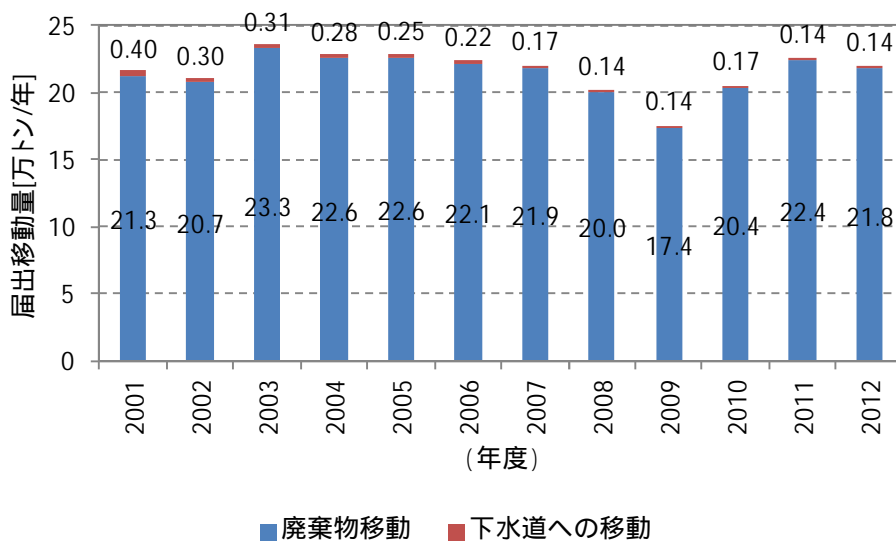
- 1) 2003 年度から年間取扱量が 1 トン以上の事業者（2002 年度までは年間取扱量が 5 トン以上の事業者が対象）による排出量等の届出が開始。
- 2) 2008 年 11 月の政令の改正により、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更となり、医療業が対象業種へ追加された。（2010 年度把握分から対象）
- 3) 2012 年度データの公表より、名称を「新規対象化学物質」から「追加対象化学物質」に変更。

(参考) 届出排出量・移動量の内訳

・届出排出量



・届出移動量



【出典(排出量・移動量)】届出排出量・移動量の経年変化の概要について(平成 26 年 3 月 6 日経済産業省・環境省報道発表:別添 2)

【注】

- 1) 2003 年度から年間取扱量が 1 トン以上の事業者(2002 年度までは年間取扱量が 5 トン以上の事業者が対象)による排出量等の届出が開始。
- 2) 2008 年 11 月の政令の改正により、対象化学物質が 354 物質から 462 物質に変更となり、医療業が対象業種へ追加された。(2010 年度把握分から対象)

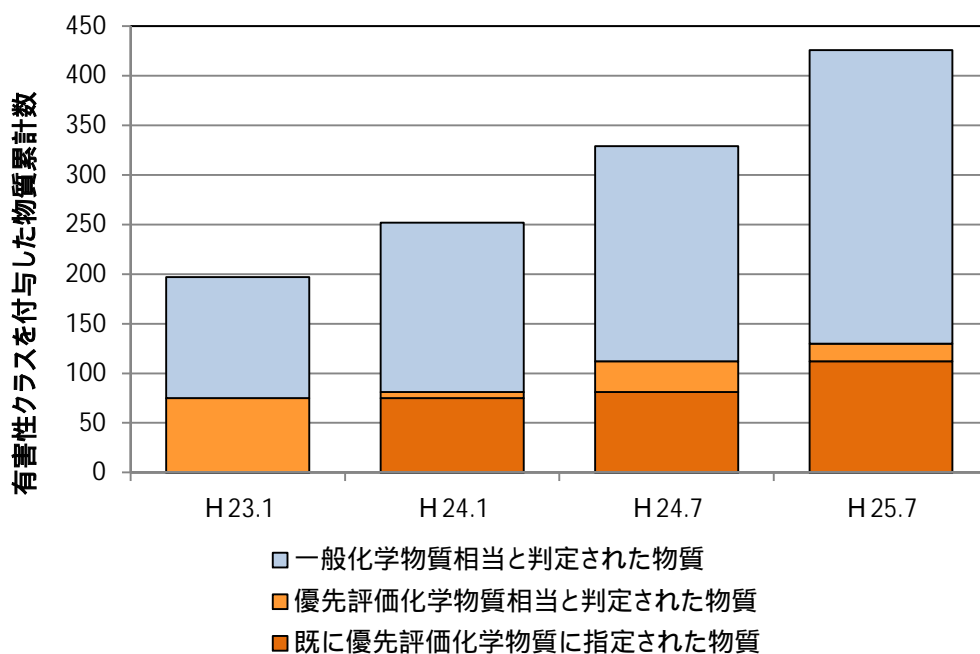
< 指標の動向 >

- ・ 化管法施行令改正の前後で継続して届出対象物質として指定された物質（継続物質）の総届出排出量・移動量も 2012 年度で減少した。

化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況(代表指標)

化学物質審査規制法におけるスクリーニング評価における有害性クラスの審議物質数実績 (平成 25 年 7 月まで)

(人健康影響)

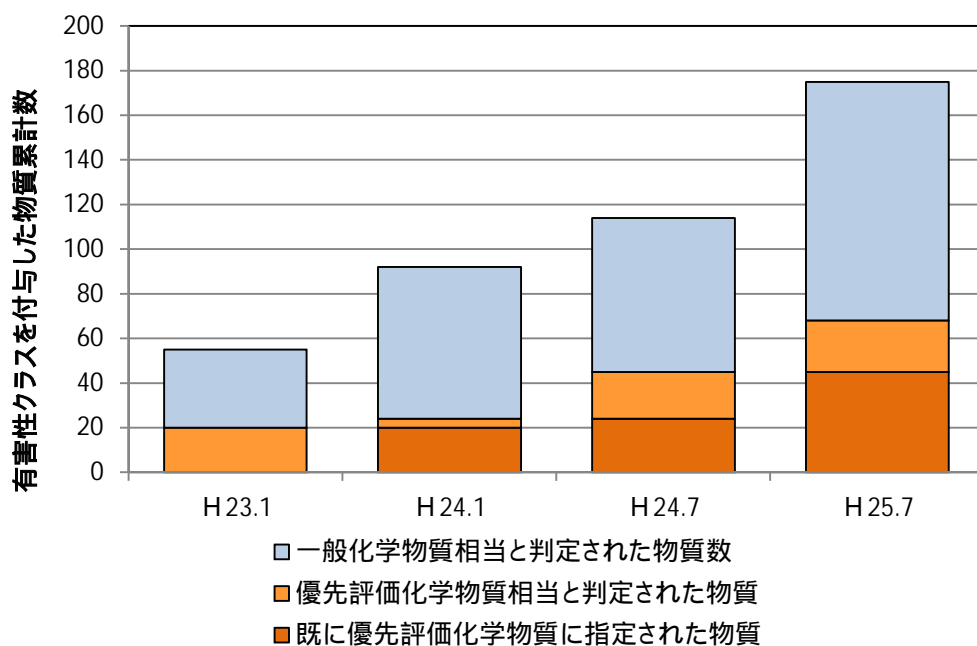


【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

スクリーニング評価対象物質は増加している。

(生態影響)



【出典】環境省資料

< 指標の動向 >

化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価において有害性クラスを付与した物質累計数は増加している。

II. 「環境の各分野を横断的に捉えた指標群」の動向

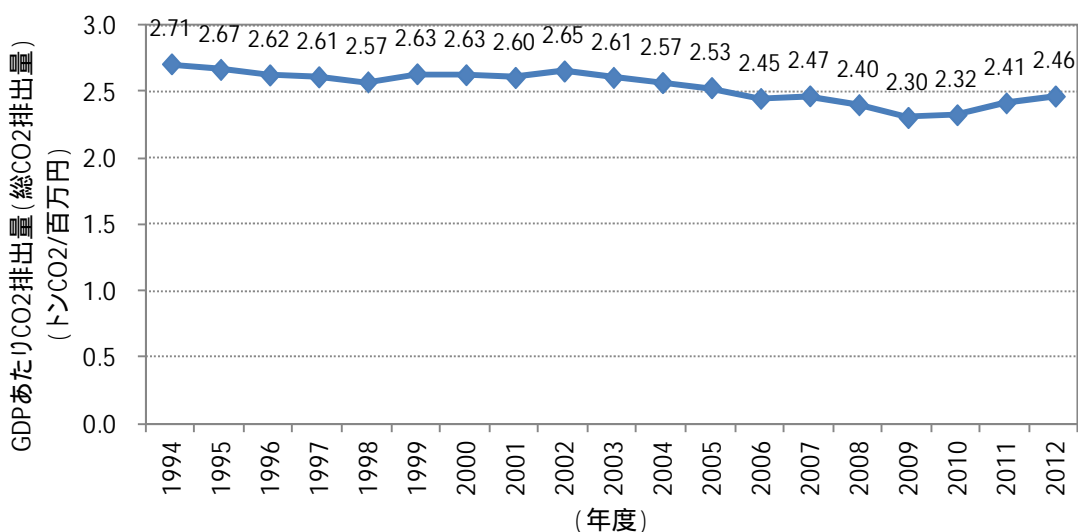
横断分野 a) ~ i) で設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

分類
a) 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標
b) 環境と経済との統合的向上に係る指標
c) 持続可能な資源利用に係る指標
d) 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標
e) 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標
f) 日本の環境面での国際貢献度に係る指標
g) 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標
h) 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標
i) 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標

a). 環境負荷と経済成長の分離度に係る指標

指標一覧
環境効率性
資源生産性【再掲】

環境効率性



【出典】 CO2 排出量：日本の温室効果ガス排出量データ（国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス） GDP（1994～2011年）：「2011（平成23）年度 国民経済計算確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2011年）遡及推計」（内閣府） GDP（2012年）：「2012（平成24）年度 国民経済計算確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2012年）」（内閣府）

【注】

1) GDPは2005年基準・実質・連鎖方式。

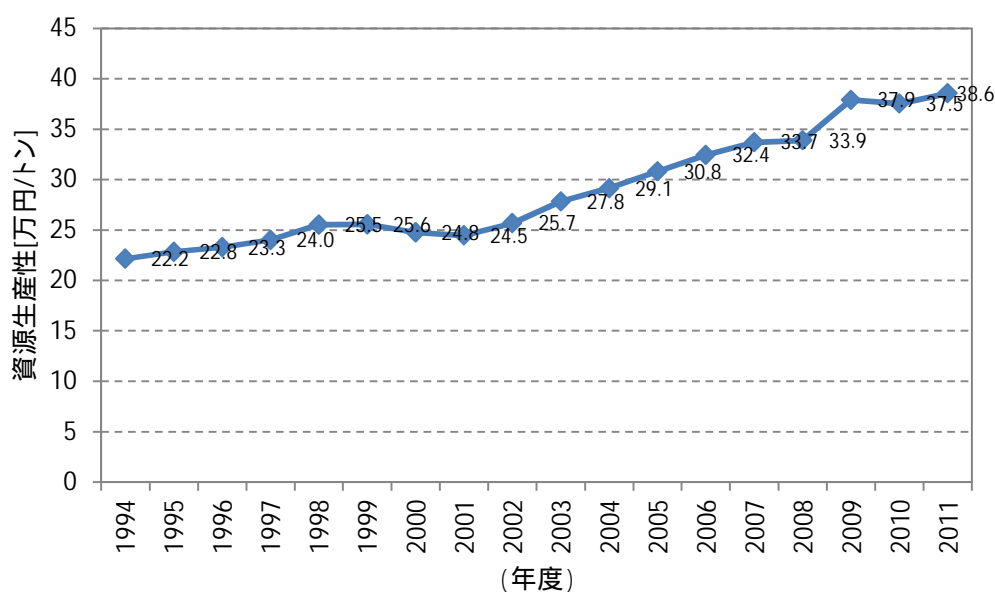
2) 環境効率性の算出は次式による。

$$\text{環境効率性} = \text{CO2 排出量} / \text{GDP}$$

< 指標の動向 >

近年緩やかな減少傾向がみられる。

資源生産性【再掲】



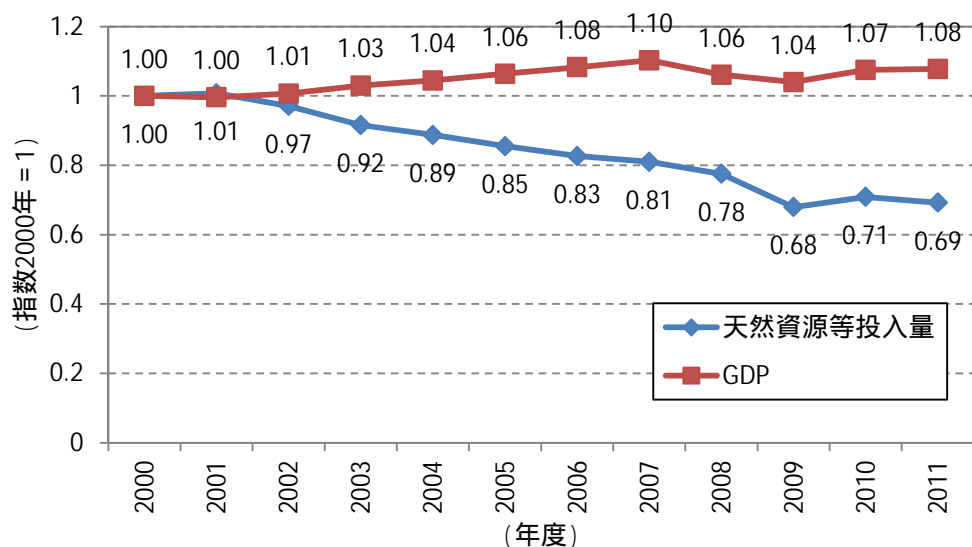
【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「2011（平成23）年度 国民経済計算 確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2011年） 遡及推計」（内閣府）

【注】

- 1) GDPは2005年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指す。資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかにか物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す。資源生産性の算出は次式による。

$$\text{資源生産性} = \text{GDP} / \text{天然資源等投入量 (DMI)}$$

(参考) GDP、天然資源等投入量の推移



【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「2011（平成23）年度 国民経済計算 確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2011年） 遡及推計」（内閣府）

【注】GDPは2005年基準・実質・連鎖方式。

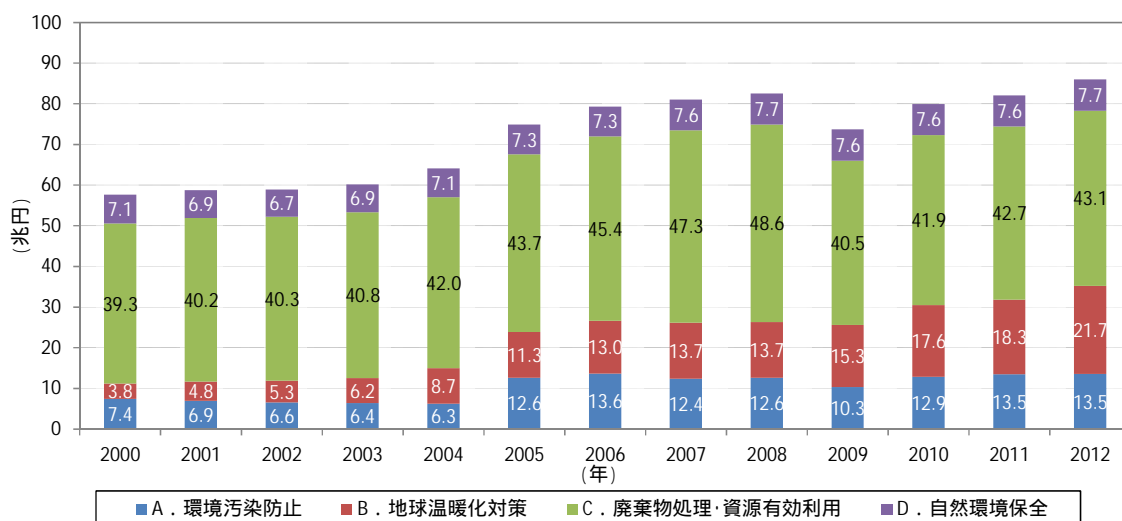
< 指標の動向 >

- ・資源生産性は2000年度以降、増加傾向にあったが、2010年度は減少している。
- ・GDPは金融危機の影響により2007年度から2009年度まで減少したが、2010年度以降は増加している。
- ・天然資源等投入量は2001年度より減少傾向にある。この要因として、主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、大規模公共事業の減少を反映している。

b). 環境と経済との統合的向上に係る指標

指標一覧	
環境分野の市場規模	
環境ビジネスの業況	
グリーン購入実施率	-1.地方公共団体のグリーン購入実施率
	-2.企業のグリーン購入実施率
	-3.国民のグリーン購入実施率
環境報告書を作成・公表している企業の割合	

環境分野の市場規模



【出典】「環境産業の市場規模に関する情報」2011年版 環境産業の市場規模・雇用規模の推移（環境省）

【注】「環境産業の市場規模」は「国内にある環境産業にとっての内外市場規模（売上ベース）」を意味する。

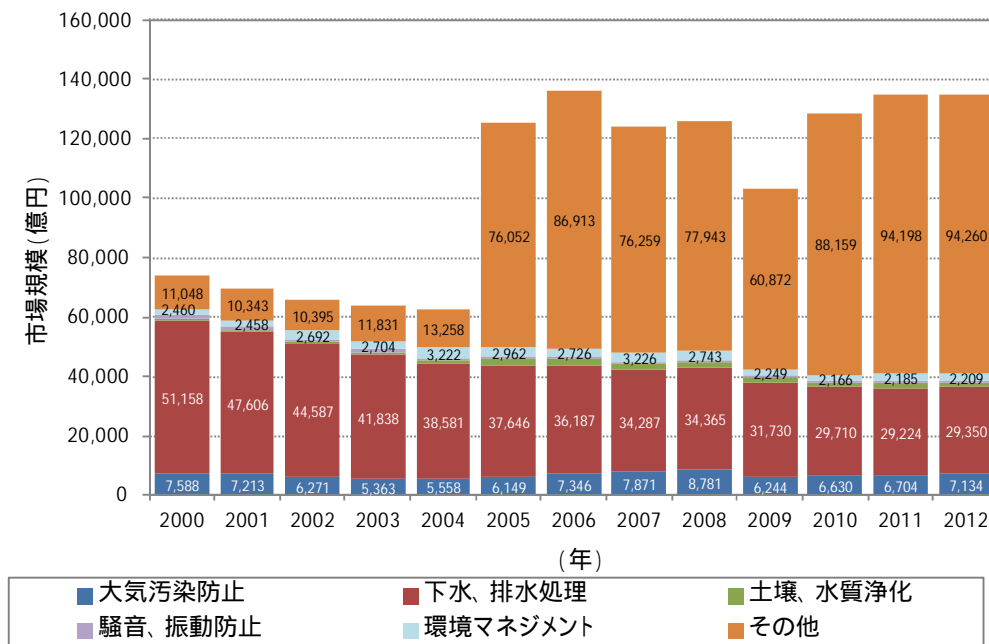
(参考) 環境ビジネスの分類・範囲

大分類	中分類
A：環境汚染防止	大気汚染防止
	下水、排水処理
	土壌、水質浄化
	騒音、振動防止
	環境マネジメント
	その他
大分類	中分類
B：地球温暖化対策	再生可能エネルギー利用
	省エネルギー化
	自動車の低燃費化
	その他
大分類	中分類
C：廃棄物処理・資源有効利用	廃棄物処理、再資源化
	資源、機器の再利用
	その他
大分類	中分類
D：自然環境保全	緑化・水辺再生
	水資源利用
	持続可能な農林水産業
	その他

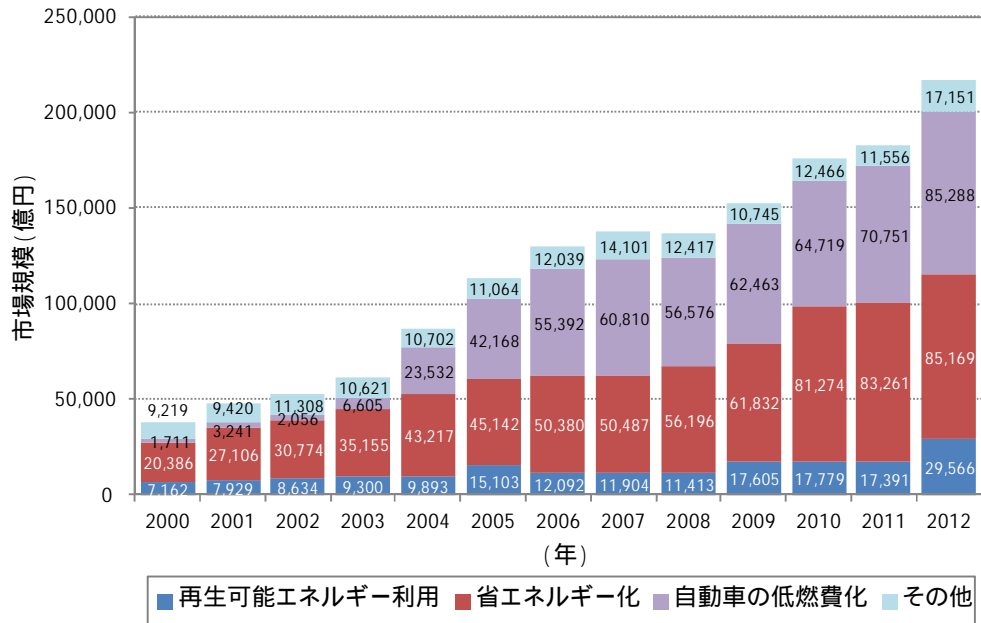
【出典】製品やサービスを提供する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

(参考) 環境ビジネスの分類・範囲

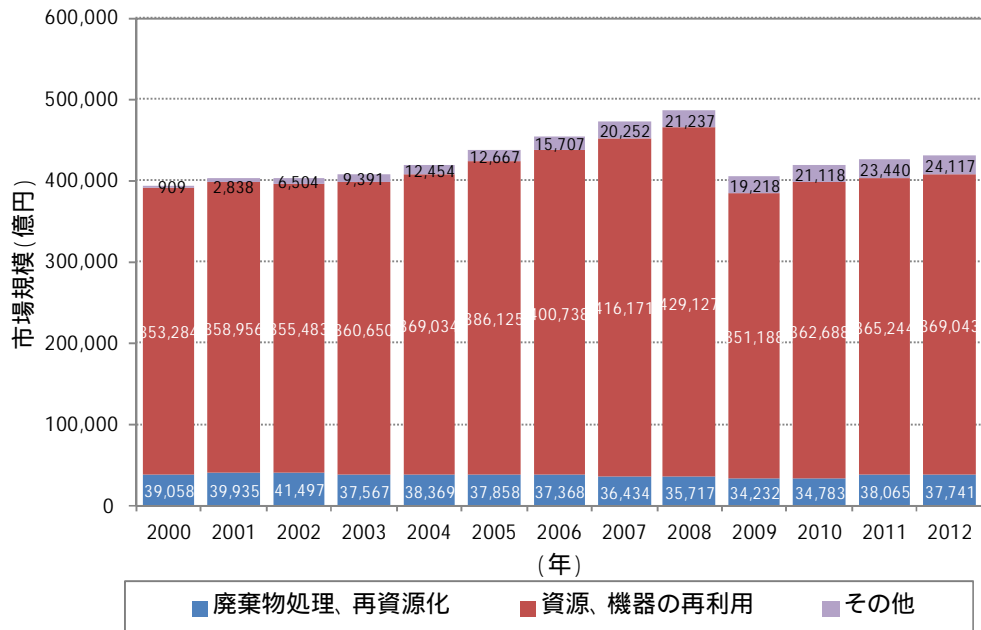
A.環境汚染防止



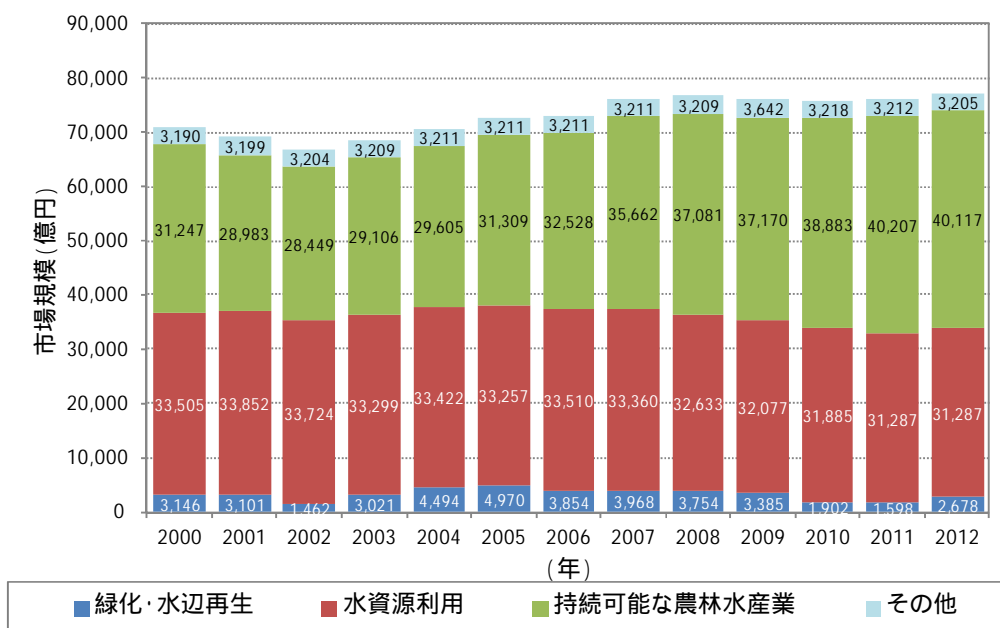
B.地球温暖化対策



C.廃棄物処理・資源有効利用



D.自然環境保全

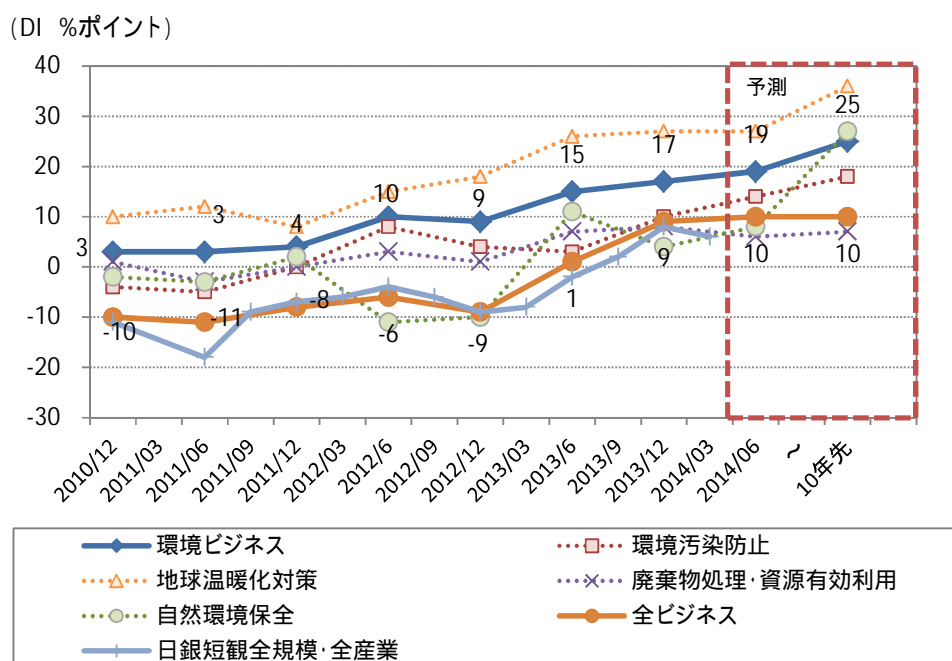


【出典（A,B,C,D）】製品やサービスを提供する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

< 指標の動向 >

- ・環境産業全体の市場規模は2004年以降徐々に増加傾向が強まっていたが、2008年から2009年にかけて減少した。2009年以降、再び増加傾向にある。
- ・分野としては、「廃棄物処理・資源有効利用」分野が最も大きい。

環境ビジネスの業況



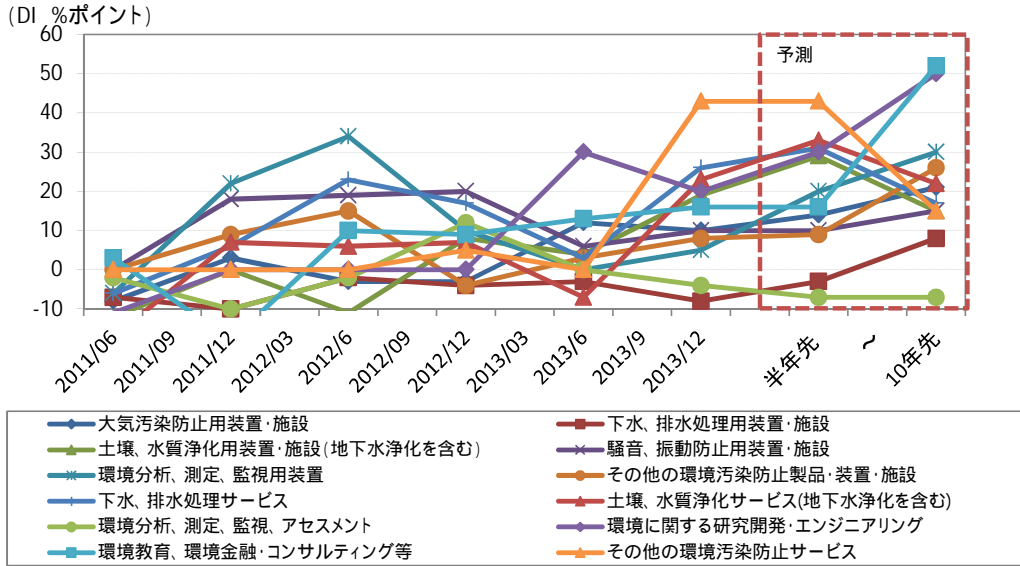
【出典】製品やサービスを提供する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

【注】

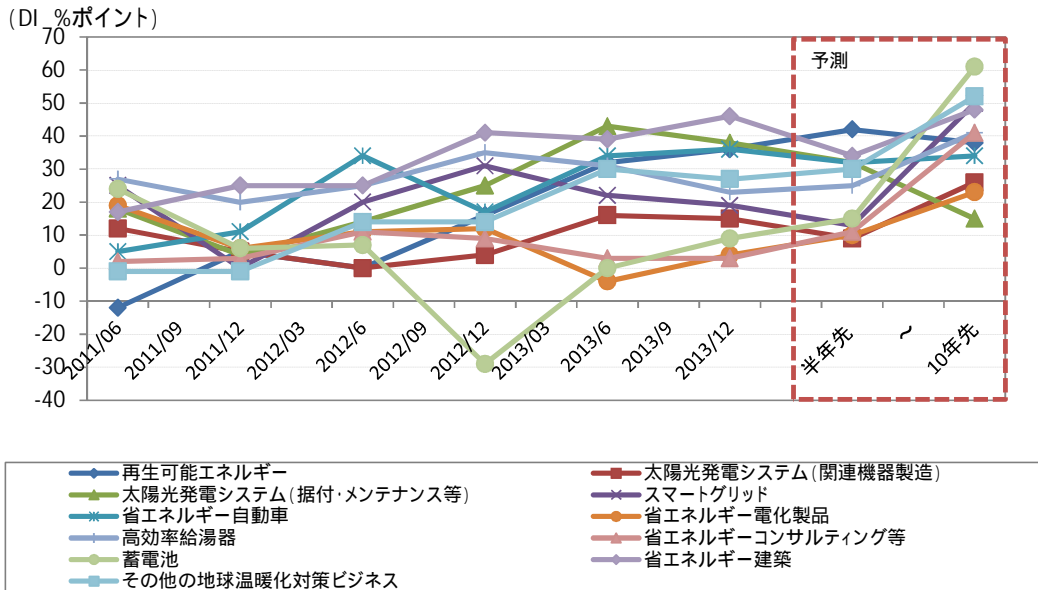
- 1) DI：「良い」 - 「悪い」、%ポイント
- 2) 調査対象は全国の資本金 2,000 万円以上の民間企業のうち、資本金、業種別の層化無作為抽出法により選定された 11,607 社（2013 年 12 月）。有効回答数は、2013 年 12 月調査で 4,865 社、有効回答率は 41.9%。
- 3) 日銀短観の 2013 年 9 月は先行きの数値。
- 4) 環境ビジネス各分類の 2010 年 12 月の値は環境ビジネス分類の変更を踏まえた試算値。

(参考) 環境ビジネス分類別の業況

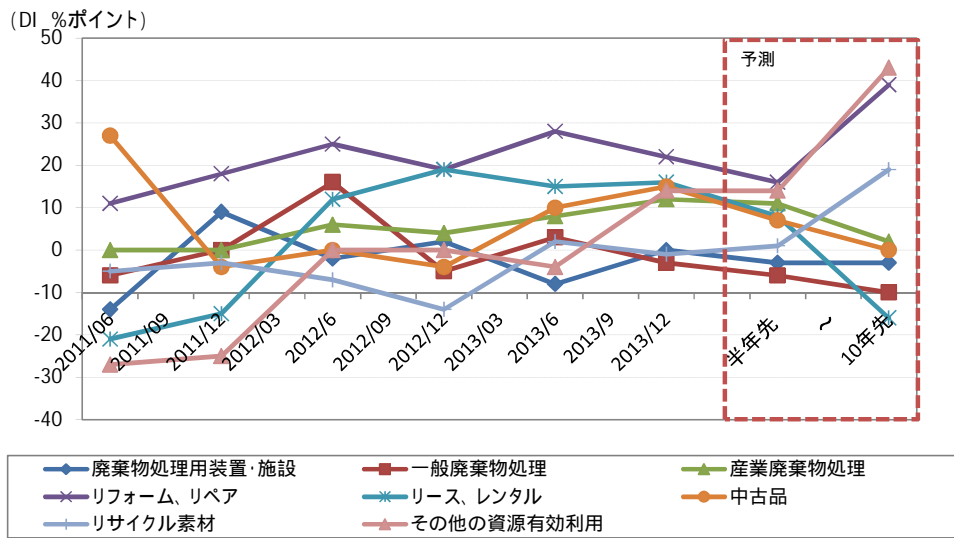
A. 環境汚染防止



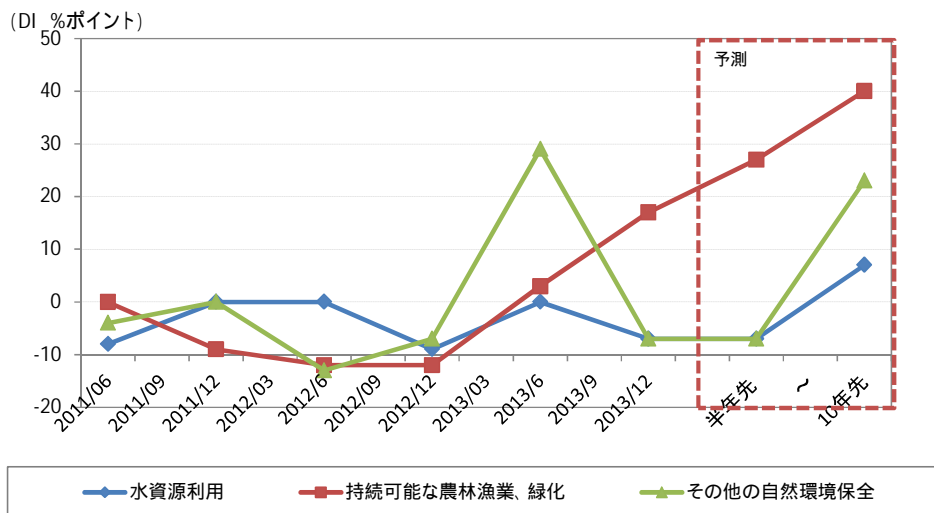
B. 地球温暖化対策



C. 廃棄物処理・資源有効利用



D. 自然環境保全



【出典】製品やサービスを供給する企業等への調査（供給側調査）：環境経済観測調査（環境省）

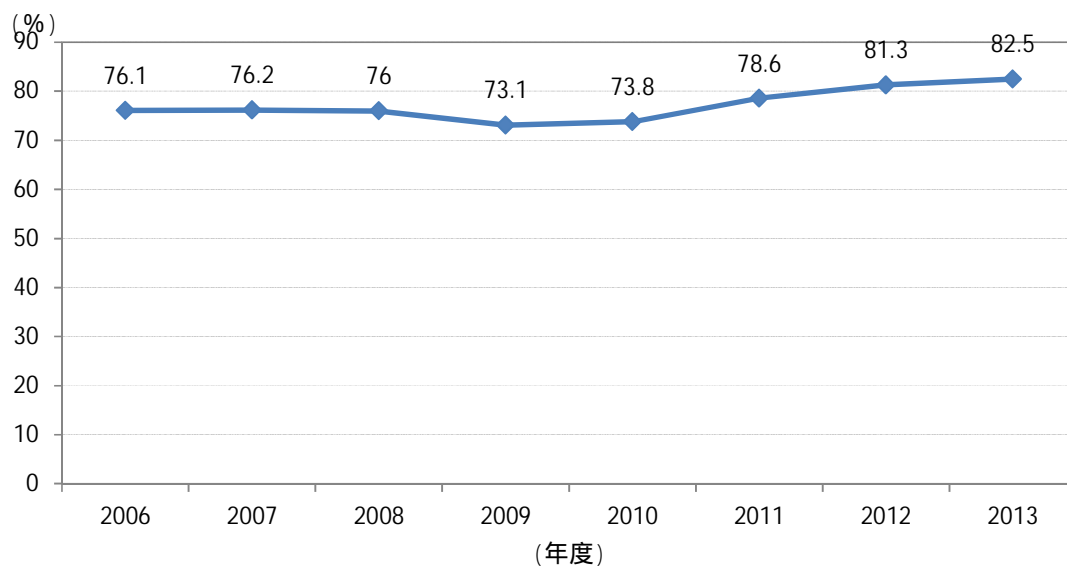
【注】プロットのない項目はデータが無いもの。

< 指標の動向 >

- ・2013年12月調査時点での環境ビジネスの業況DIは、過去と比較して改善傾向にある。
- ・半年先・10年先の予測では、引き続き環境ビジネスの業況は改善するとの見通しとなっている。
- ・環境ビジネスの分野の中では、特に地球温暖化対策分野及び自然環境保全分野への期待が高い。

グリーン購入実施率

-1. 地方公共団体のグリーン購入実施率



【出典】地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査（環境省）

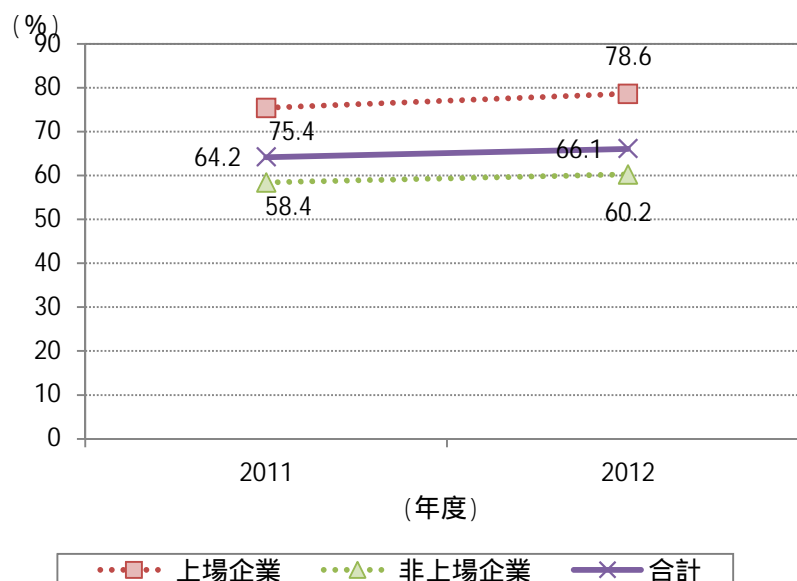
【注】

- 1) 地方公共団体のグリーン購入実施率は、地方公共団体全体のうち、「全庁で組織的に取り組んでいる」または「全庁ではないが組織的に取り組んでいる」と回答した団体の割合。
- 2) 「地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査」は、全地方公共団体を対象に実施。回収率は年により異なるが、約 65～85%。

< 指標の動向 >

- ・地方公共団体においては、2007 年度以降減少傾向にあったが、2010 年度以降、増加に転じた。

-2.企業のグリーン購入実施率

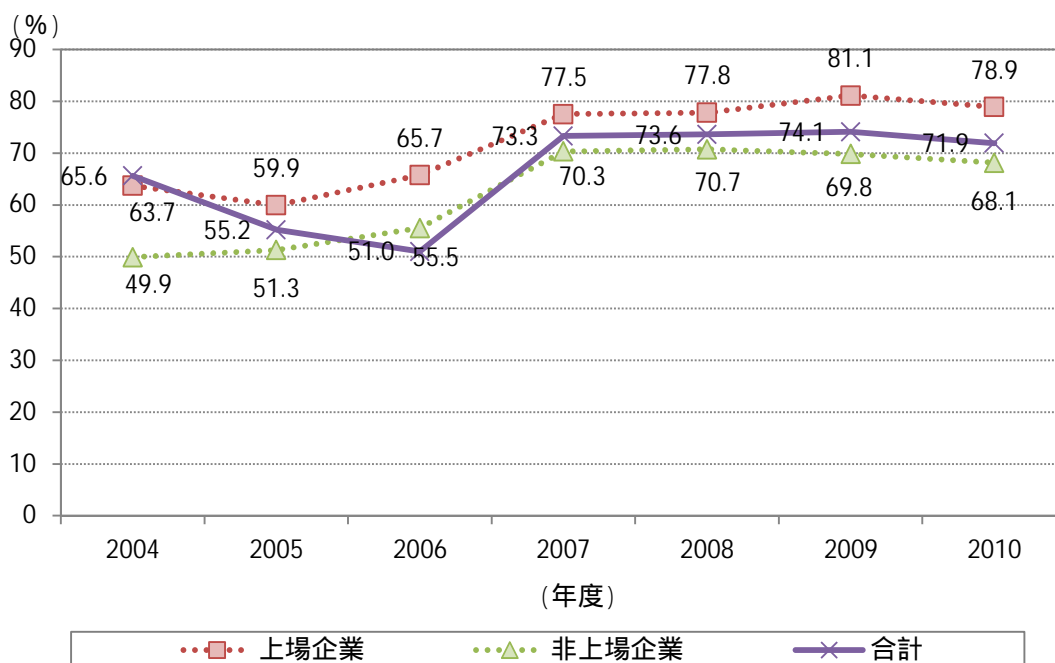


【出典】環境にやさしい企業行動調査（環境省）

【注】

- 1) 企業のグリーン購入実施率は、「環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施しているか」という質問に対して、「実施している」と回答した割合。平成 23 年度までは、対象企業の全数調査であったが、平成 24 年度は標本調査に変更された。
- 2) 「環境にやさしい企業行動調査」は、東京、大阪、名古屋の各証券取引所の 1 部、2 部上場企業、従業員数 500 人以上の非上場企業及び事業所、を対象に実施。年により異なるが回収率は約 40 程度、有効回答数は約 2,500～3,000 社。なお、従業員 500 人以上の非上場企業及び事業所には、上記以外の証券取引所上場企業、生協、農協、医療法人、公益法人等は含まれるが、学校法人、宗教法人、一部の組合(企業組合、商工組合等)は含まれない。

(参考) 企業のグリーン購入実施率 (平成 23 年度まで)



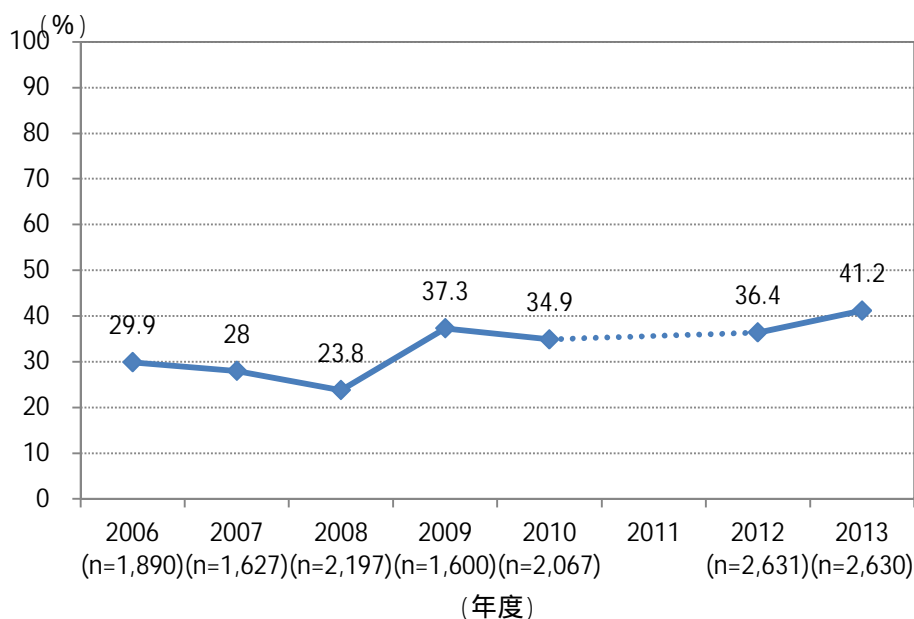
【出典】環境にやさしい企業行動調査 (環境省)

【注】企業のグリーン購入実施率は、「組織において、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定 (グリーン購入) をしているか」という質問に対して有効回答が得られた企業のうち、「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している」、「業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している」、「環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している (リサイクル品の積極的な使用等を含む)」と回答した企業の割合。

< 指標の動向 >

- ・ 上場企業及び非上場企業はともに 2007 年度までは増加傾向にあったが、2007 年度以降は横ばいに推移している。
- ・ 上場企業は 78 ~ 81% と高いレベルで推移しているが、一方で非上場企業は、上場企業と比べ 10 ~ 15 ポイント程度低くなっている。

-3.国民のグリーン購入実施率



【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

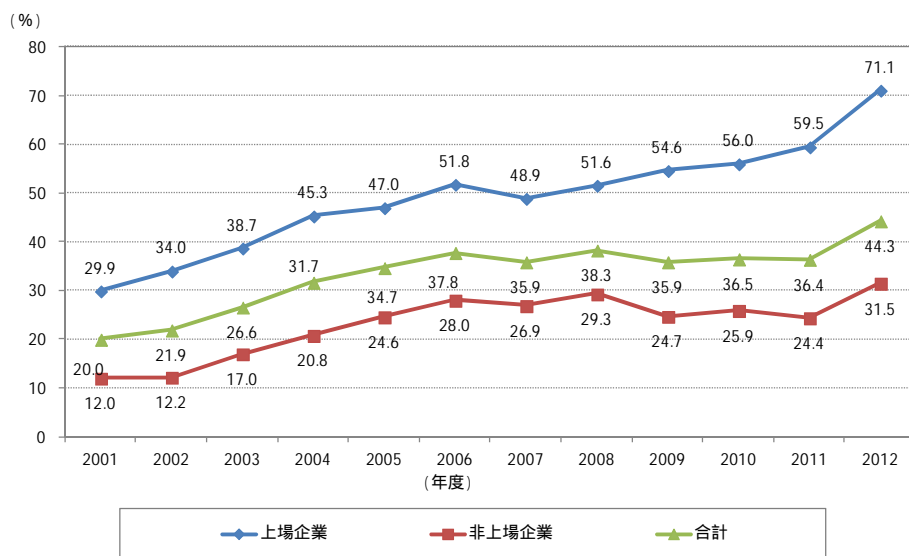
【注】

- 1) 「物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する」という項目について有効回答が得られた人のうち、2006年度～2008年度調査では、「いつも行っている」「だいたい行っている」「ときどき行っている」と答えた人の割合、2009年度以降は、「すでに行っており、今後も引き続き行いたいと思う」または「すでに行っているが、今後はあまり行いたいとは思わない」と回答した人の割合。
- 2) 2009年度までは回答者の年代の属性に関して補正を行っている。2010年度・2012年度以降については、国勢調査結果と一致するように割り付けを行った上で調査を行っており、補正は行っていない。
- 3) 括弧内の数字は回答数である。

< 指標の動向 >

・国民のグリーン購入実施率は、2006年度と比較してやや増加したものの、依然として低い水準で推移している。

環境報告書を作成・公表している企業の割合



【出典】「環境にやさしい企業行動調査」(環境省)

【注】

1) CSR 報告書等の一部として作成・公表している場合も含む。

< 指標の動向 >

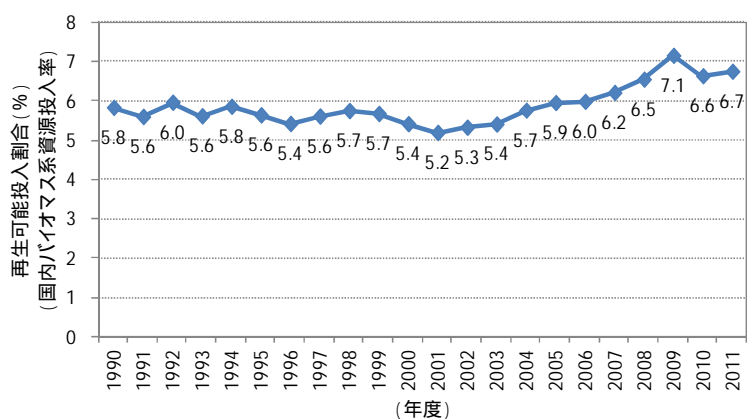
- ・ 上場企業は緩やかに増加傾向。
- ・ 非上場企業は、2006 年度までは増加傾向であったが、2006 年度以降は、緩やかな減少傾向にある。2011 年度から 2012 年度にかけてはやや大きく増加している。
- ・ 上場企業に比べ非上場企業は低い割合で推移している。

c). 持続可能な資源利用に係る指標

指標一覧	
再生可能資源投入割合	-1.バイオマス系資源投入率（国内）
	-2.バイオマス系資源投入率（国内+輸入）

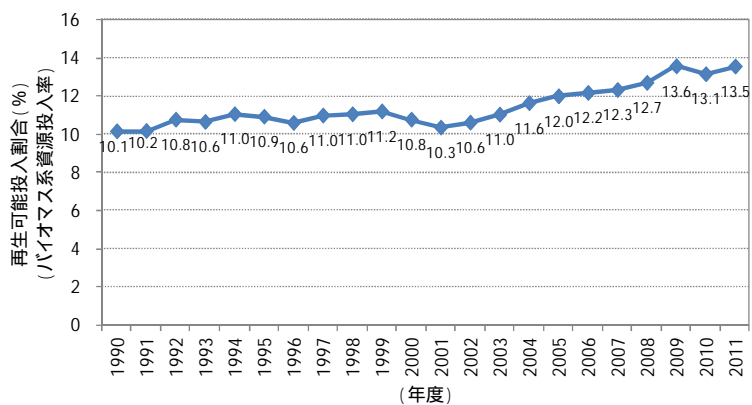
再生可能資源投入割合

-1.バイオマス系資源投入率（国内）



【出典】環境省資料

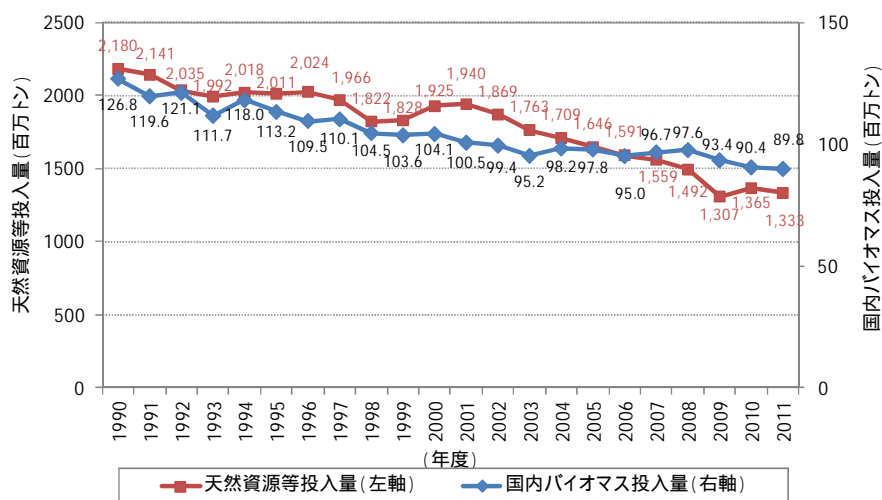
-2. バイオマス系資源投入率（国内+輸入）



【出典】環境省資料

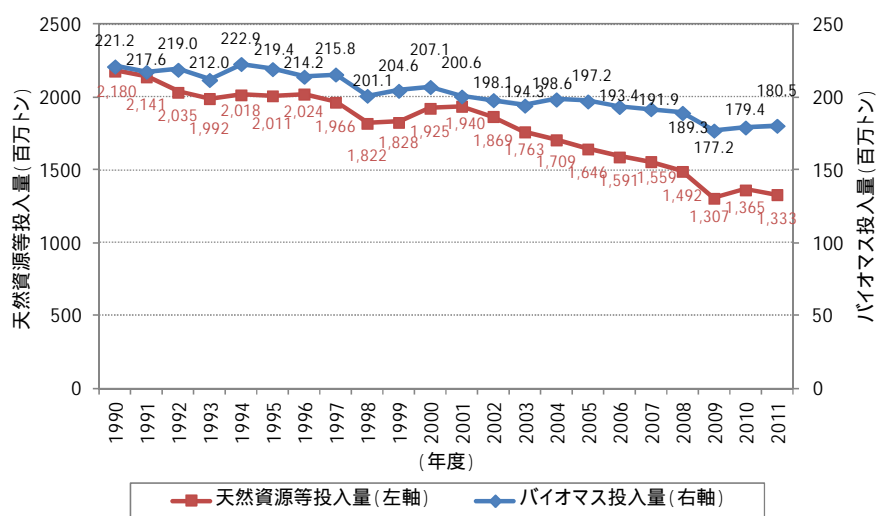
(参考) バイオマス系資源投入量と天然資源等投入量

・バイオマス系資源投入量(国内)と天然資源等投入量



【出典】環境省資料

・バイオマス系資源投入率(国内+輸入)と天然資源等投入量



【出典】環境省資料

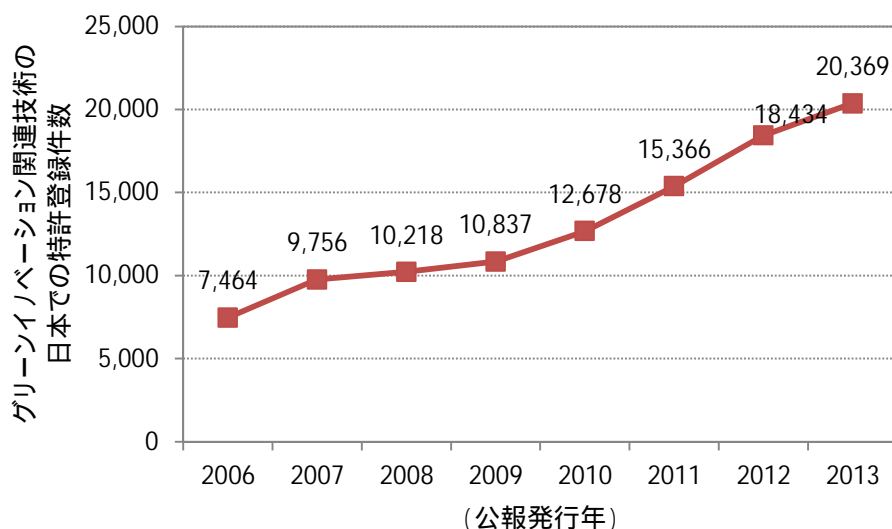
< 指標の動向 >

バイオマス系資源投入率は、国内と国内+輸入ともに、2010年度に減少しているが、全体としてみると増加傾向にある。

d). 環境技術や環境情報の整備状況に係る指標

指標一覧
環境分野の特許登録件数
環境情報に関する国民の満足度

環境分野の特許登録件数

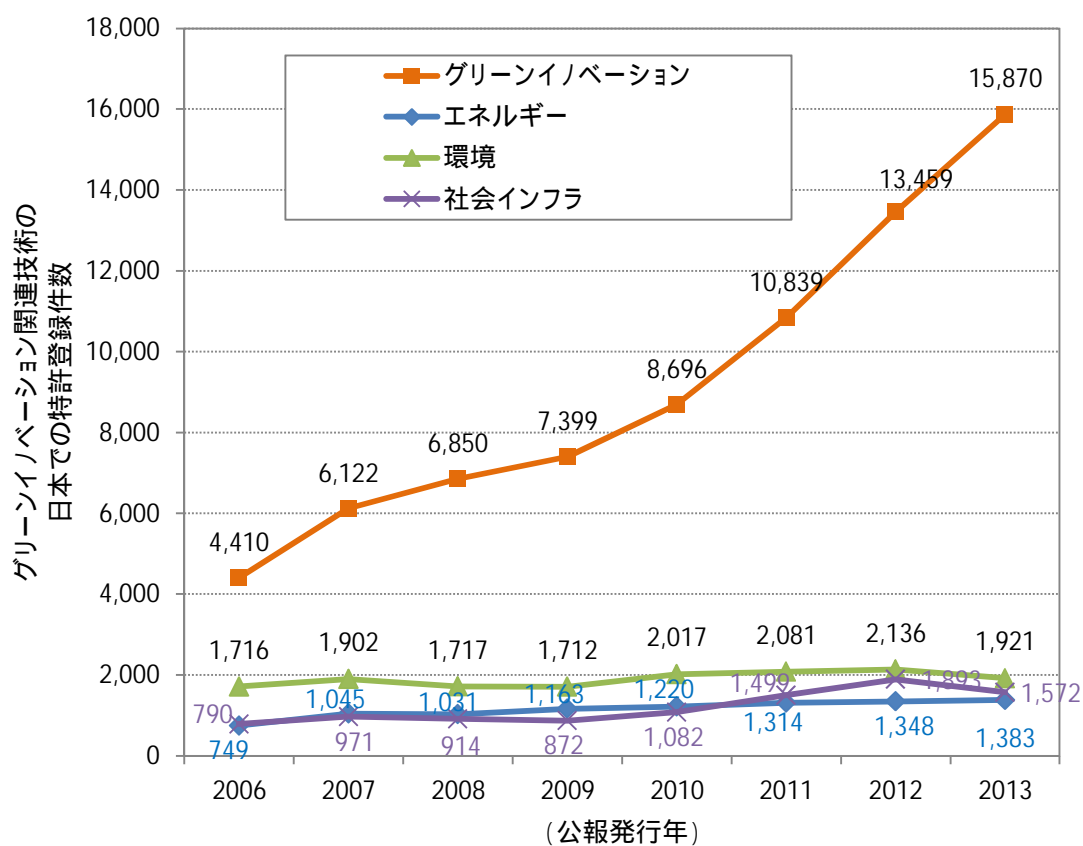


【出典】平成 25 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

【注】

- 1) グリーンイノベーション関連技術（エネルギー分野（省エネ技術等）、省資源分野（再資源化等）、環境分野（水質保全等）、社会インフラ（豊かな緑環境等））を含む。
- 2) 出願人が日本国籍を有しているもの。

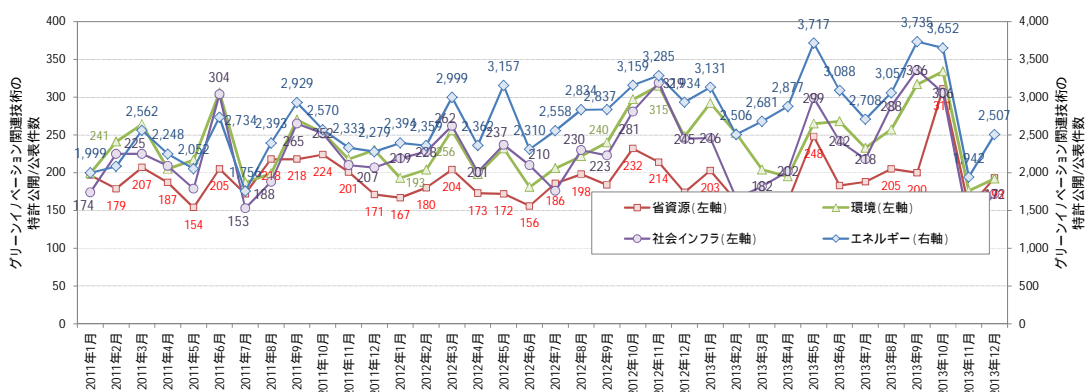
(参考) グリーンイノベーション関連技術の各区分の日本における特許登録件数



【出典】平成 25 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

【注】出願人が日本国籍を有しているもの。

(参考) グリーンイノベーション関連技術の特許公開/公表件数

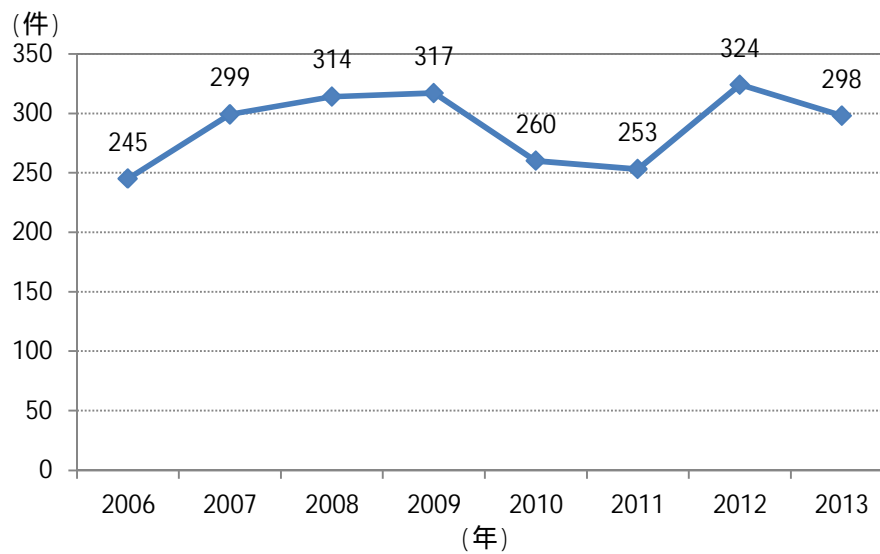


【出典】グリーンイノベーション分野、ライフイノベーション分野の特許出願状況(特許庁)

【注】

- 1) 各分野に関する技術全体を網羅的に抽出した件数を示すものではなく、各分野において重要とされる技術に対し、特許庁が独自に設定したキーワード、国際特許分類(IPC)を用いて、ダウエントデータベース WPI を用いて検索・抽出を行った件数の合計。
- 2) 出願人国籍が日本人のもの。
- 3) 複数の分野にまたがって出願しているものもあるため、各分野の出願件数は単純に合計することはできない。

(参考) 環境分野全体の PCT 出願件数

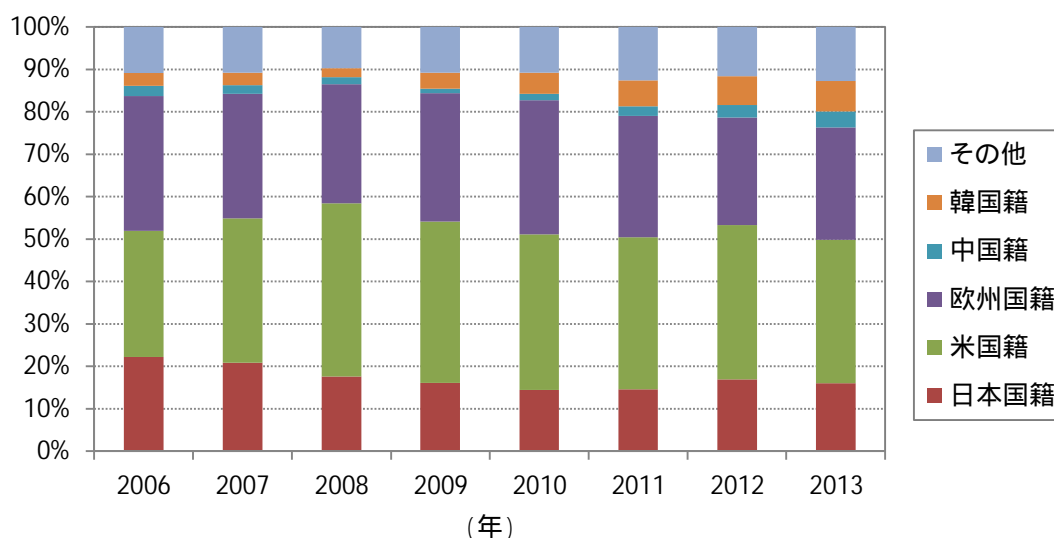


【出典】平成 25 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

【注】

- 1) 調査対象は DWPI (トムソン・ロイター・プロフェッショナル株式会社) に収録されている特許。2013 年 12 月に公開 (公報発行) されたものまでを含む。
- 2) PCT 出願とは、特許協力条約に基づいてなされた国際段階の出願。
- 3) データは日本国籍を有する出願人からの PCT 出願件数。

(参考) 環境分野全体の出願人国籍別 PCT 出願件数



【出典】平成 25 年度 グリーンイノベーション分野の特許出願状況調査報告書（特許庁）

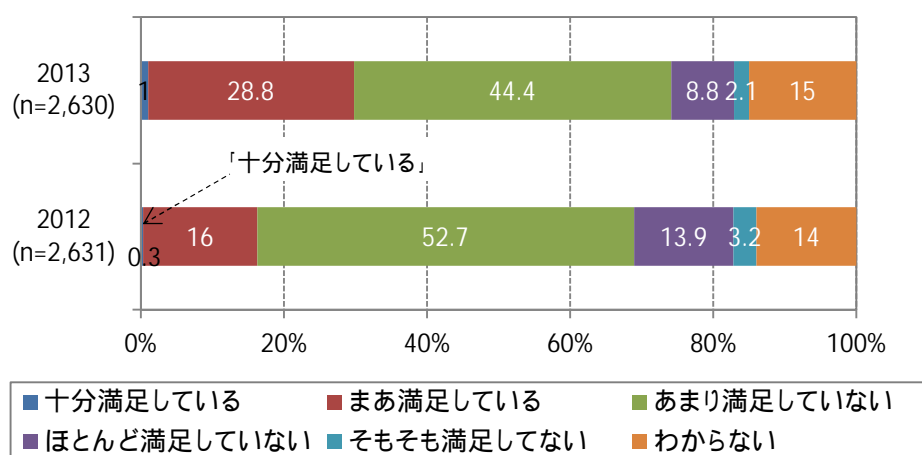
【注】

- 1) 出願人国籍は、再先の優先権主張国。
- 2) 環境分野全体の出願件数のうち、出願人国籍別の出願件数の割合。

< 指標の動向 >

- ・グリーンイノベーション分野のうち、エネルギー分野における特許公開/公表件数は、他の 3 分野の約 10 倍以上となっている。
- ・日本国籍を有する出願人からは、2007 年以降、毎年 250 件以上が出願されている。
- ・2013 年度の内訳をみると、大気汚染が約 51%、水質保全・水質汚染が約 33%となっている。

環境情報に関する国民の満足度

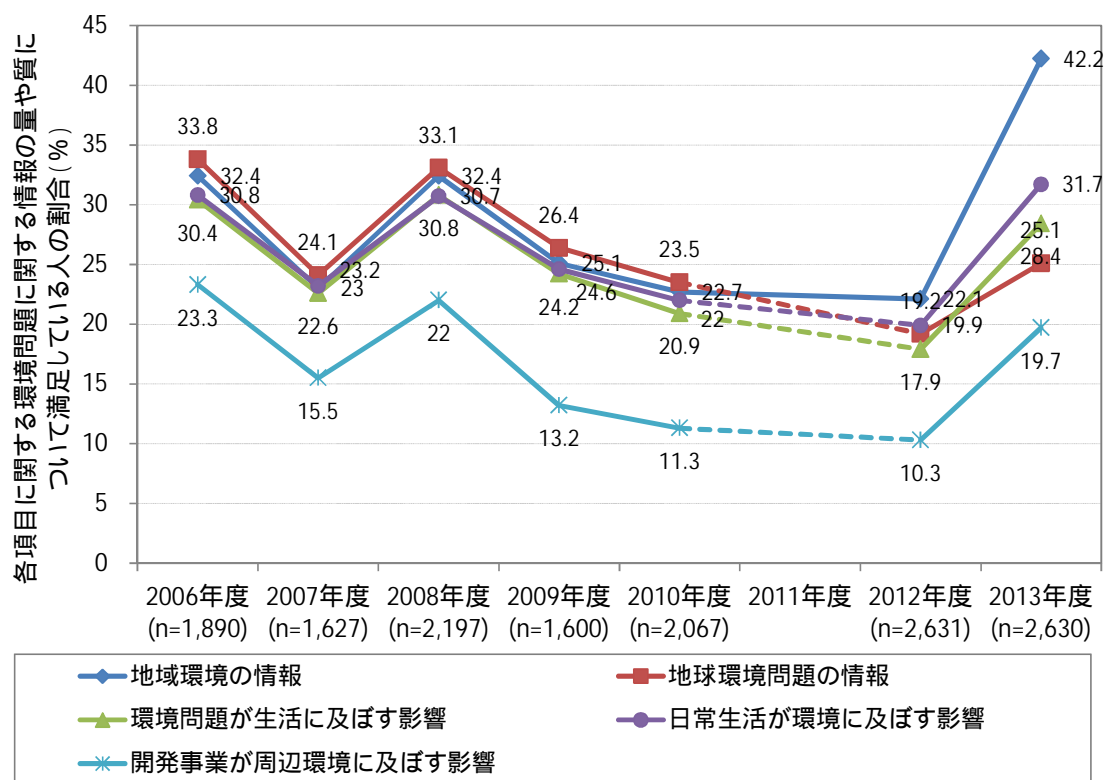


【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】

- 1) 「環境情報全般に関する量や質について、あなたはどの程度満足していますか。」という質問に対し、「十分満足している」「まあ満足している」と回答した人の割合。
- 2) 設問は2012年度に新設されたもの。

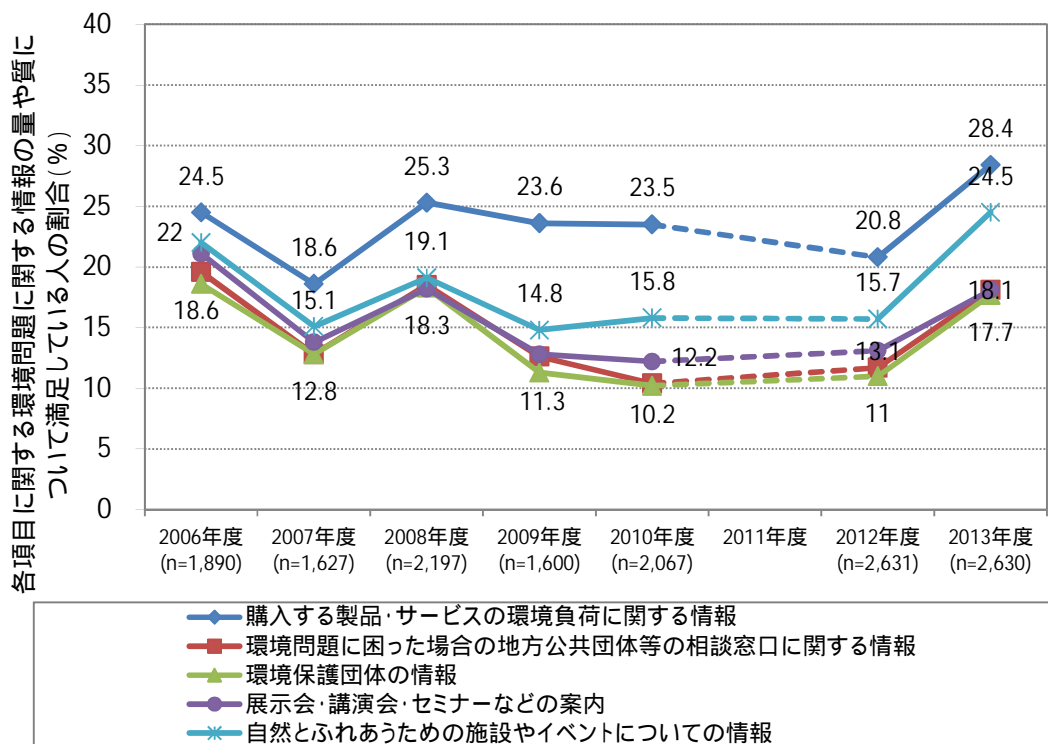
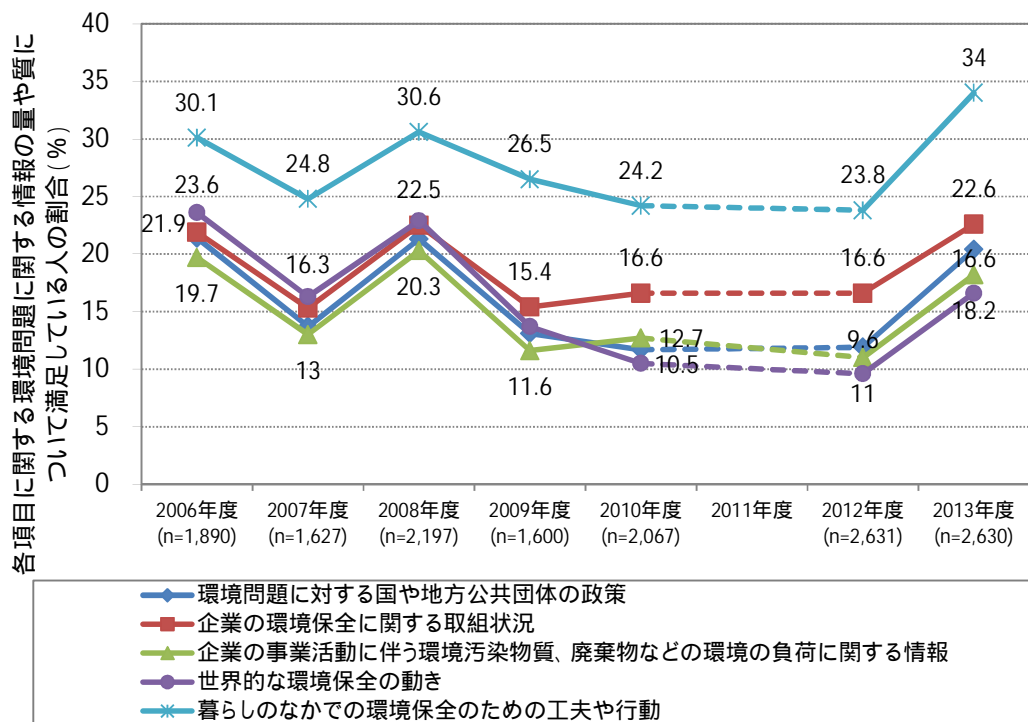
(参考) 環境問題に関する情報の量や質について満足している人の割合(項目別)



【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査(環境省)

【注】

- 1) 2010年度までは回答者の年代の属性に関して補正を行っている。2010年度・2012年度以降については、国勢調査結果と一致するように割り付けを行った上で調査を行っており、補正は行っていない。
- 2) 「十分満足している」「まあ満足している」の合計値。



【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】

1) 2010年度までは回答者の年代の属性に関して補正を行っている。2010年度・2012年度以降については、国勢調査結果と一致するように割り付けを行った上で調査を行

っているため、補正は行っていない。

2)「十分満足している」「まあ満足している」の合計値。

<指標の動向>

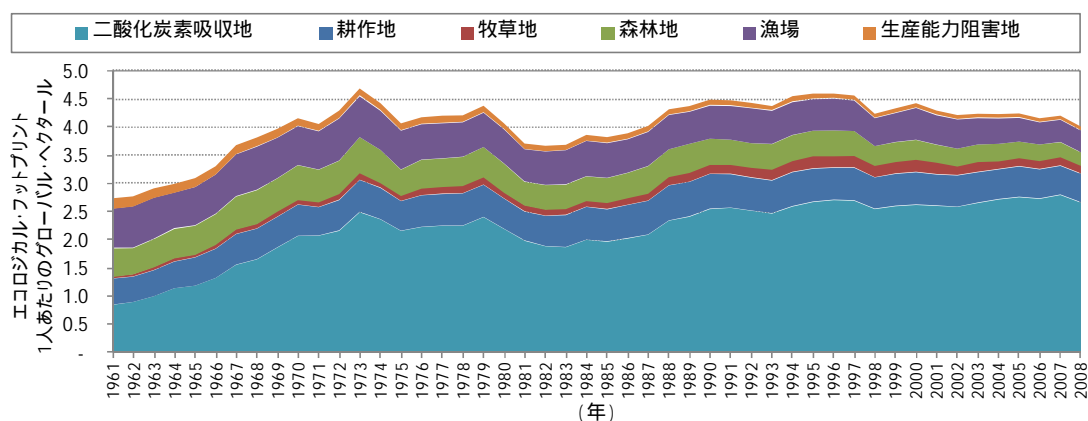
- ・2013年度における環境情報に関する満足度は、「あまり満足していない」が約44.4%と最も多くなっており、「十分満足している」「まあ満足している」が30%程度となっていることから、環境情報全般についての満足度は高いとは言えないことがわかる。
- ・項目別の満足度を見ると、年によりばらつきがみられるが、2012年度から2013年度にかけては15項目すべてについて増加傾向がみられる。

e). 日本と世界の環境面での相互依存性に係る指標

指標一覧	
消費ベース(フットプリント)の指標	-1.エコロジカル・フットプリント
	-2.資源生産性(消費ベース)
資源の自給率(食料)	
資源の自給率(木材)	
資源の自給率(エネルギー)	

消費ベース(フットプリント)の指標

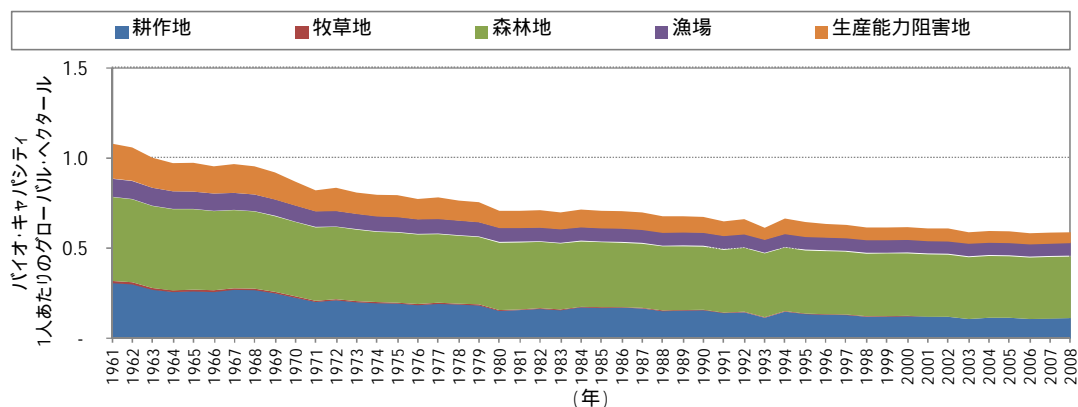
-1.エコロジカル・フットプリント



【出典】日本のエコロジカル・フットプリント 2012 (WWF ジャパン)

【注】エコロジカル・フットプリントは、人類が利用する資源と排出する廃棄物を吸収するのに必要な、生物学的に生産性のある陸域と海域の面積で表したものの。

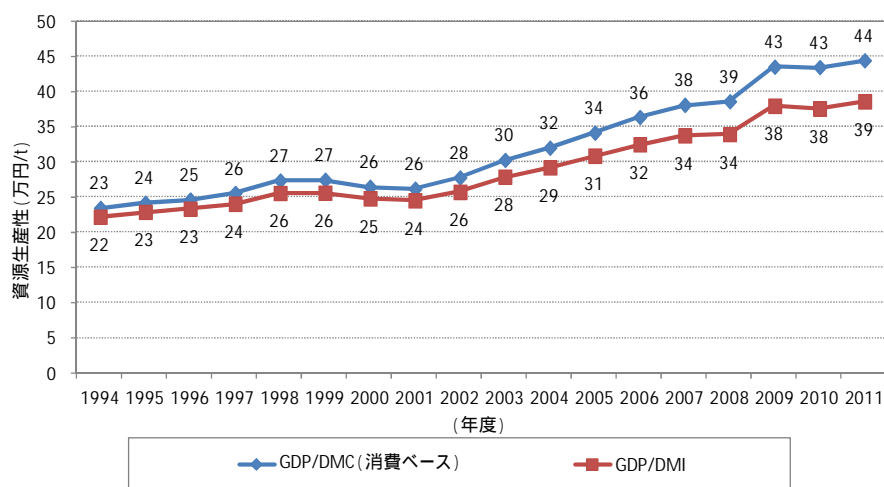
(参考) バイオキャパシティ



【出典】日本のエコロジカル・フットプリント 2012 (WWF ジャパン)

【注】バイオキャパシティ (生物生産力) は、地球上に存在する生産力のある地表の総面積。

-2.資源生産性 (消費ベース)



【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：国民経済計算 (内閣府)

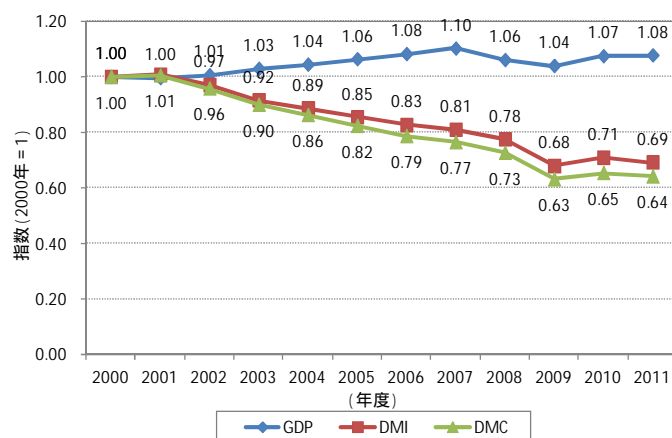
【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 消費ベースの資源生産性は次式により算出される。

$$\text{資源生産性 (消費ベース)} = \text{GDP} / \text{総物質消費量 (DMC)}$$

総物質消費量とは、天然資源等投入量 (国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量) から輸出を控除したものの。

(参考) GDP、DMC、DMI



【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：国民経済計算（内閣府）

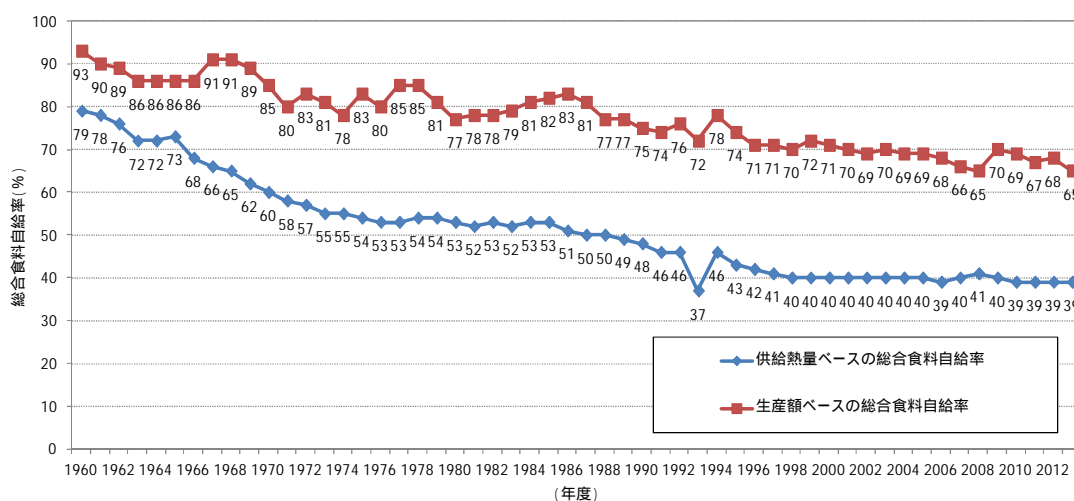
【注】

- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) DMI(天然資源等投入量)とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量で、DMC(総物質消費量)は、DMI から輸出を控除したもの。

< 指標の動向 >

- ・エコロジカル・フットプリント：1960年代から1970年代にかけて、日本のエコロジカル・フットプリントは急増したが、1973年と1979年の石油危機により減少した。その後、1980年代から1990年初期にかけて再び増加し、1990年代半ばをピークに減少に転じた。
- ・消費ベースの資源生産性：1994年以降、年々増加している。これは、GDPが増加している一方で、DMC(総物質消費量)が減少していることによる。

資源の自給率（食料）



【出典】「食料需給表」（農林水産省）

【注】

- 1) 供給熱量ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物及び加工食品については、飼料自給率や減量自給率を乗じて算出している。

供給熱量ベースの総合食料自給率

$$= 1 \text{ 人 } 1 \text{ 日あたり国産供給熱量} / \text{国内総供 } 1 \text{ 人 } 1 \text{ 日あたり給熱量}$$

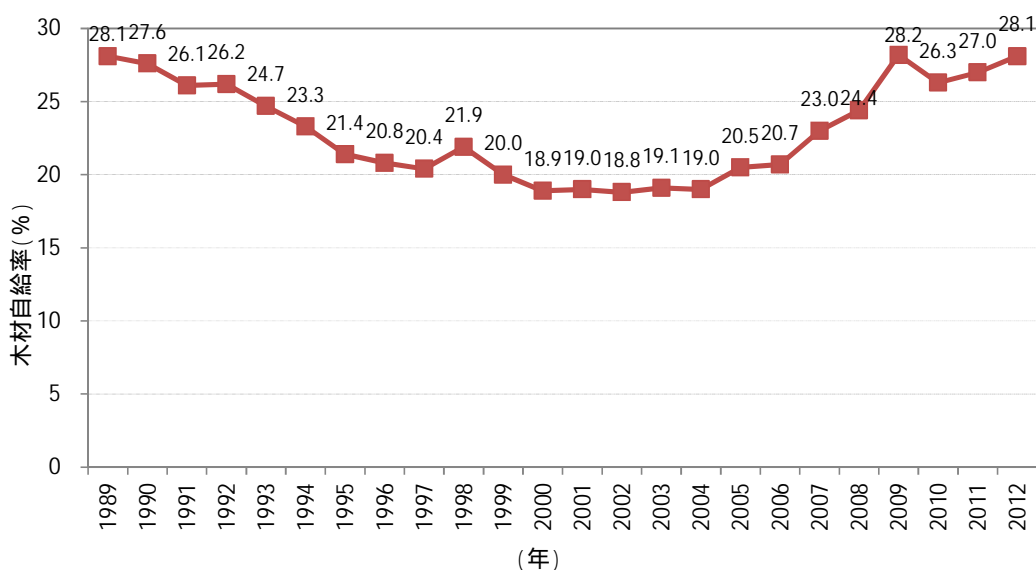
- 2) 生産額ベースの総合食料自給率の算出は次式による。ただし、畜産物及び加工食品については、輸入飼料及び輸入食品原料の額を国内生産額から控除して算出している。

$$\text{生産額ベースの総合食料自給率} = \text{食料の国内生産額} / \text{食料の国内消費仕向額}$$

< 指標の動向 >

- ・供給熱量ベースの総合食料自給率は長期的にみると減少傾向にあり、近年は横ばい傾向で推移している。
- ・生産額ベースの総合食料自給率は、長期的にみると減少傾向にあり、近年は横ばい傾向で推移している。
- ・1993 年度の大幅な供給熱量ベースの総合食料自給率の低下の主な要因として、冷害による米の不作の影響が挙げられる。

資源の自給率（木材）

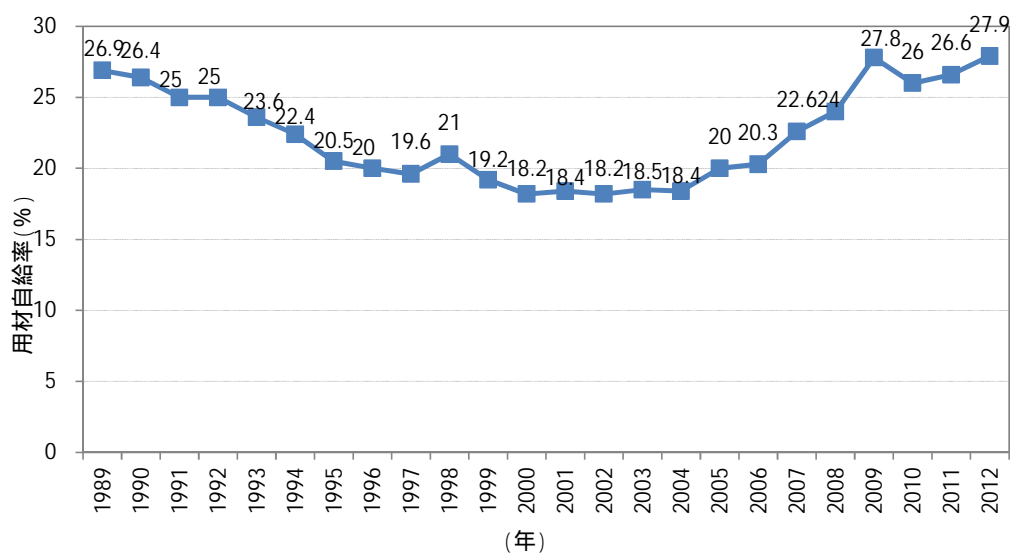


【出典】木材需給表（農林水産省）

【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{木材自給率} = \text{国内生産量} \div \text{総需要量} \times 100$$

（参考）用材自給率



【出典】木材需給表（農林水産省）

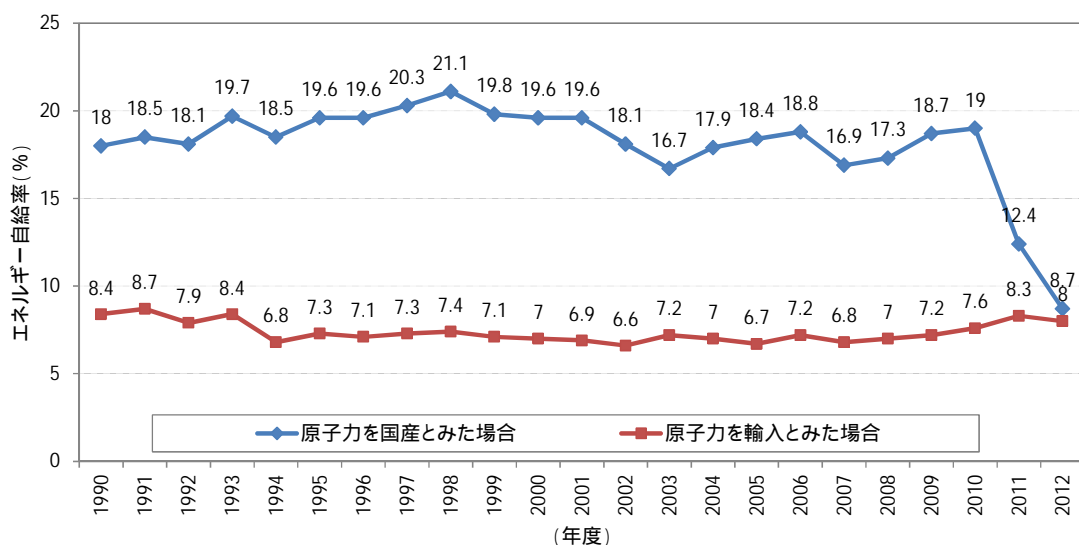
【注】自給率の算出は次式による。

$$\text{用材自給率} = \text{国内用材生産量} \div \text{用材需要量} \times 100$$

< 指標の動向 >

木材自給率は減少傾向にあったが、2004年頃から微増傾向となっている。

資源の自給率（エネルギー）



【出典】「総合エネルギー統計」（資源エネルギー庁）

【注】

1) エネルギー自給率の計算は次式による。

$$\text{エネルギー自給率} = \text{一次エネルギー国内産出(1)} / \text{一次エネルギー国内供給(2)}$$

1 一次エネルギー国内産出：石炭、原油、天然ガス、再生可能・未活用エネルギーの国内産出量。

2 一次エネルギー国内供給：石炭、石炭製品、原油、石油製品、天然ガス、再生可能エネルギー等の国内産出量と輸入量の合計から輸出量を差し引き、供給在庫変動量を加減（取崩しは加算。積増しは減算。）した量。

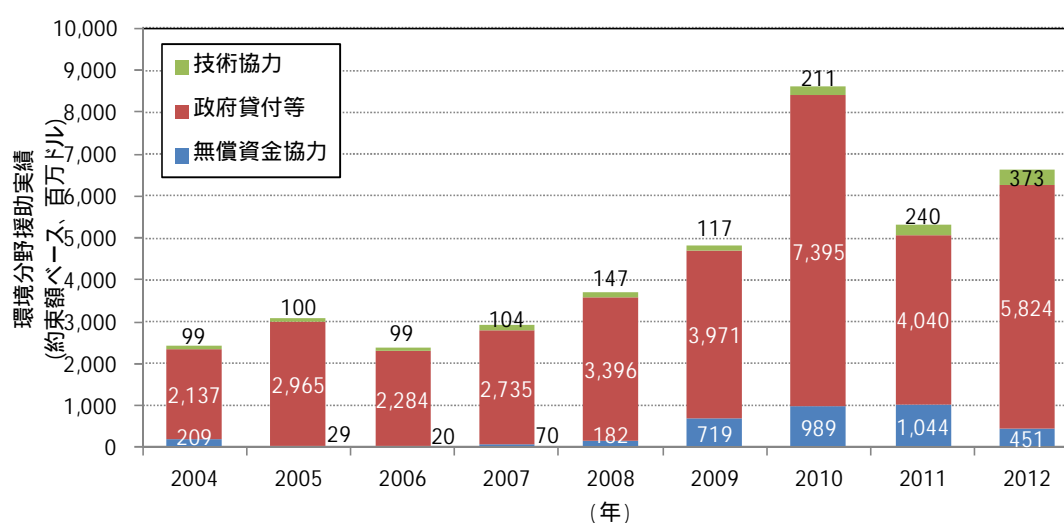
< 指標の動向 >

- ・2011年度に、原子力を国産と見た場合のエネルギー自給率は大幅に減少し12.4%となった。2012年度も8.7%とさらに減少している。
- ・原子力を輸入と見た場合のエネルギー自給率は、前年度比3.6ポイント減の8.0%となった。

f). 日本の環境面での国際貢献度に係る指標

指標一覧
国：環境分野に関する ODA 拠出額
都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数

国：環境分野に関する ODA 拠出額



【出典】ODA 白書参考資料（外務省）

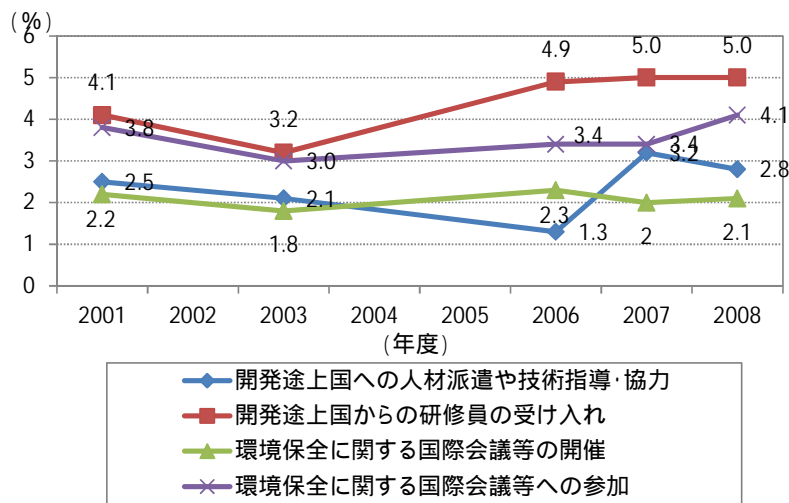
【注】東欧および卒業国向け援助を含む、約束手続ベース。

< 指標の動向 >

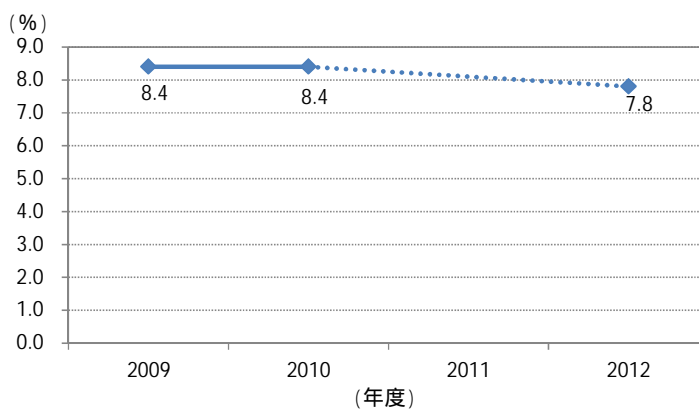
技術協力、政府貸付等、無償資金提供のいずれも、2006 年以降増加傾向にあり 2010 年に大幅に増加した。2011 年には減少したものの 2012 年に再び増加した。

都市：国際に関連した環境活動を行っている自治体数

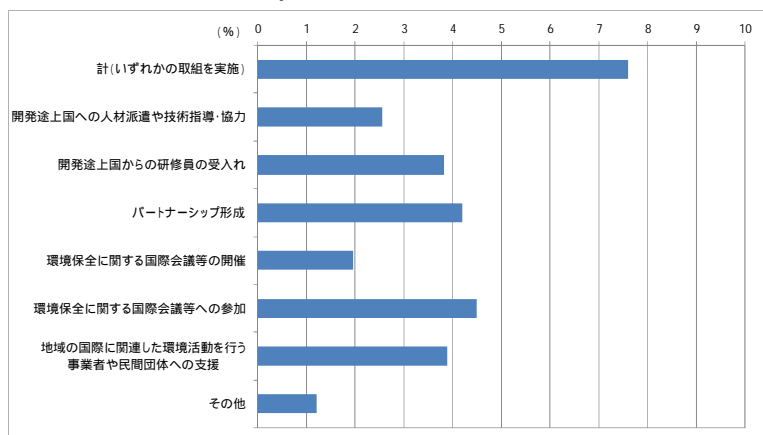
・ 2001～2008 年度



・ 2009～2012 年度（アンケート設問変更）



・ 2013 年度（アンケート設問変更）



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

1) 2001～2008年度と2009～2012年度、2013年度で設問が異なる。なお、2002・2004・2005年度は調査未実施。

2001～2008年度：各項目について「既に実施中」と回答した自治体の割合。

2009～2012年度：「環境施策の実施状況」に関する問で、第三次環境基本計画に記載されている「国際的取組」を実施しているかどうかについての回答結果。「実施している」と回答した地方公共団体と「必要な施策は一部実施している」と回答した地方公共団体の合計の割合。

2013年度：各項目について「実施している」と回答した地方公共団体と「実施を検討中」と回答した地方公共団体の合計の割合。計については、いずれかの項目を1つでも「実施している」と回答した地方公共団体の割合。

2) 回答している地方公共団体及び回答率は年度により異なる。

< 指標の動向 >

項目にもよるが、国際に関連した環境活動を行っている自治体は、おおむね低い水準で横ばい傾向である。

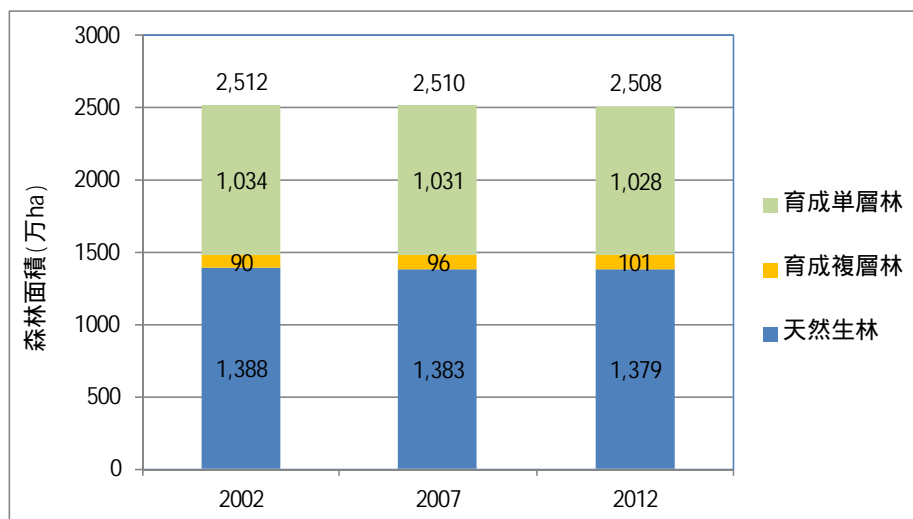
g). 持続可能な社会を支える自然資本に係る指標

指標一覧	
森林面積・森林蓄積量	-1.森林面積
	-2.森林蓄積量
藻場・干潟面積	-1.藻場面積
	-2.干潟面積

森林面積・森林蓄積量

-1. 森林面積

・育成単層林 + 育成複層林 + 天然生林【再掲】

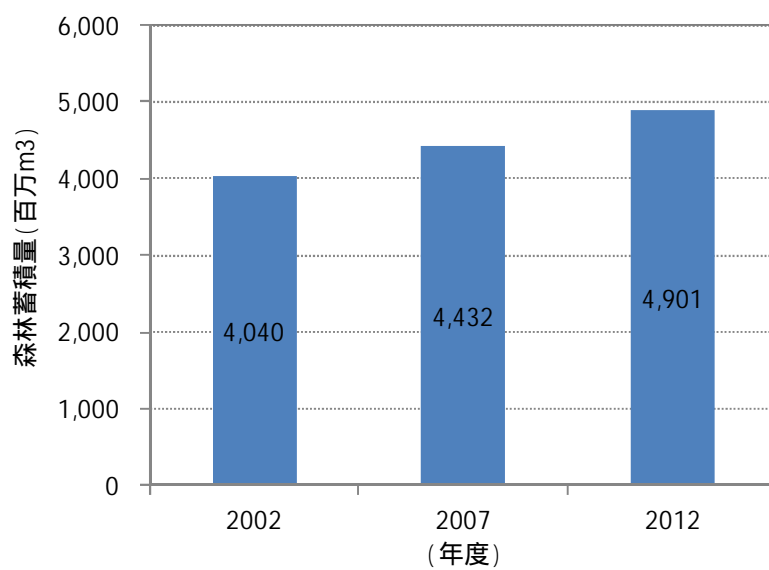


【出典】森林資源の現況（林野庁）

【注】

「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

-2.森林蓄積量



【出典】森林資源の現況（林野庁）

【注】

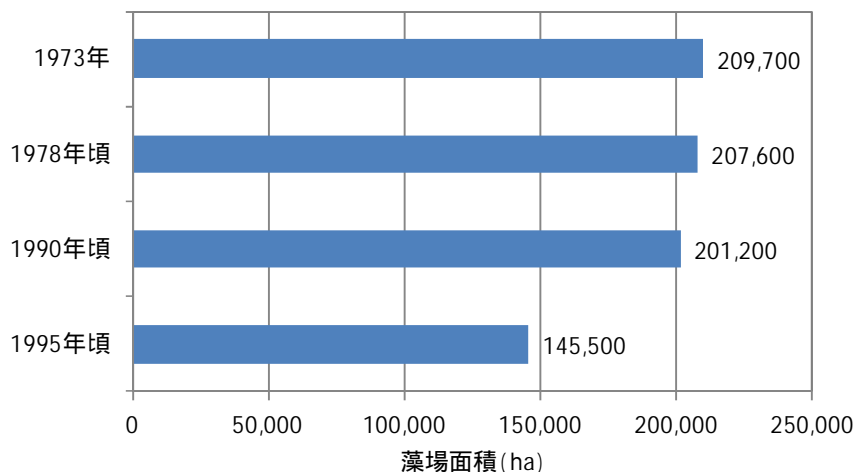
1) 森林法第2条第1項に規定する森林の数値。

< 指標の動向 >

森林面積はほぼ横ばいで推移しているが、森林蓄積量は増加している。

藻場・干潟面積

-1.藻場面積

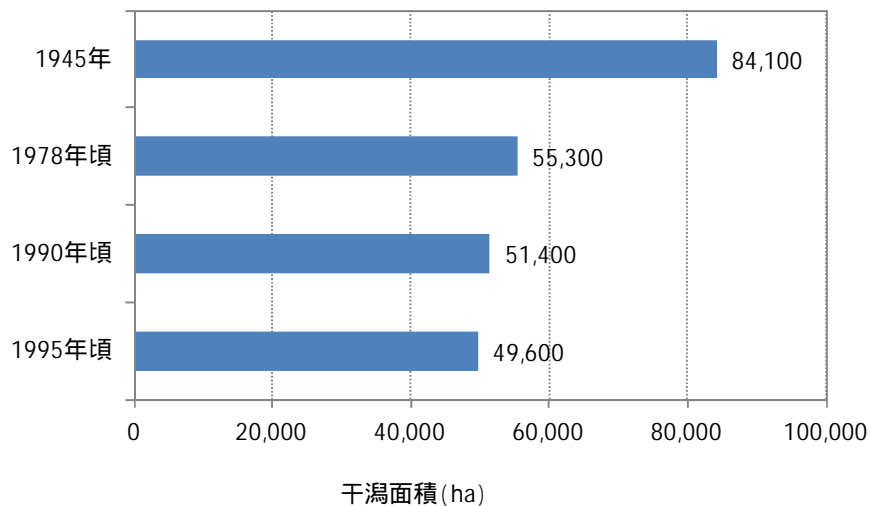


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典:「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の藻場の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。また1973年の藻場の面積も同様にして算出されている。
- 3) 1990年頃の藻場の面積については、1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の藻場の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。また、面積は、前2回の調査が水深20mまでを対象としていたのに対し、水深10mまでを対象としているため直接的な比較はできない。
- 5) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

-2.干潟面積

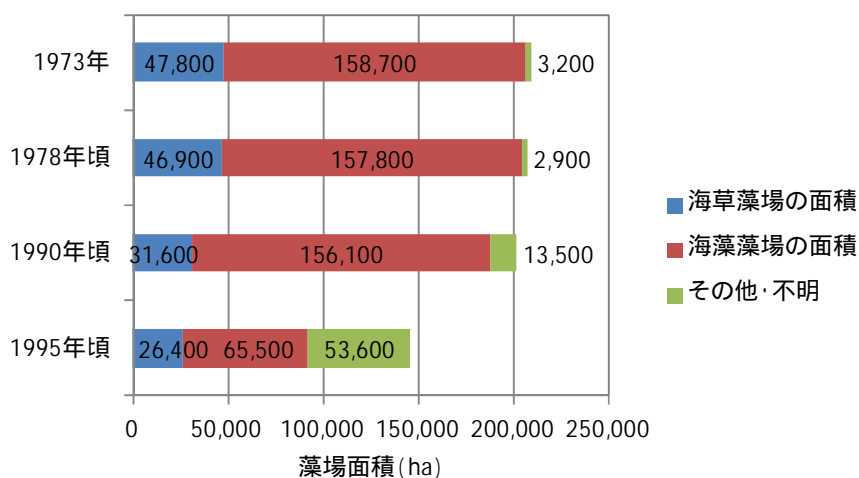


【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典:「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 年次は調査が実施された年度等を示しており、厳密に当該年の実態を示したものと限らない。
- 2) 1978年頃の干潟の面積は、1990年頃の現存面積に1978年から1990年頃までの消滅面積を加えて算出したもの。1945年の干潟の面積は、このようにして算出した1978年頃の面積に1945年から1978年頃までの消滅面積をさらに加えて算出したもの。
- 3) 1990年頃の干潟の面積については1989-92年度調査のデータである。
- 4) 1995年頃の干潟の面積については、1995-96年度調査のデータである。ただし、徳島県・兵庫県が未調査であるため、1989-92年度調査のデータを用いて補完してある。
- 5) 干潟は現存する干潟で、次の要件の全てに合致するもの。高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が100m以上あること。大潮時の連続した干出域の面積が1ha以上であること。移動しやすい底質(礫、砂、砂泥、泥)であること。

(参考) 藻場面積の内訳



【出典】「生物多様性総合評価報告書」(環境省)(原典:「自然環境保全基礎調査」(環境省))

【注】

- 1) 「その他・不明」は、調査時に指定された藻場タイプに当てはまらない海草・海藻類を示す。
- 2) 1990年頃と1995年頃の藻場(特に海藻藻場)の面積は、集計方法の違いがあるため、単純比較はできない。

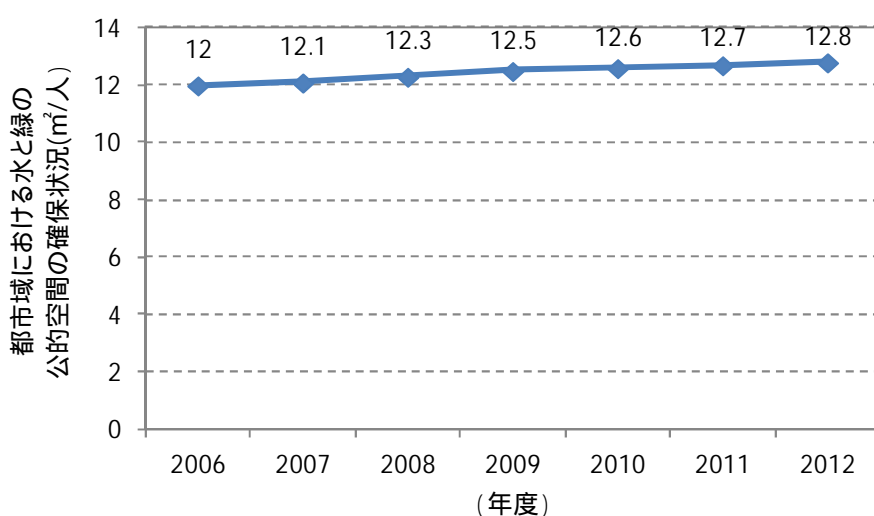
< 指標の動向 >

- ・時系列で比較可能なデータがないため、不明。

h). 持続可能な社会を支える人工資本に係る指標

指標一覧
生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標
環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量

生活基盤：都市域における水と緑の面的な確保状況を示す指標【再掲】



【出典】社会資本整備重点計画のフォローアップ（政策チェックアップ）資料（国土交通省）

【注】

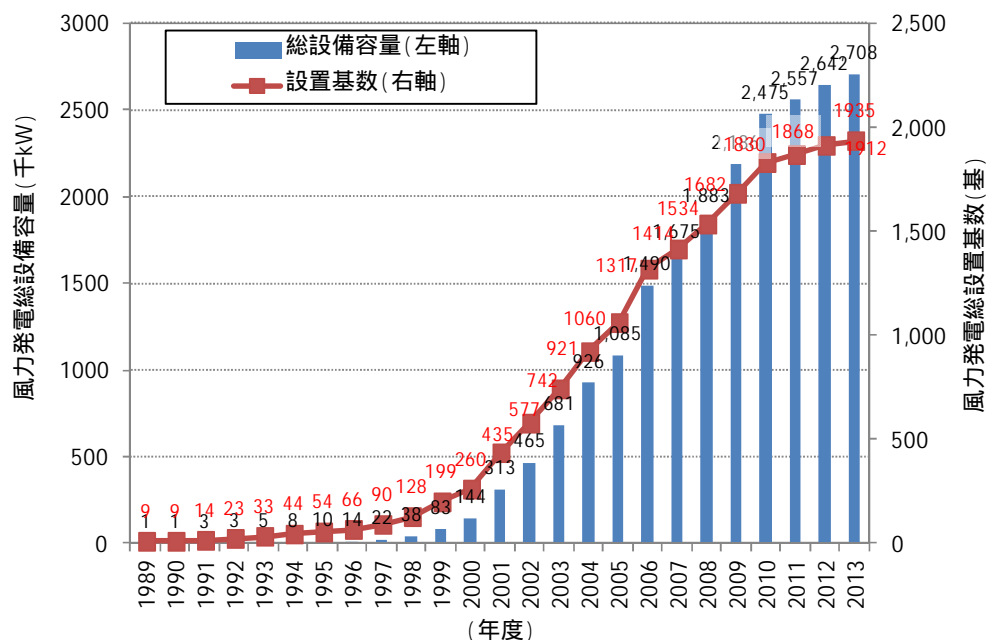
- 1) 都市域における（港湾の区域を含む）自然的環境（樹林地、草地、水面等）を主たる構成要素とする空間であり、制度的に持続性が担保されている空間の確保量（面積）を都市域人口で除したものの。

< 指標の動向 >

確保状況はゆるやかな増加傾向にある。

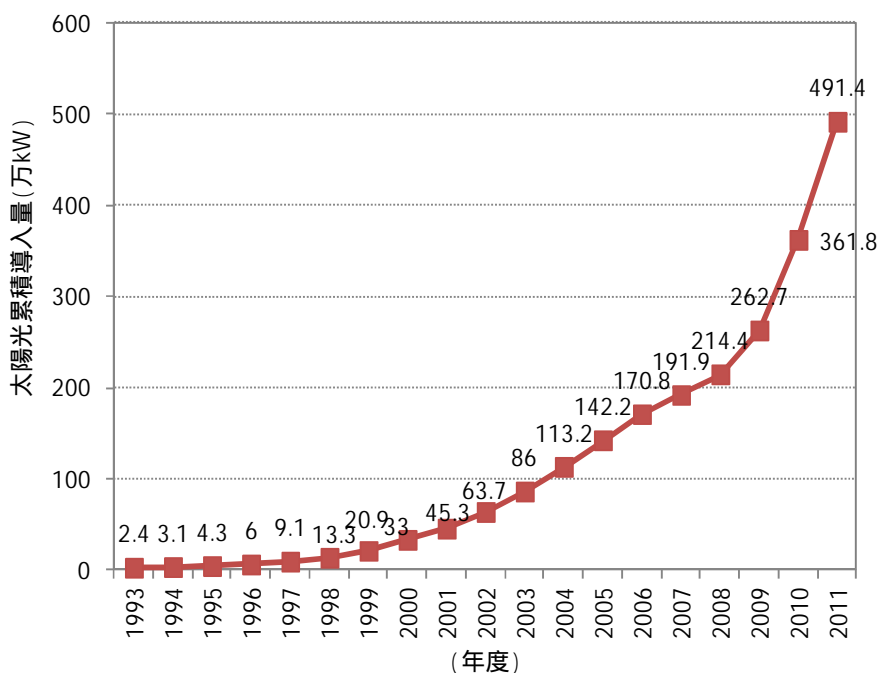
環境負荷の少ない人工資本：再生可能エネルギーの導入量

・風力発電



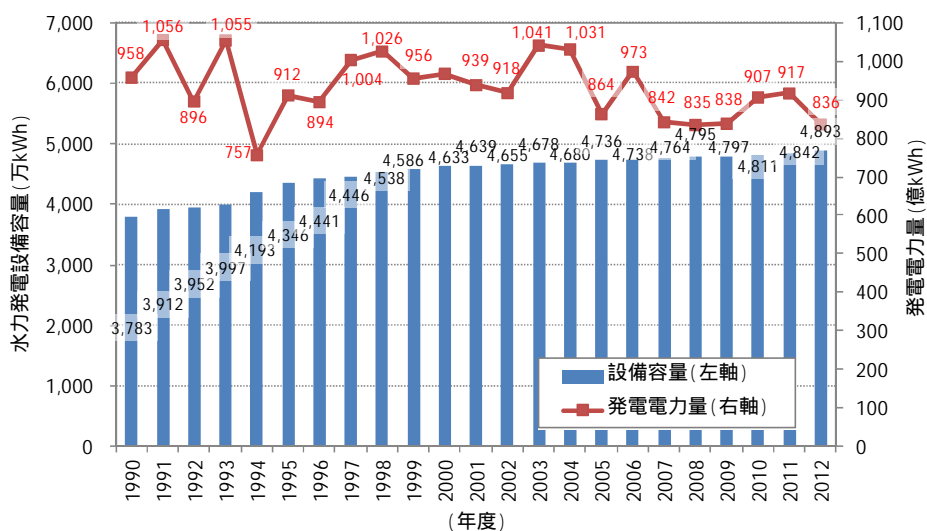
【出典】日本国内における風力発電設備・導入実績（新エネルギー・産業技術総合開発機構）

・太陽光発電



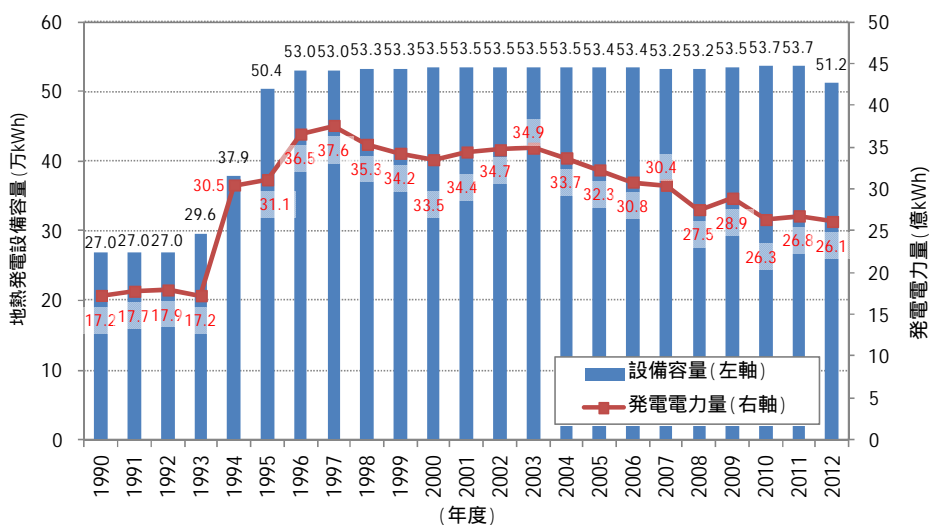
【出典】太陽光発電基本情報 導入状況および導入見通し（資源エネルギー庁）

・水力発電



【出典】電気事業便覧(平成 25 年版) (電気事業連合会)

・地熱発電



【出典】電気事業便覧(平成 25 年版) (電気事業連合会)

< 指標の動向 >

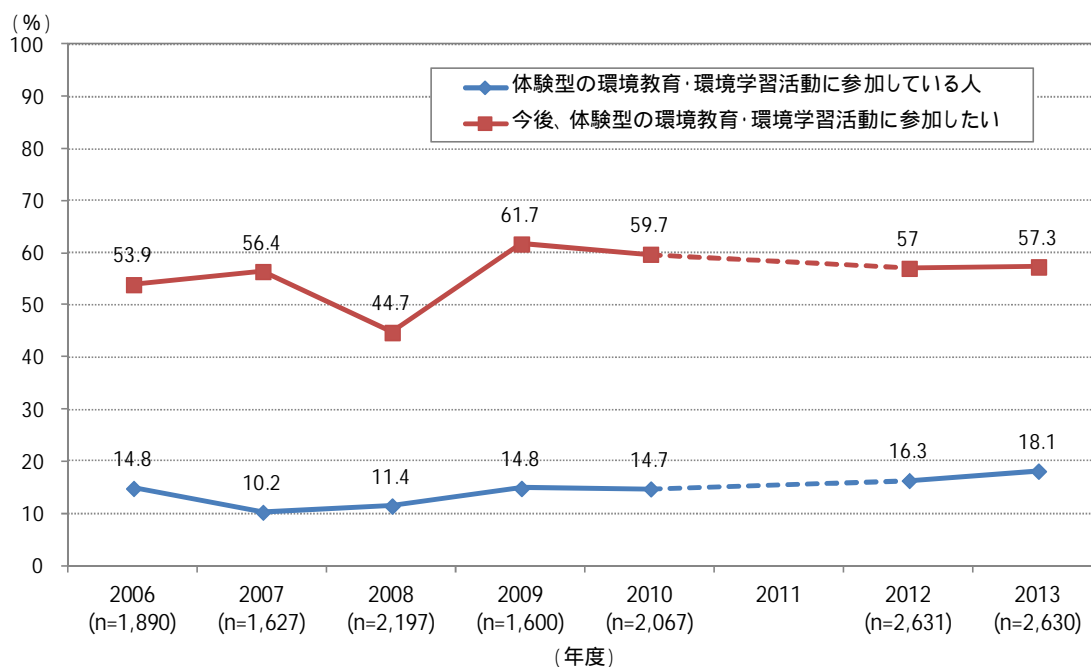
- ・風力発電設置基数、総設備容量ともに、年々増加傾向にある。
- ・太陽光発電：導入量は増加傾向にある。
- ・水力発電：設備容量は緩やかに増加しているが、発電電力量は横ばいである。
- ・地熱発電：1990年から1996年までは設備容量、発電電力量ともに増加していたが、1996年以降は、設備容量は横ばいとなり、発電電力量はやや減少傾向にある。

i). 持続可能な社会を支える社会関係資本に係る指標

指標一覧	
主体の力	-1.国民：体験型の環境教育・環境学習に参加した国民の割合
	-2.地方公共団体：持続可能な地域づくりに向けた考え方や進め方に関する計画や方針が策定されている地方公共団体の割合
	-3.【事業者】ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業数
主体間の連携	-1. 計画の実施に際して地域の多様な主体が対話型で参画できている地方公共団体の割合
	-2.+ESD プロジェクトの登録数

主体の力

-1.国民：体験型の環境教育・環境学習に参加した国民の割合



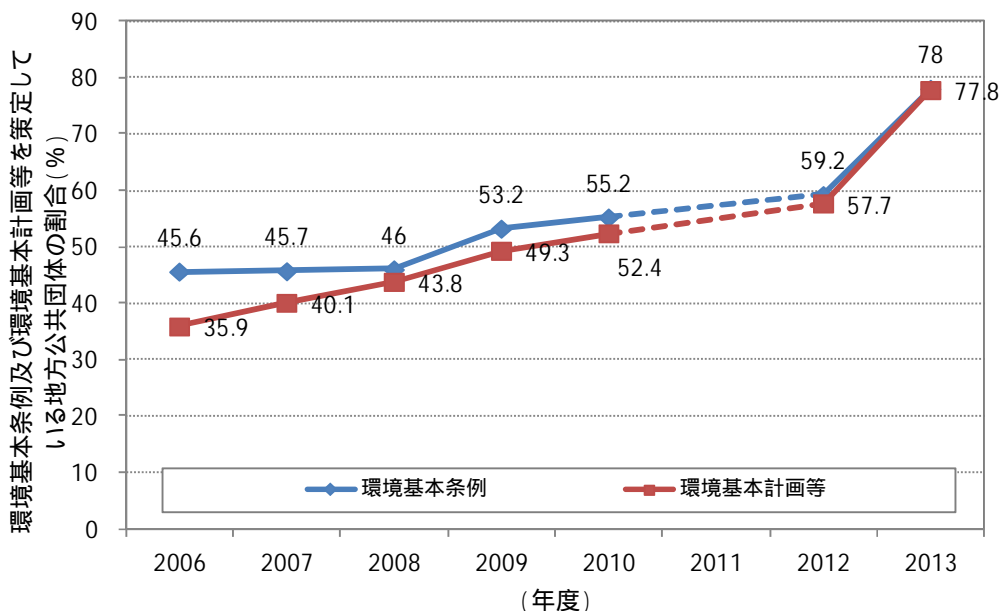
【出典】環境にやさしいライフスタイル実態調査（環境省）

【注】2011年度は調査を実施していない。

< 指標の動向 >

- ・活動に参加している人の割合は、概ね横ばいで推移している。
- ・今後活動に参加したいと考えている人の割合は、2012年度で57%となり、2008年度と比較して約10ポイント程度増加したが、2009年度の約62%と比較すると減少している。

-2.地方公共団体：持続可能な地域づくりに向けた考え方や進め方に関する計画や方針が策定されている地方公共団体の割合



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

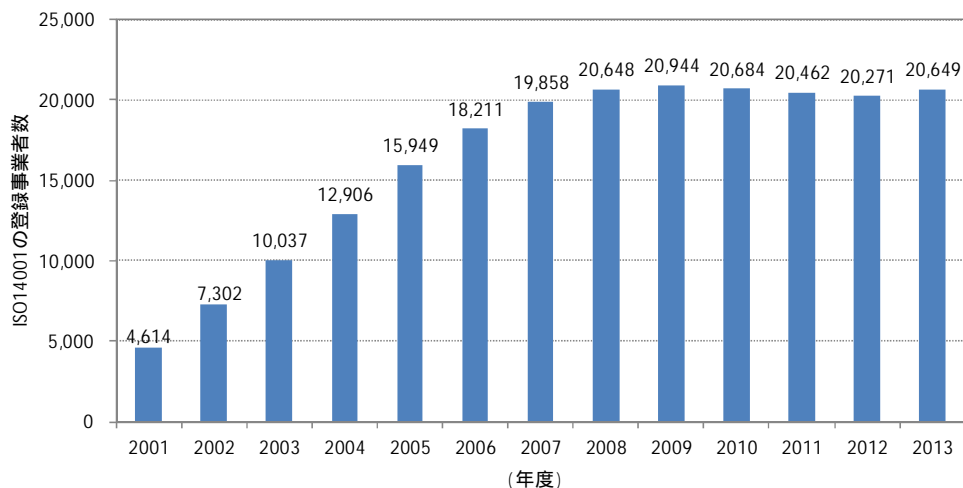
- 1) 環境基本条例：環境施策の基本となる条例の策定状況について「(既に)策定済み」と回答した地方公共団体の割合。環境基本計画：環境施策の基本となる計画の策定状況について「(既に)策定済み」と回答した地方公共団体の割合。
- 2) 回答している地方公共団体及び回答率は年度により異なる。
- 3) 2011年度は調査未実施。

< 指標の動向 >

- ・環境施策の基本となる条例及び環境施策の基本となる計画はともに増加傾向にあったが、2013年度は大きく増加している。
- ・2010年度には条例及び計画ともに策定率50%を超えている。

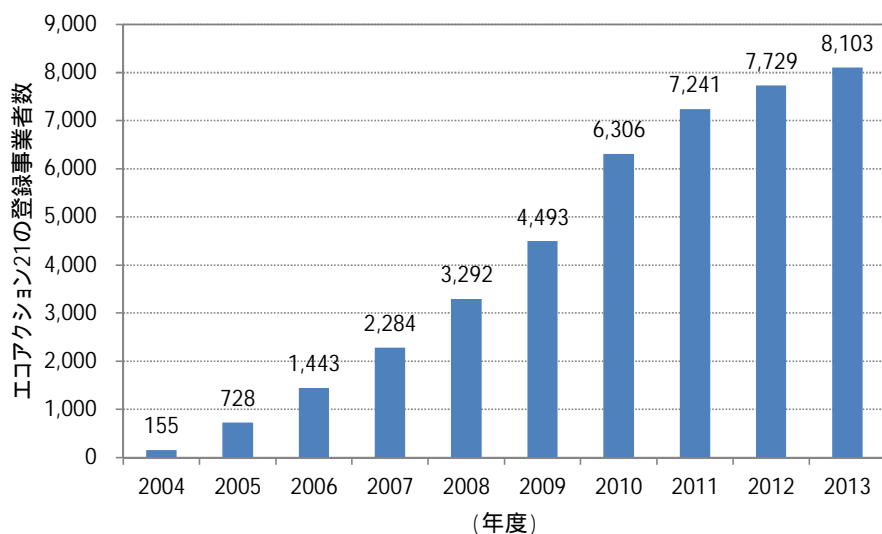
-3.事業者：ISO14001、エコアクション 21 等の登録事業数

・ ISO14001



【出典】公益財団法人 日本適合性認定協会資料

・ エコアクション 21



【出典】エコアクション 21 ホームページの認証・登録の状況（一般財団法人 持続性推進機構 エコアクション 21 中央事務局）

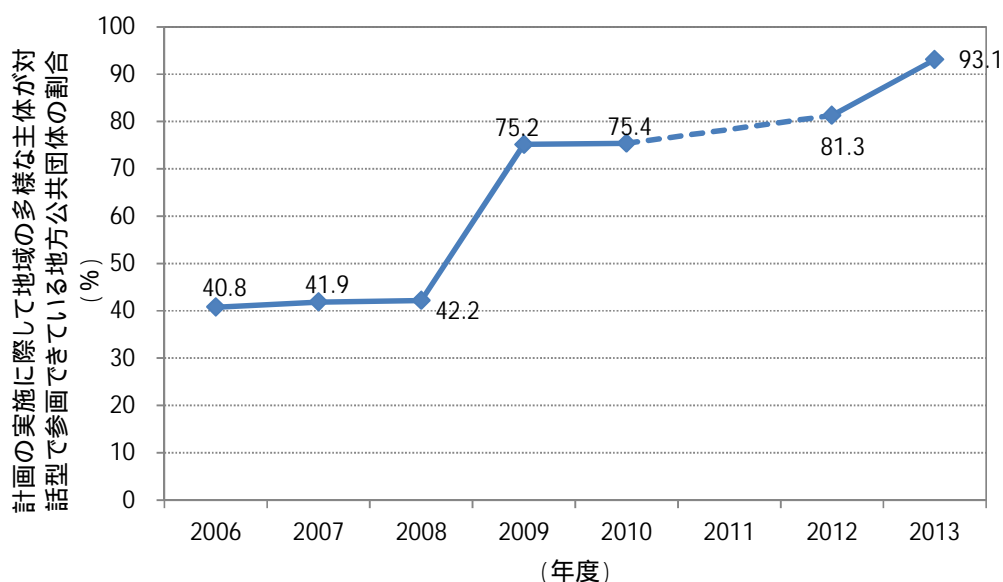
【注】エコアクション 21 の登録事業者数は累計値。

< 指標の動向 >

- ・ ISO14001 の登録事業者数は 2001 年度～2009 年度まで順調に増加し、その後は緩やかに減少していたが、2013 年度は増加に転じた。
- ・ エコアクション 21 の認証取得・登録事業者数は順調に増加している。

主体間の連携

-1. 計画の実施に際して地域の多様な主体が対話型で参画できている地方公共団体の割合



【出典】環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査（環境省）

【注】

1) 2006～2008年度と2009～2013年度では回答選択肢が異なる。

2009～2013年度：地域の環境保全に関する計画、地域の環境政策に関する条例の策定や見直しの過程で、住民等の意見を「取り入れた又は取り入れている」と答えた地方公共団体の割合。

2006～2008年度：「取り入れている」と答えた地方公共団体の割合。

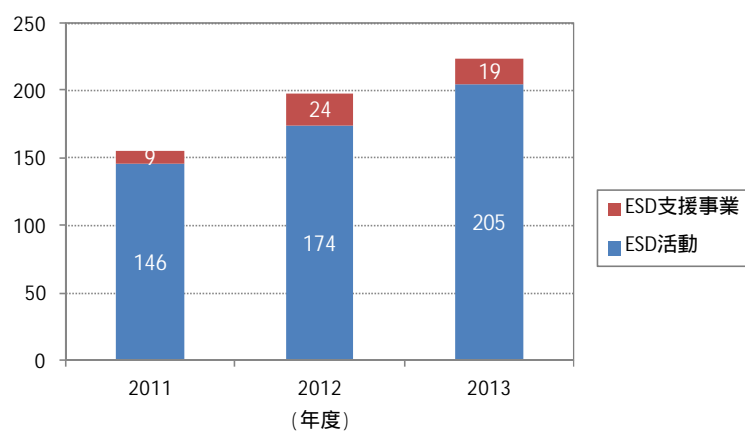
2) 回答している地方公共団体及び回答率は年度により異なる。

3) 2011年度は調査未実施。

< 指標の動向 >

2006～2008年度、2009年度～2013年度の同じ選択肢での質問では、実施している地方公共団体の割合は横ばいである。

-2. +ESD プロジェクトの登録数



【出典】+ESD プロジェクトホームページの組織・団体検索結果（一般社団法人 国際環境研究協会）

< 指標の動向 >

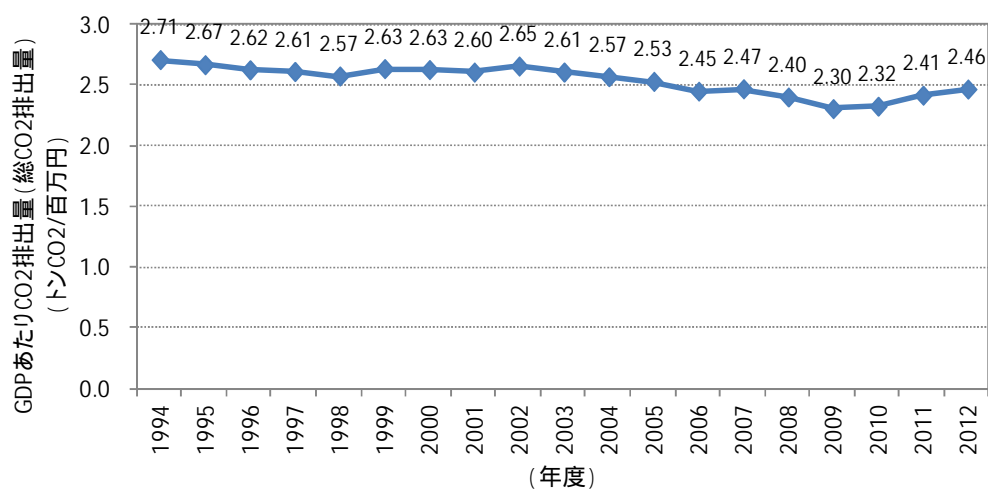
ESD 支援事業は、2013 年度にやや減少したものの、ESD 活動は、2011 年度から増加傾向にある。

III. 「環境と社会経済の関係を端的に表す指標」の動向

端的指標として設定されている指標について、次頁よりデータを示す。

分類
環境効率性を示す指標【再掲】
資源生産性を示す指標【再掲】
環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標【再掲】
環境に対する満足度を示す指標

環境効率性を示す指標【再掲】



【出典】 CO2 排出量：日本の温室効果ガス排出量データ（国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス） GDP（1994～2011年）：「2011（平成23）年度 国民経済計算確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2011年） 遡及推計」（内閣府） GDP（2012年）：「2012（平成24）年度 国民経済計算確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2012年）」（内閣府）

【注】

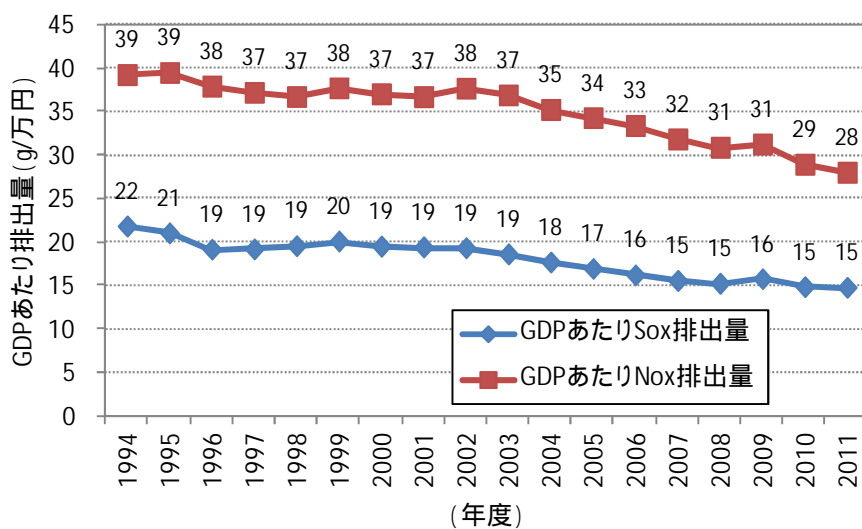
- 1) GDP は 2005 年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 環境効率性の算出は次式による。

$$\text{環境効率性} = \text{CO2 排出量} / \text{GDP}$$

< 指標の動向 >

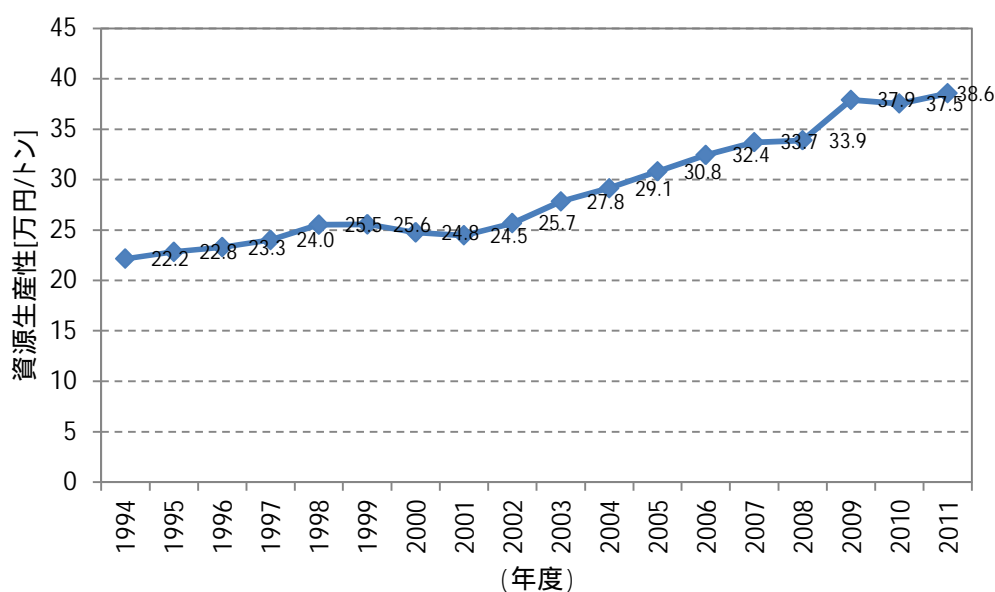
近年緩やかな減少傾向がみられる。

(参考) GDPあたりのNO_x排出量、GDPあたりのSO_x排出量



【出典】 GDP (1994～2011年):「2011(平成23)年度 国民経済計算確報(2005年基準・93SNA)(1994年～2011年) 遡及推計」(内閣府) GDP(2012年):「2012(平成24)年度 国民経済計算確報(2005年基準・93SNA)(1994年～2012年)」(内閣府) NO_x排出量、SO_x排出量: OECD Stat “Emissions of air pollutants” (OECD)

資源生産性を示す指標【再掲】



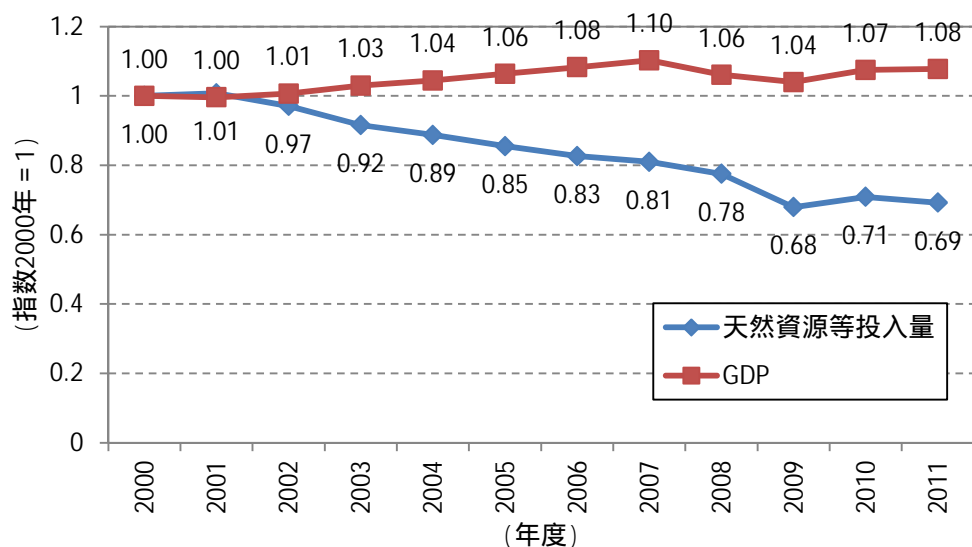
【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「2011（平成23）年度 国民経済計算 確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2011年） 遡及推計」（内閣府）

【注】

- 1) GDPは2005年基準・実質・連鎖方式。
- 2) 天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指す。資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかにかに物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す。資源生産性の算出は次式による。

$$\text{資源生産性} = \text{GDP} / \text{天然資源等投入量 (DMI)}$$

(参考) GDP、天然資源等投入量の推移



【出典】天然資源等投入量：環境省資料、GDP：「2011（平成23）年度 国民経済計算 確報（2005年基準・93SNA）（1994年～2011年） 遡及推計」（内閣府）

【注】GDPは2005年基準・実質・連鎖方式。

< 指標の動向 >

- ・資源生産性は2000年度以降、増加傾向にあったが、2010年度は減少している。
- ・GDPは金融危機の影響により2007年度から2009年度まで減少したが、2010年度は増加している。
- ・天然資源等投入量は2001年度より減少傾向にある。この要因として、主に土石系資源投入量の減少によるものが大きく、大規模公共事業の減少を反映している。

環境容量の占有量を示すエコロジカル・フットプリントの考え方による指標
具体的なデータの取り方等について、今後、検討をすすめる予定。

環境に対する満足度を示す指標

具体的なデータの取り方等について、今後、検討をすすめる予定。
検討内容等は別途報告書でとりまとめている。